
浜田市こども計画

(令和 7 年度～令和 11 年度)

こどもや若者が自分らしく生きるまちへ
～家庭・地域・社会全体で支え合うみんなの笑顔～



令和7年3月
浜 田 市

はじめに

令和5年4月に施行されたこども基本法に定められたこども大綱には、これから目指すべき社会として、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会「こどもまんなか社会」の実現を目指すとしており、地方公共団体はその実現に向けて取り組んでいく必要があります。

これまで市では、平成27年3月に「浜田市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、令和2年度から令和6年度までを「第2期」として、市の重点施策である子育て支援を推進してきたところです。

この間、「病児・病後児保育室」の再開、「子育て世代包括支援センター」の移転、「こども家庭センター」の設置など子育て支援の充実を図ってきました。

この度、こども基本法第10条第2項に定める市町村こども計画として、令和7年度から令和11年度までを計画期間とする「浜田市こども計画」を策定しました。この計画の基本理念を「こどもや若者が自分らしく生きるまちへ～家庭・地域・社会全体で支え合うみんなの笑顔～」とし、権利の主体であるこどもや若者が自由に意見を表明し、自分らしく成長していく姿を、家庭や地域が見守るまちを目指しています。「こどもまんなか社会」の実現に向けて、全力で取り組んでまいります。

なお、本計画を推進していくためには、行政はもとより市民や関係団体の皆さんとの連携が不可欠になります。今後とも皆さんのご理解とご協力をお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見・ご提言をいただきました浜田市保健医療福祉協議会及び浜田市子ども・子育て支援専門部会の委員の皆さん、アンケート調査にご協力いただきました市民の皆さん並びにヒアリング調査にご協力いただきました事業所の皆さん及び関係団体の皆さんに心から感謝申し上げます。

令和7年3月

浜田市長 久保田 章市

目 次

第1章 計画の基本的な考え方	1
1 計画策定の趣旨と背景	1
2 計画の法的根拠と位置づけ	2
3 計画の期間	3
4 策定体制	4
第2章 こども・子育てを取り巻く現状	5
1 統計による浜田市の状況	5
2 教育・保育や子育て支援に関する現状	17
3 アンケート結果の概要	23
4 第2期子ども・子育て支援事業計画の評価	46
5 現状と課題を踏まえたこども・子育て支援の方向性	48
第3章 計画の基本理念	52
1 計画の基本理念	52
2 計画の基本視点	53
3 重点的な取組施策	54
4 施策体系	55
5 数値目標	56
第4章 施策の展開	57
基本視点1 ライフステージを通じた視点	57
基本視点2 こどもの誕生前から幼児期における視点	69
基本視点3 学童期・思春期における視点	76
基本視点4 青年期における視点	85
基本視点5 子育て当事者への視点	87
基本視点6 こども・若者の社会参画・意見反映の視点	96
第5章 目標事業量と確保の方策	97
1 将来におけるこどもの数の推計	97
2 教育・保育提供区域の設定	99
3 教育・保育の事業量の見込み	100
4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み	103
5 教育と保育の一体的提供に向けた市の考え方	115
第6章 推進体制	116
1 計画の推進にあたって	116
2 計画の推進体制	117
資料編	118
参考資料1 委員等名簿	118
参考資料2 協議会等規則	120

第 1 章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨と背景

わが国の出生率の低下や急速な少子化の進行を受けて、こどもを産み育てやすい環境づくりに社会全体で取り組むために、国では子ども・子育て支援の取組が進められてきました。このような取組にも関わらず、令和 5 年には全国の合計特殊出生率が 1.20 と統計上過去最低となり、出生数も 727,277 人と過去最少となりました。

また核家族化の進行、地域におけるコミュニティの希薄化、児童虐待の顕在化、経済的に困難な状況にある世帯におけるこどもへの貧困の連鎖など、こどもと家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。

国では、このようなこどもと子育てを取り巻く社会情勢の変化を受けて、こども基本法を令和 4 年 6 月に公布、令和 5 年 4 月に施行し、本法に掲げられたこども施策の立案、実施を担う行政機関としてこども家庭庁が発足、令和 5 年 12 月には「こども大綱」及び「こども未来戦略」が策定されました。

「こども大綱」では、全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境などにかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」を目指すことが掲げられています。

浜田市（以下「本市」という。）では、平成 27 年 3 月に「浜田市次世代育成支援行動計画」を引継ぎ、「第 1 期浜田市子ども・子育て支援事業計画」を策定、また、令和 2 年 3 月には、幼児教育・保育の無償化などの施策と共に、「第 2 期浜田市子ども・子育て支援事業計画」に基づいて、こども・子育てに関する施策を総合的に推進してきました。

このたび、「第 2 期浜田市子ども・子育て支援事業計画」が、令和 6 年度で計画期間が満了となることに伴い、こども・子育て環境の変化や浜田市の現状を踏まえ、「こどもまんなか社会」の実現に向け、「子ども・若者計画」、「こどもの貧困対策計画」及び「第 3 期浜田市子ども・子育て支援事業計画」を包含した「浜田市こども計画」を策定します。

※浜田市こども計画における表記について

「こども」：法令、施策など、既に名称として存在するものの他は「こども」と表記します。

「障がい」：法令、施策など、既に名称として存在するものの他は「障がい」と表記します。

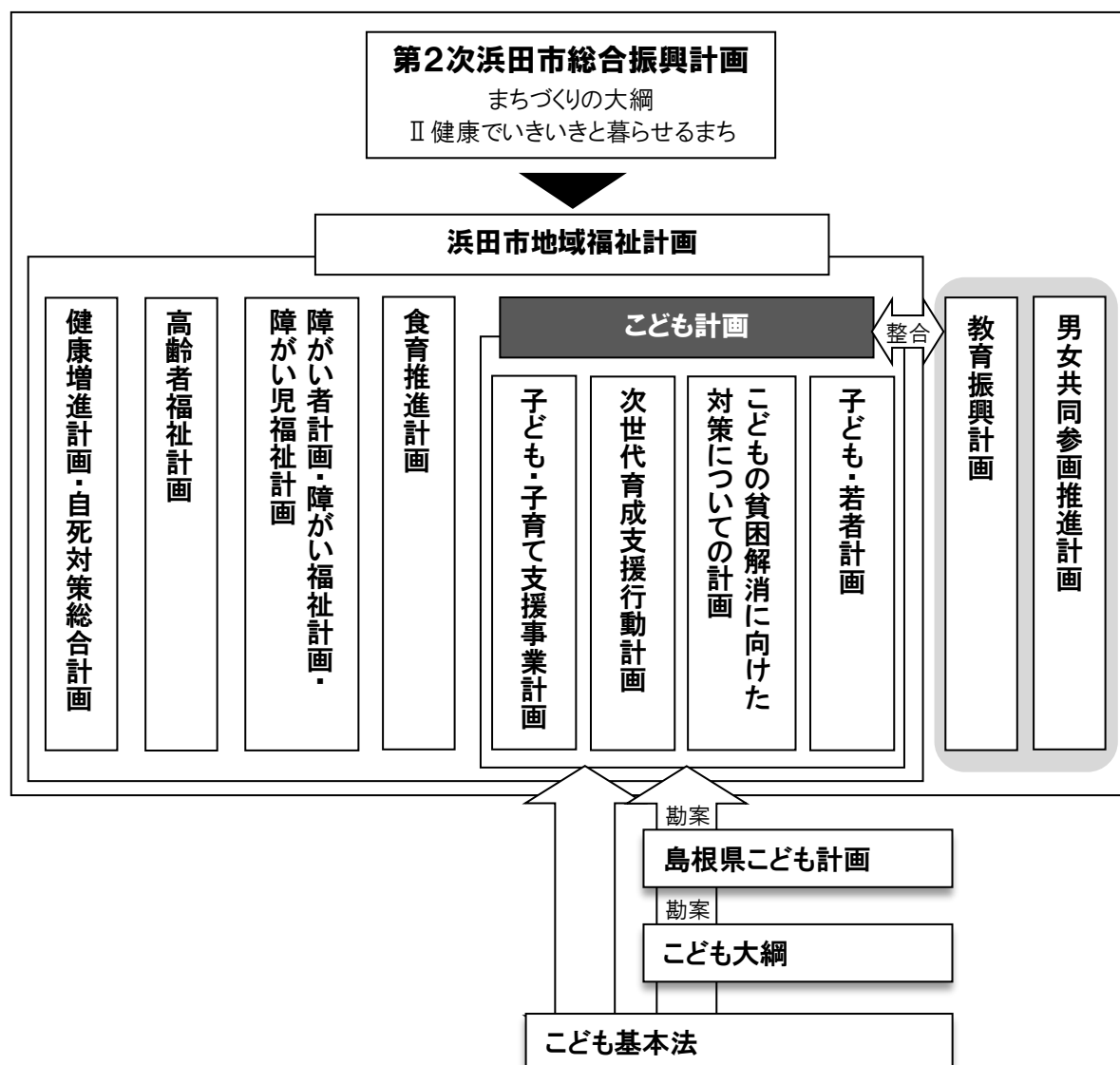
2 計画の法的根拠と位置づけ

本計画は、こども基本法第10条の規定に基づき、こども大綱及び島根県こども計画を勘案し、策定する市町村こども計画で、本市のこどもと子育て支援にかかる総合的な計画として策定するものです。また、「子ども・子育て支援法」第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画、「次世代育成支援対策推進法」第8条に基づく市町村行動計画、「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」第10条に基づく市町村計画及び「子ども・若者育成支援推進法」第9条に基づく市町村計画にも位置づけ一体的に策定します。

策定にあたっては、上位計画である「第2次浜田市総合振興計画」や、その他関連計画との整合性を図ります。

加えて、令和5年12月にこども家庭庁、文部科学省から示された「放課後児童対策パッケージ」において、市町村子ども・子育て支援事業計画に盛り込むべき内容が定められているため、本計画の中で定めていきます。

■計画の位置づけ



3 計画の期間

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5か年とします。計画の最終年度である令和11年度には、計画の達成状況の確認と見直しを行います。

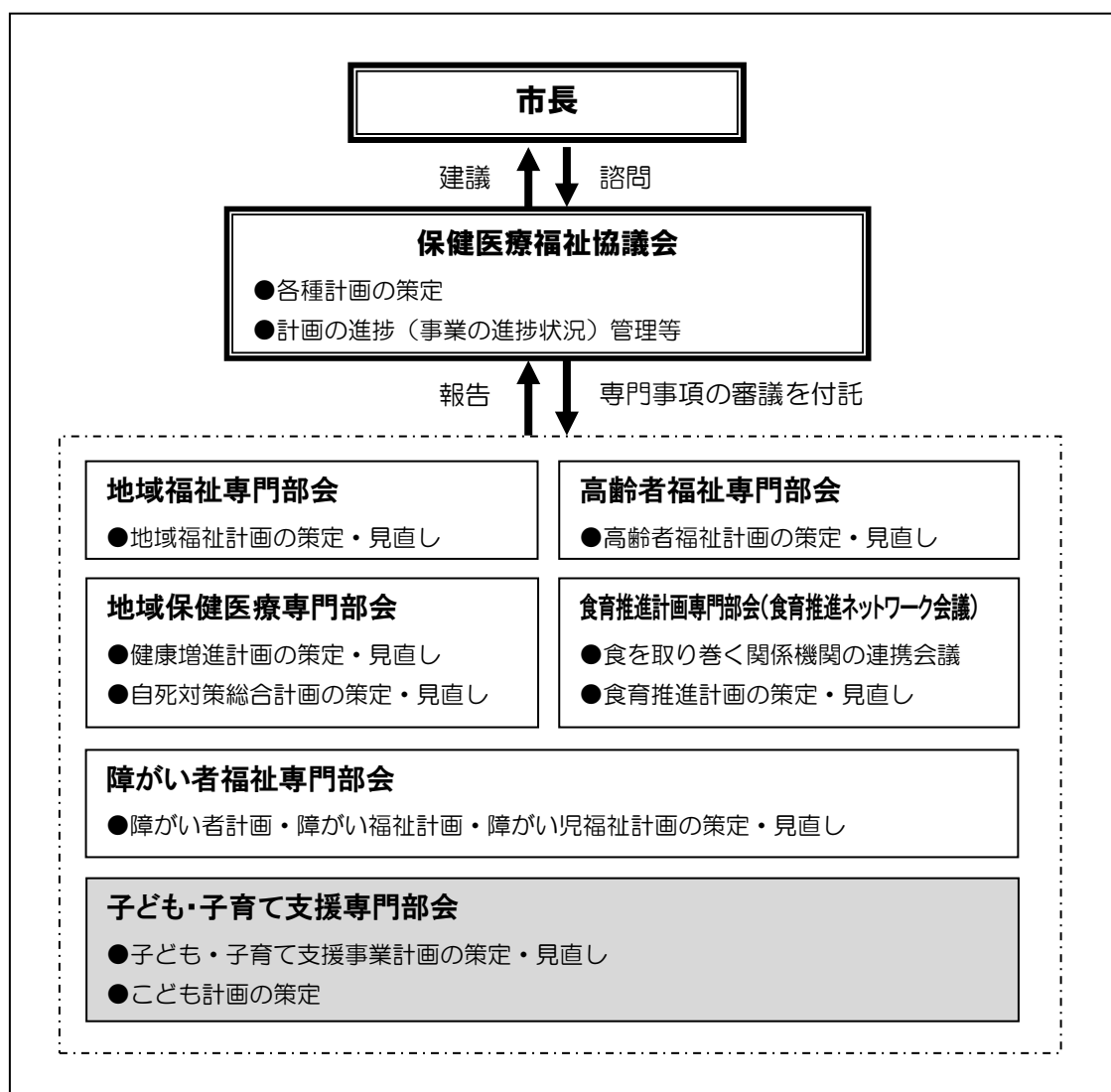
(年度)								
令和5 2023	令和6 2024	令和7 2025	令和8 2026	令和9 2027	令和10 2028	令和11 2029	令和12 2030	令和13 2031
第2期浜田市子ども・ 子育て支援事業計画	浜田市こども計画 (第3期浜田市子ども・子育て支援事業計画)							
						見直し・ 次期計画策定	次期計画	

4 策定体制

本計画の策定にあたっては、浜田市子ども・子育て会議の機能を担う浜田市保健医療福祉協議会において出た有識者や教育・保育の関係者、市民等の意見を踏まえ検討・策定しました。また、重要事項や詳細な項目については、浜田市子ども・子育て支援専門部会にて協議し、保健医療福祉協議会との調整・連携を図りました。

また、市民向けのアンケート調査により把握した、子育てを取り巻く状況や子育て支援に関するニーズに加え、子育て支援団体や事業所へのヒアリング調査等により、現場の職員が認識する課題や今後のサービス意向を把握し、計画策定への基礎資料としました。また、パブリックコメントを実施することで、市民の意見を広く聴取する機会を確保しました。

■策定体制イメージ図



第2章 こども・子育てを取り巻く現状

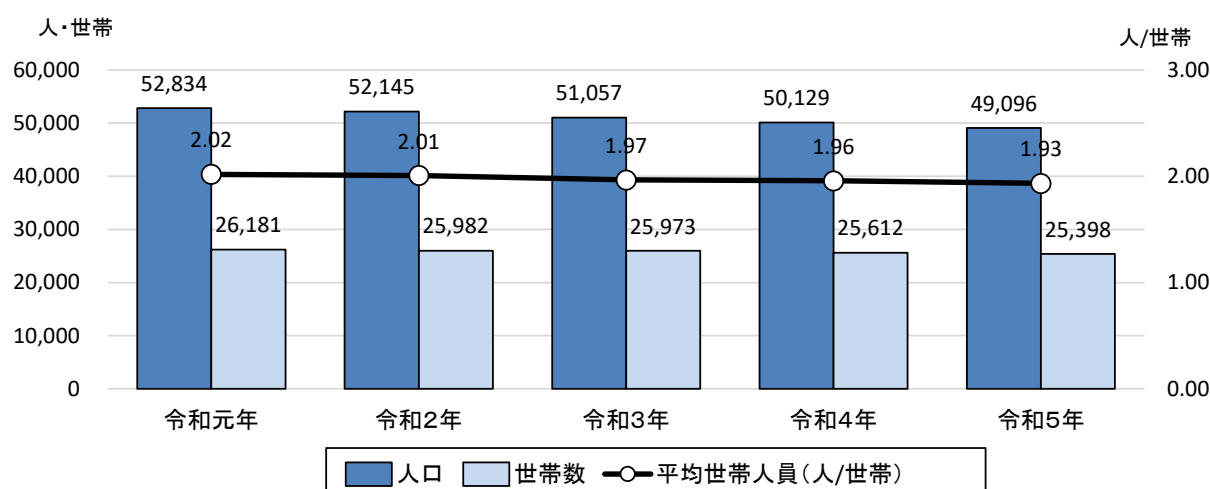
1 統計による浜田市の状況

(1) 人口や世帯の状況

① 人口と世帯数の推移

本市の人口は減少傾向で推移しており、令和5年4月1日現在で49,096人となっています。世帯数は微減傾向にあり、1世帯あたりの人数は減少しています。

■人口と世帯数の推移

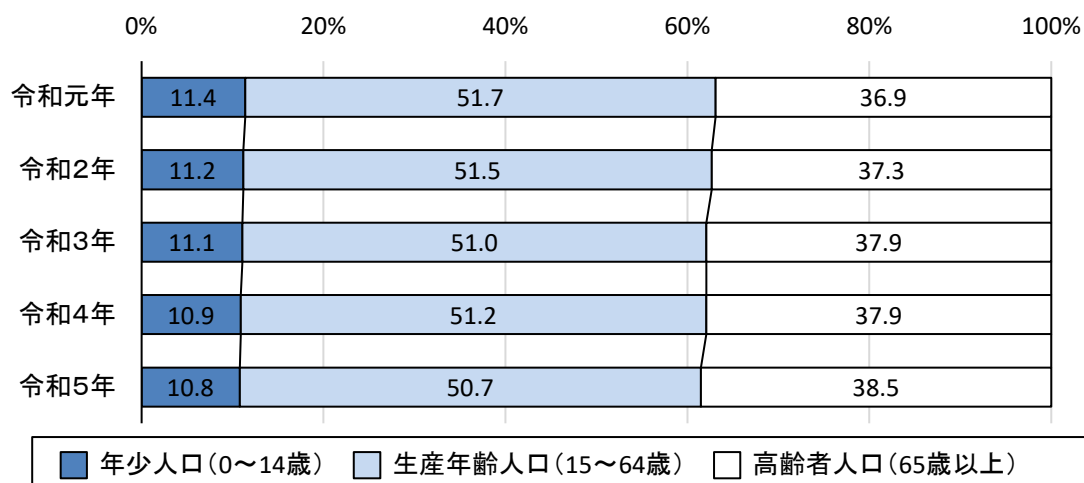


資料: 住民基本台帳(各年4月1日現在)

② 年齢3区分別人口割合の推移

本市の年齢3区分別人口の割合をみると、年少人口は減少傾向にある一方で、高齢者人口は増加傾向にあります。本市においても少子高齢化が進行していることがわかります。

■年齢3区分別人口割合の推移

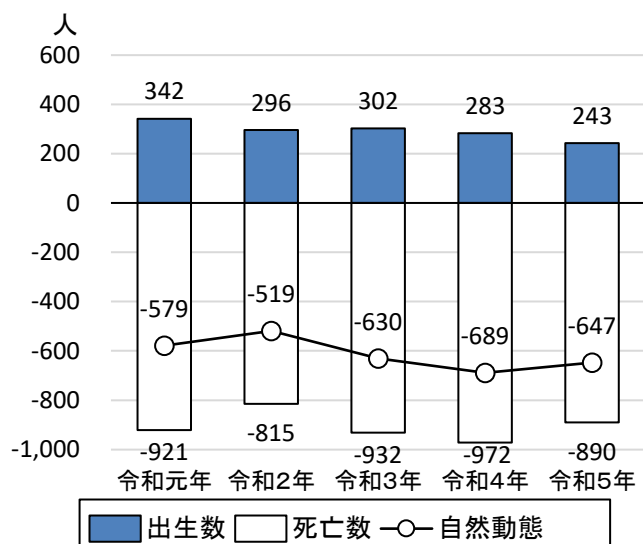


資料: 住民基本台帳(各年4月1日現在)

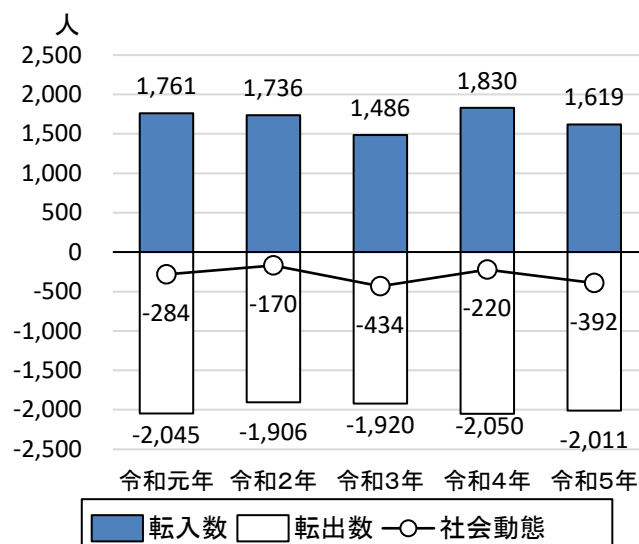
③ 人口動態

自然動態をみると、死亡数が出生数を上回って推移しており、令和5年では647人のマイナスとなっています。社会動態では、転出が転入を上回っており、社会増減もマイナスとなっています。

■自然動態の推移



■社会動態の推移



■人口動態の推移

区分	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
出生数	342	296	302	283	243
死亡数	921	815	932	972	890
自然動態	-579	-519	-630	-689	-647
転入数	1,761	1,736	1,486	1,830	1,619
転出数	2,045	1,906	1,920	2,050	2,011
社会動態	-284	-170	-434	-220	-392
人口動態	-863	-689	-1,064	-909	-1,039

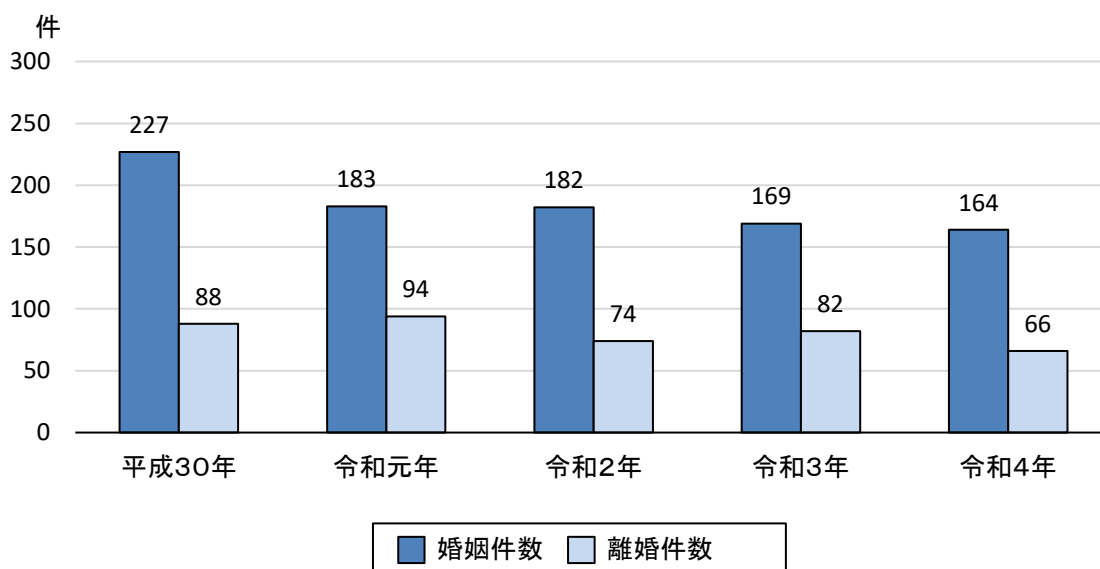
資料：住民基本台帳

④ 婚姻・離婚数と婚姻・離婚率の推移

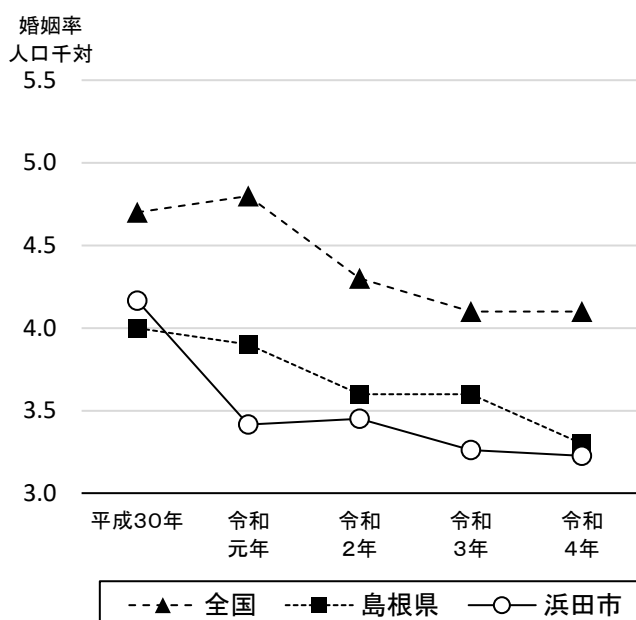
婚姻件数は、減少傾向となっており、婚姻率をみても全国、島根県と同様に毎年下がっています。

離婚件数も減少傾向となっており、令和4年では66件であり、離婚率をみても全国、島根県と同様に下がっています。

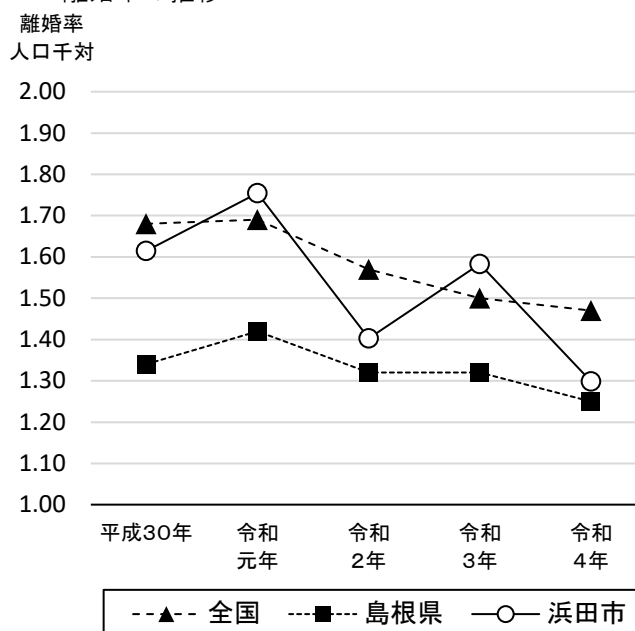
■婚姻件数・離婚件数の推移



■婚姻率の推移



■離婚率の推移

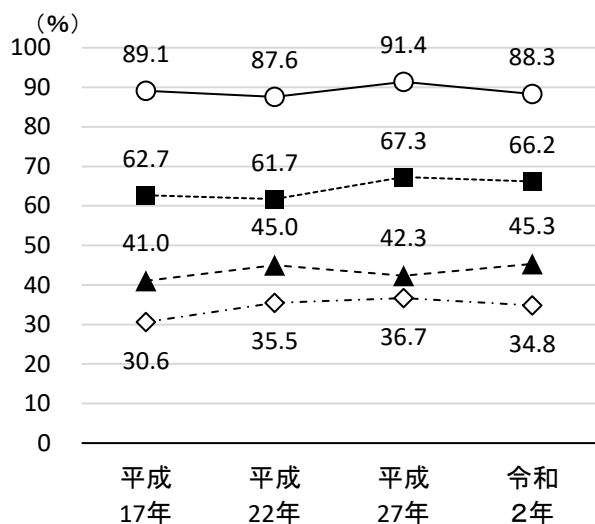


資料：人口動態統計

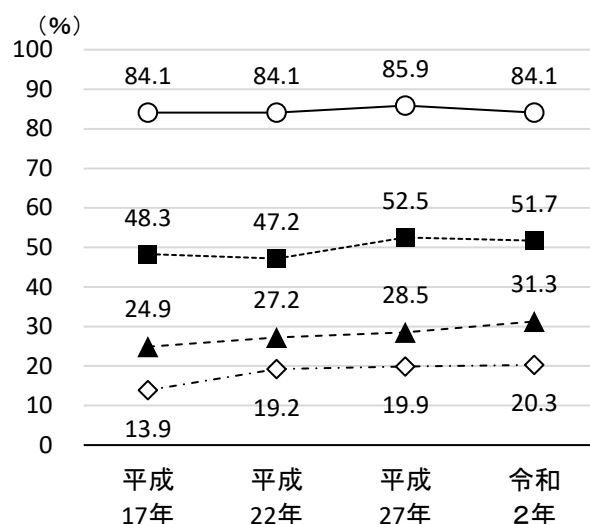
⑤ 未婚率の推移

本市の未婚率は、男性・女性ともにいずれの年齢層においても未婚の割合が高くなる傾向がみられます。男性の30～34歳の未婚率は平成27年と比べて令和2年では上昇しています。女性は男性と比べて各年齢層における未婚率は低くなっているものの、令和2年の30～34歳、35～39歳の未婚率は平成27年と比較すると上昇しています。

■男性の未婚率の推移



■女性の未婚率の推移

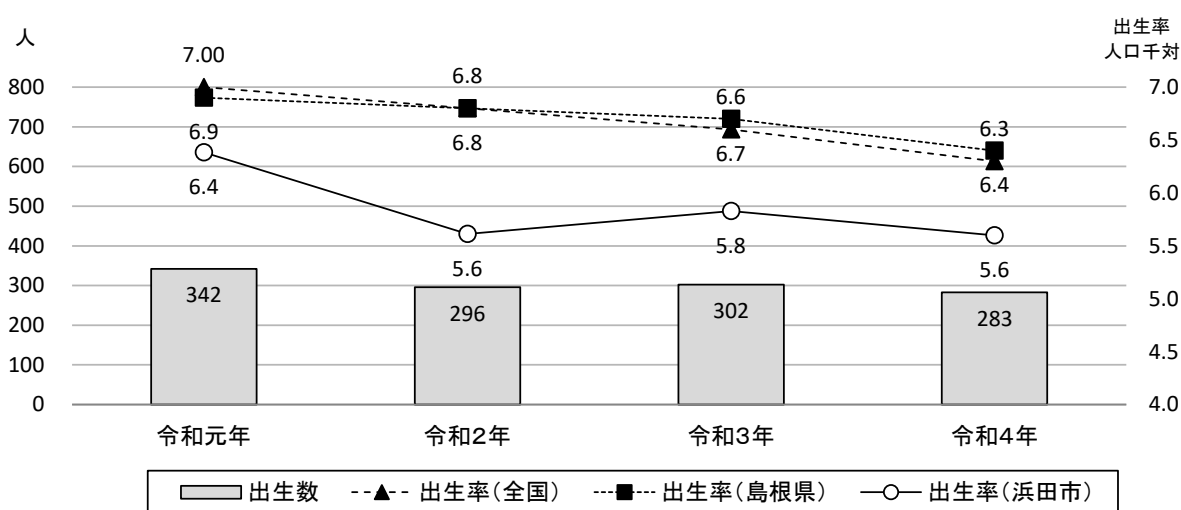


資料：国勢調査

⑥ 出生数・出生率の推移

本市の出生率は6.0前後で推移しており、島根県・全国と比べて低い状況となっています。

■出生数・出生率の推移



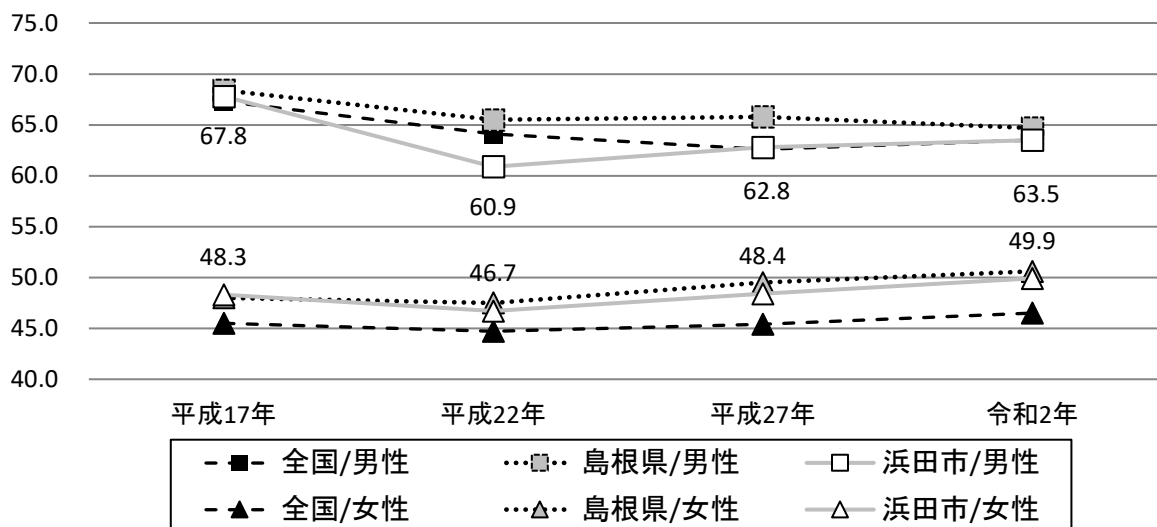
資料：住民基本台帳

（２）労働の状況

① 就労状況

令和２年の１５歳以上の就業率は、男性においては全国と同程度で、島根県と比較して低くなっています。女性においては、全国と比べて高く島根県と同程度の水準となっています。

■就業率の推移（全国・島根県との比較）



■就業率の推移（全国・島根県との比較）

区分			平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和2年
男性 (15 歳以上)	浜 田 市	就業者数(人)	17,482	16,124	15,606	15,092
		就業率(%)	67.8	60.9	62.8	63.5
	島 根 県	就業率(%)	68.4	65.5	65.8	64.7
	全 国	就業率(%)	67.3	64.1	62.6	60.5
女性 (15 歳以上)	浜 田 市	就業者数(人)	14,052	13,022	12,651	12,064
		就業率(%)	48.3	46.7	48.4	49.9
	島 根 県	就業率(%)	48.0	47.5	49.5	50.6
	全 国	就業率(%)	45.5	44.7	45.4	46.5

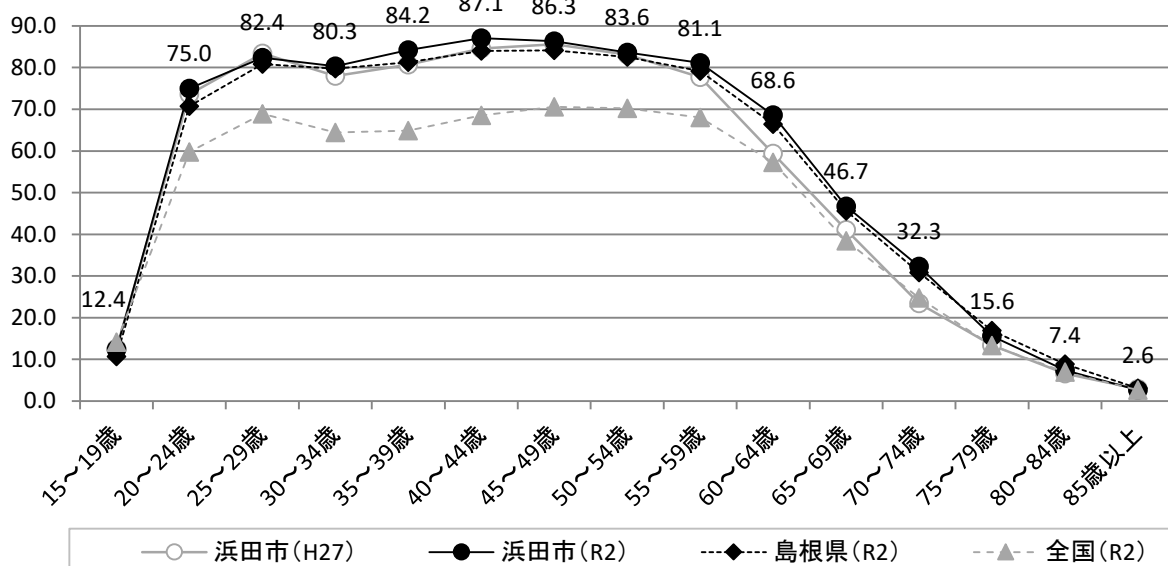
資料：国勢調査

② 女性の年齢別就業率

女性の就業率を年齢別にみると、令和2年では平成27年と比べて20～70歳代にかけて上昇しています。

結婚・出産にあたる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するいわゆる「M字カーブ」については、本市では全国に比べて落ち込みが低く抑えられています。

■女性の年齢別就業率の推移



■女性の年齢別就業率（全国・島根県との比較）

単位：％

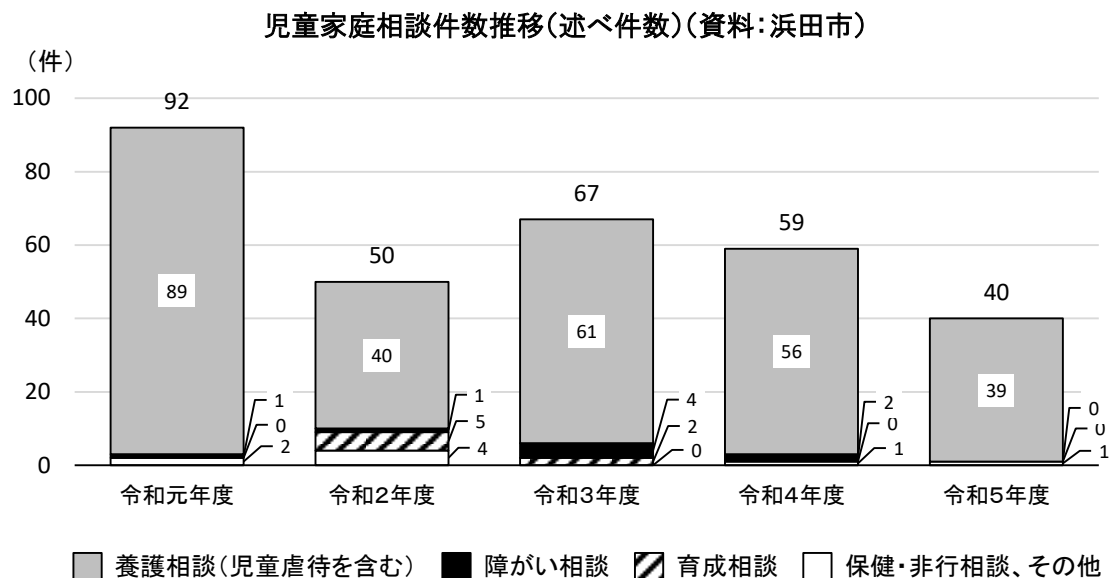
区分	浜田市		島根県	全国
	平成 27 年	令和2年	令和2年	令和2年
15～19 歳	12.6	12.4	10.7	14.2
20～24 歳	73.6	75.0	70.8	59.7
25～29 歳	83.4	82.4	80.8	68.9
30～34 歳	78.0	80.3	79.7	64.5
35～39 歳	80.7	84.2	81.3	64.9
40～44 歳	84.6	87.1	84.0	68.5
45～49 歳	85.6	86.3	84.1	70.6
50～54 歳	83.1	83.6	82.5	70.2
55～59 歳	77.7	81.1	79.2	68.0
60～64 歳	59.4	68.6	66.4	57.3
65～69 歳	41.1	46.7	45.6	38.5
70～74 歳	23.4	32.3	30.8	24.8
75～79 歳	13.4	15.6	16.9	13.3
80～84 歳	6.6	7.4	8.9	7.0
85 歳 以上	2.9	2.6	3.1	2.6

資料：国勢調査

3) 家庭の状況

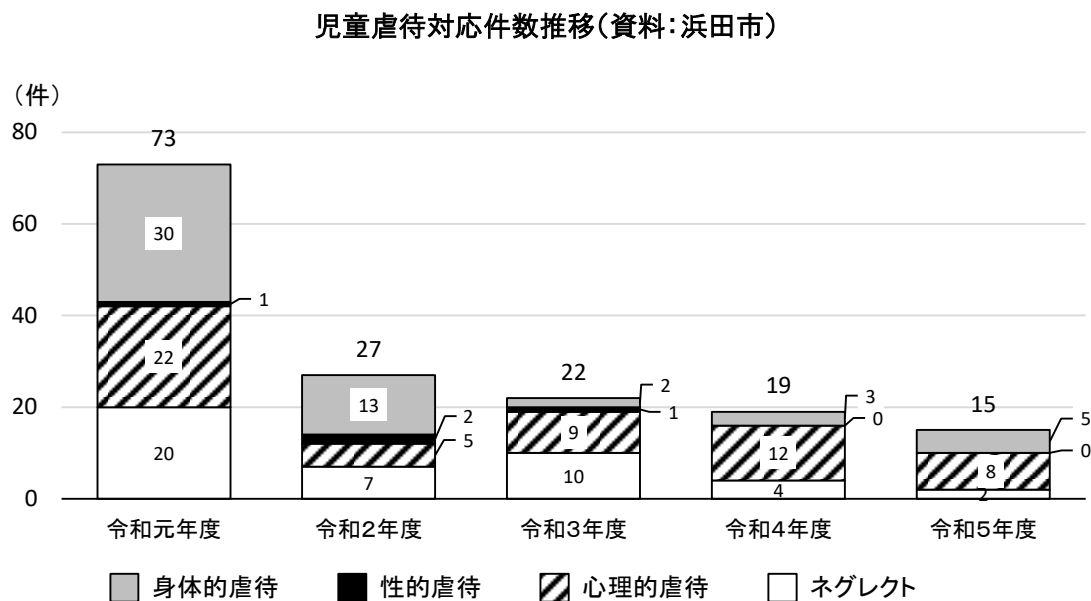
① 児童家庭相談の状況

児童家庭相談件数は、減少傾向となっています。相談内容の内訳は、養護相談（児童虐待を含む）が9割以上となっています。



② 児童虐待の状況

児童虐待対応件数は、減少傾向となっています。対応内容の内訳は、年度によりばらつきがありますが、身体的虐待と心理的虐待が多くを占めています。



③ ひとり親世帯の推移

ひとり親世帯数及び割合の推移は、平成22年以降減少傾向となっており、令和2年には468世帯で一般世帯に占める割合は、2.0%となっています。

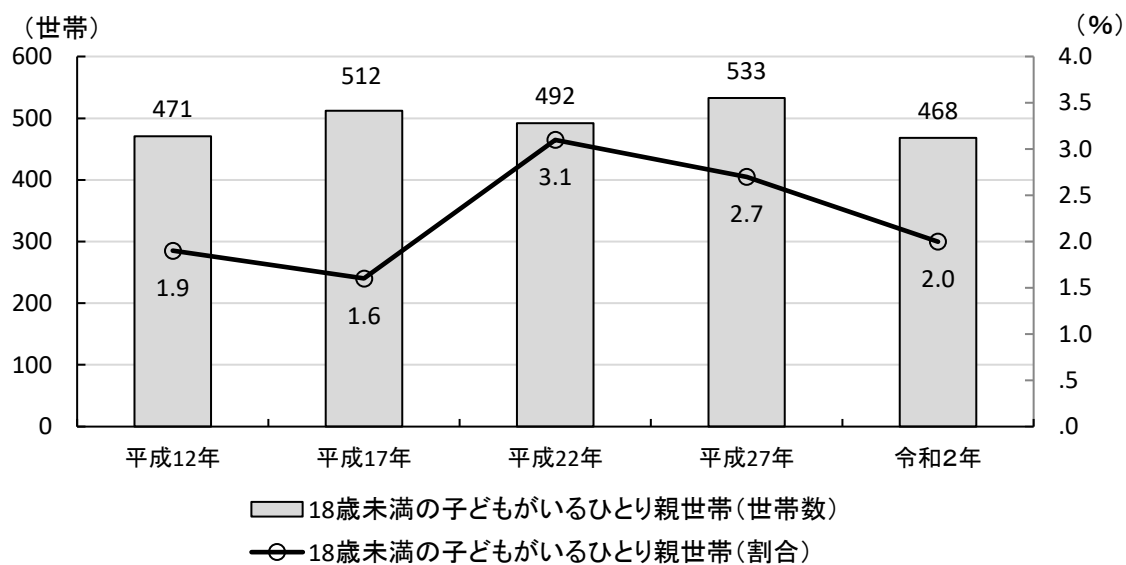


図 ひとり親世帯数及び一般世帯に占める割合（資料：国勢調査）

④ 共働き世帯推移

共働き世帯数は、減少傾向となっており、令和2年には、2,738世帯となっています。

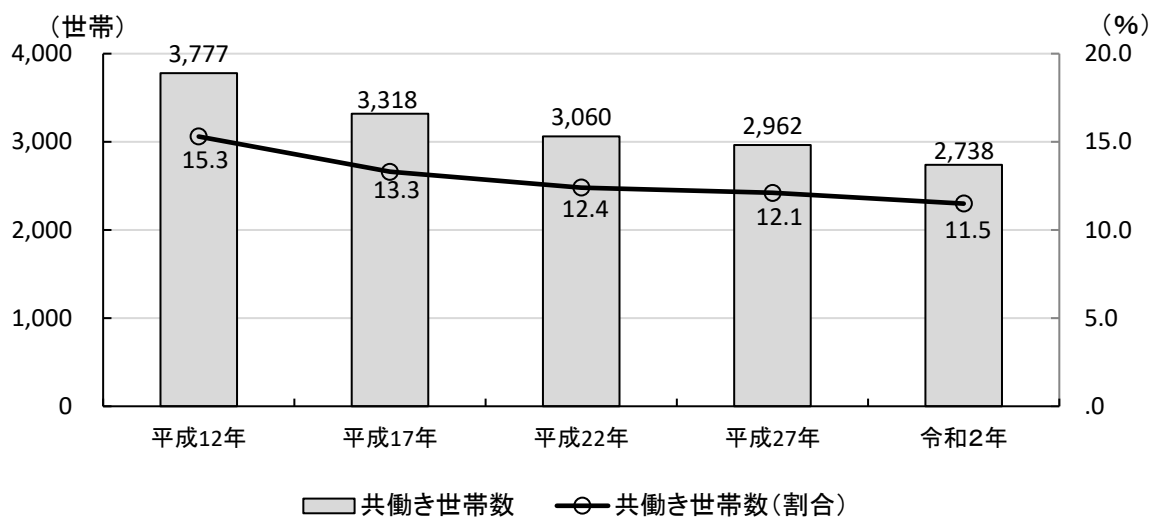


図 共働き世帯数の推移（資料：国勢調査）

4) こどもの状況

① 身体障害者手帳所持者数（18歳未満）

18歳未満の身体障害者手帳所持者数は、ばらつきがありますが、20人前後を推移しており、令和5年度では、24人となっています。

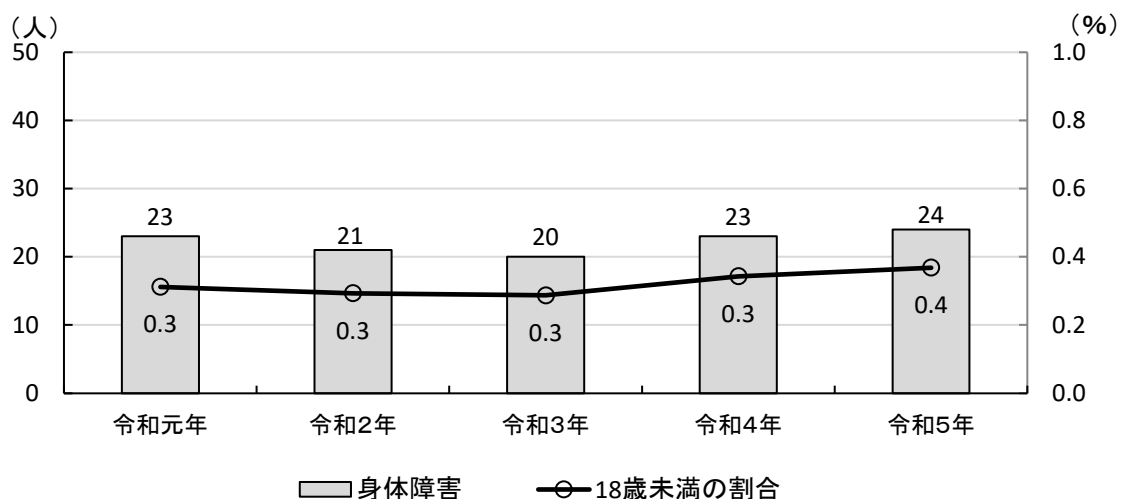


図 身体障害者手帳所持者数（18歳未満）（資料：島根県）

② 療育手帳所持者数（18歳未満）

18歳未満の療育手帳所持者数は令和5年度では106人となっており、増加傾向となっています。割合は1.5%前後を推移しています。

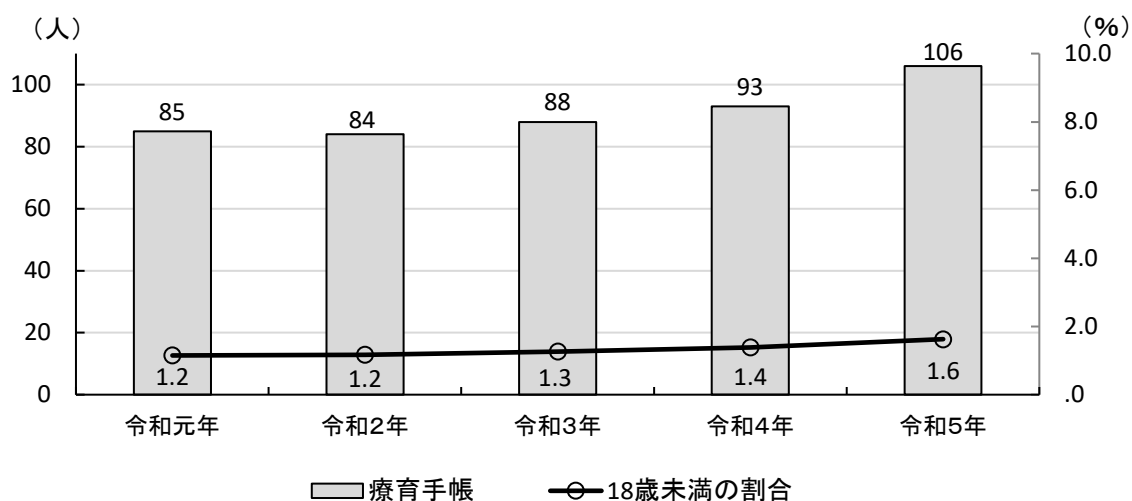


図 療育手帳所持者数（18歳未満）（資料：島根県）

③ 精神障害者保健福祉手帳所持者数（18歳未満）

18歳未満の精神障害者保健福祉手帳所持者数は令和5年度では50件となっています。

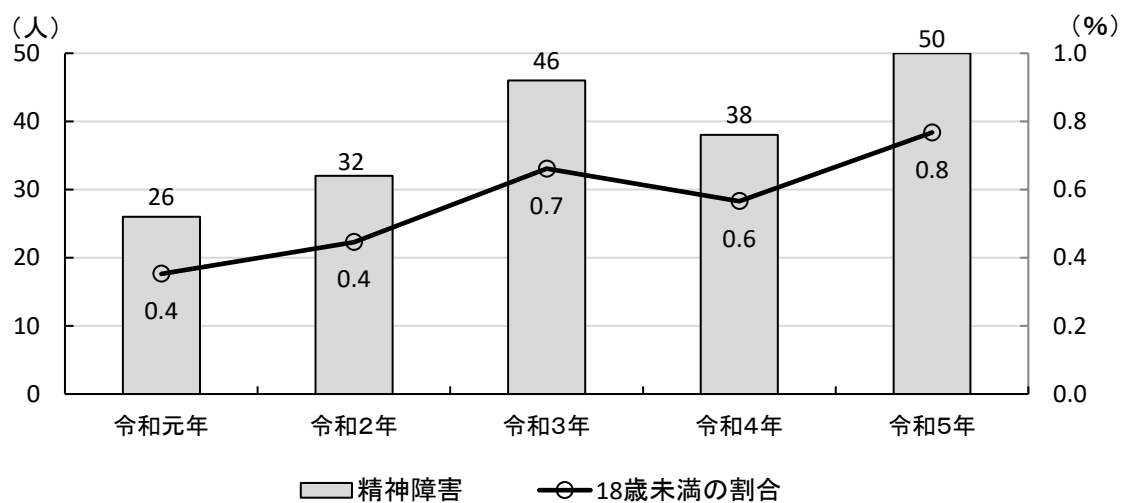


図 精神障害者保健福祉手帳所持者数（18歳未満）（資料：島根県）

④ 待機児童数推移

待機児童数は、「保育所」「放課後児童クラブ」とともに0人となっています。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
保育所等	0人	0人	0人	0人	0人
放課後児童クラブ	0人	0人	0人	0人	0人

※各年4月1日
（資料：浜田市）

⑤ いじめ認知件数推移（小中別）

いじめ認知件数は令和5年度では小学生が269件、中学校では118件となっています。
いじめ認知割合は小学校、中学校ともに10%前後を推移しています。

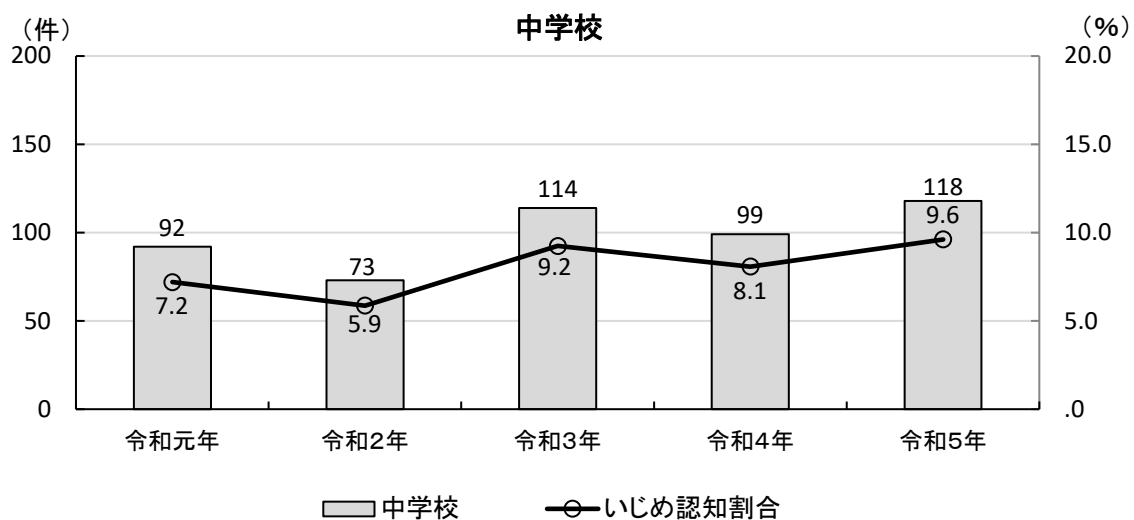
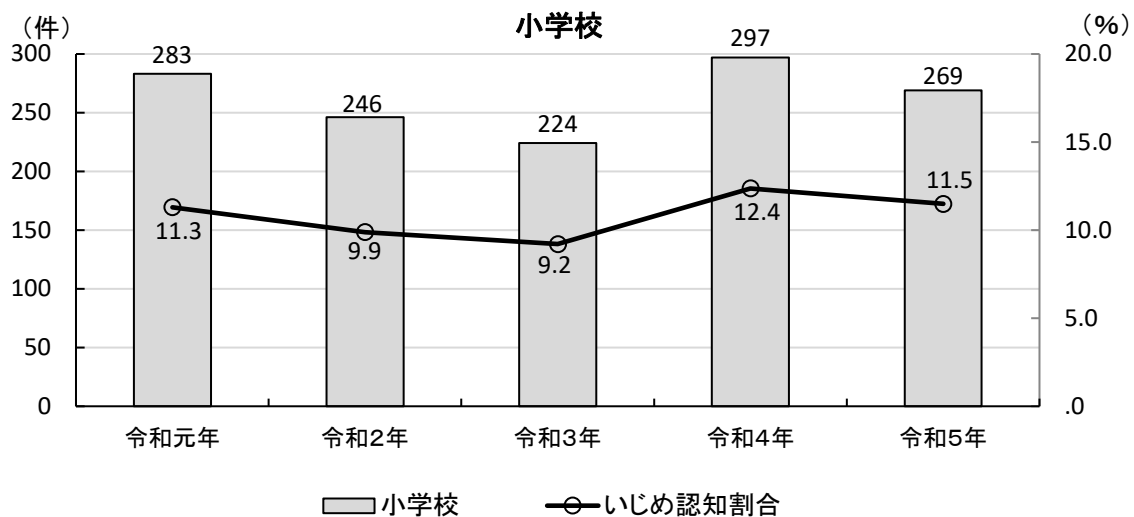


図 いじめ認知件数推移（小中別）（資料：浜田市）

⑥ 不登校児童生徒数推移（小中別）

不登校児童は令和5年度では小学生が46件、中学校では81件となっています。

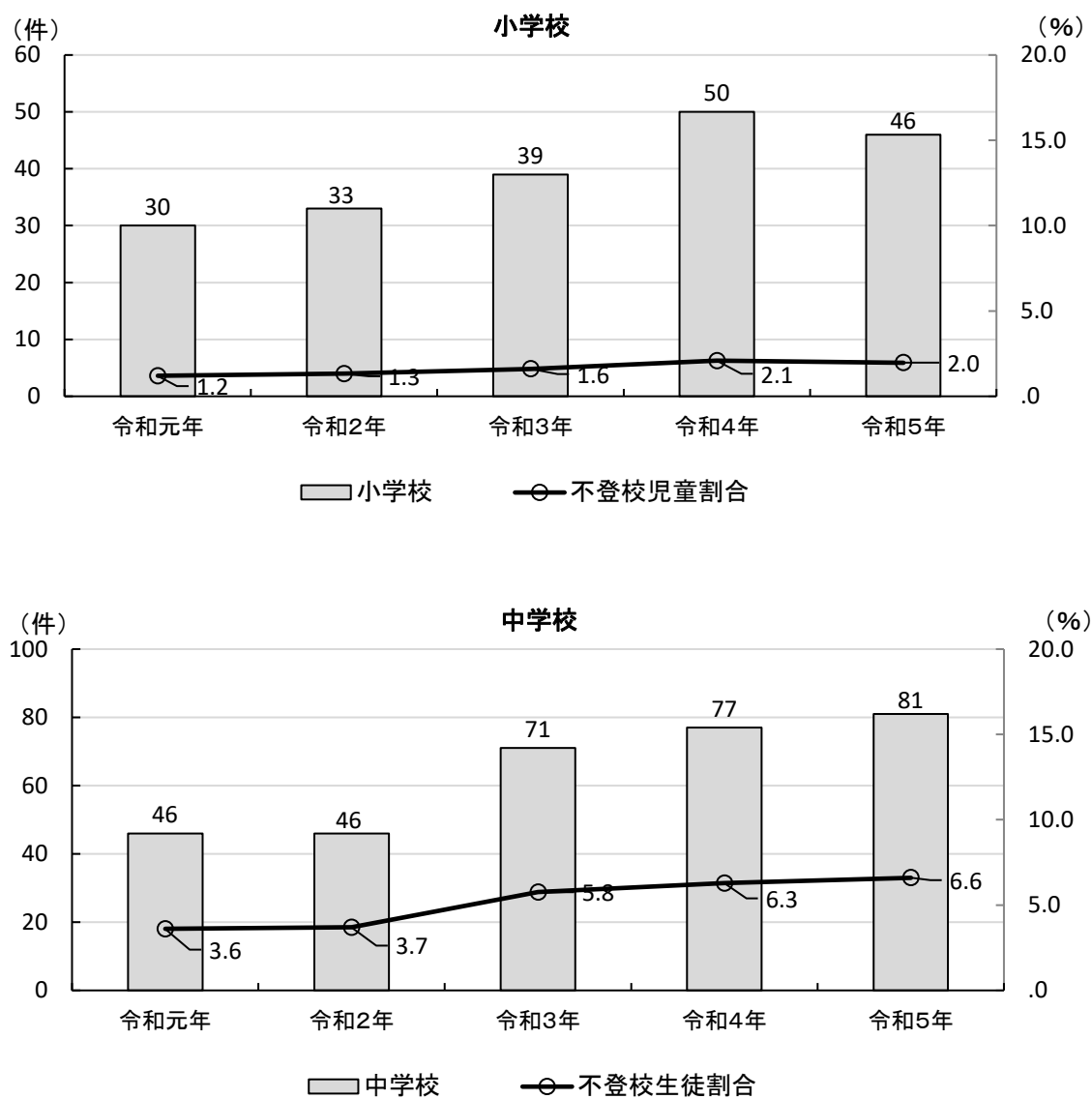


図 不登校児童生徒数推移（小中別）（資料：浜田市）

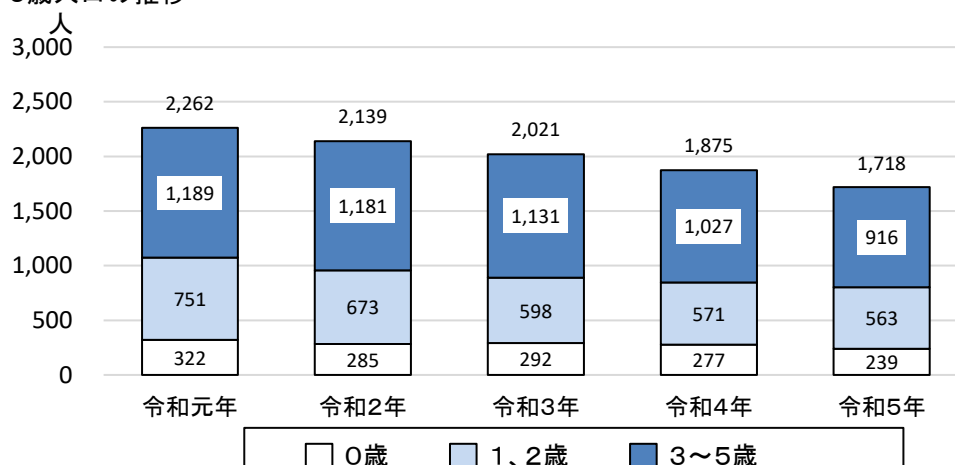
2 教育・保育や子育て支援に関する現状

(1) こどもの数の推移

本市におけるこども（0～17 歳）の数の推移は、令和元年から令和5年において減少傾向で推移しており、令和5年4月1日現在で0～5歳人口が 1,718 人、0～17 歳人口が 6,517 人となっています。

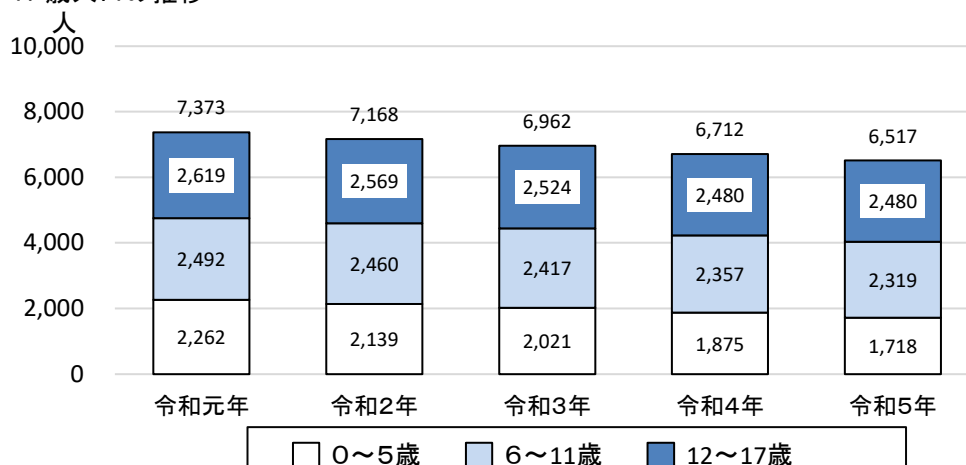
	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
0歳(人)	322	285	292	277	239
1、2歳(人)	751	673	598	571	563
3～5歳(人)	1,189	1,181	1,131	1,027	916
0～5歳合計(人)	2,262	2,139	2,021	1,875	1,718
6～11歳合計(人)	2,492	2,460	2,417	2,357	2,319
12～17歳合計(人)	2,619	2,569	2,524	2,480	2,480

■0～5歳人口の推移



資料:住民基本台帳(各年4月1日現在)

■0～17歳人口の推移



資料:住民基本台帳(各年4月1日現在)

(2) 教育・保育施設や子育て支援サービスの利用状況

① 保育所（園）入所児童数の推移

保育所（園）入所児童数の推移をみると、定員数とともに減少となっています。定員に占める入所児童数の割合は90%から100%で推移しています。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
保育所（園）数（か所）	23	22	22	21	19
うち公立（か所）	0	0	0	0	0
定員数（人）	1,425	1,220	1,210	1,100	1,040
入所児童数（人）	1,340	1,204	1,147	1,026	941
0歳児（人）	87	57	61	59	49
1歳児（人）	234	201	177	147	161
2歳児（人）	240	227	209	178	157
3歳児（人）	259	239	225	198	173
4歳児（人）	260	235	242	221	190
5歳児（人）	260	245	233	223	211
定員に占める入所児童割合（%）	98.8	94.0%	98.7%	94.8%	93.3%

資料：市調べ（各年度4月1日現在）

② 幼稚園入園児童数の推移

幼稚園入園児童数の推移をみると、過去5年間で55%減少しています。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
幼稚園数（か所）	4	4	4	4	2
うち公立（か所）	3	3	3	3	1
入園児童数（人）	129	89	80	64	58
3歳児（人）	35	16	25	17	12
4歳児（人）	38	41	16	29	18
5歳児（人）	56	31	39	18	28
特別支援保育児童（人）	0	1	0	0	0

資料：市調べ（各年度4月1日現在）

③ 認定こども園入園児童数の推移

認定こども園の入園児童数は、施設数の増加に伴って増加しており、過去5年間で 15% 増加しています。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
認定こども園数(か所)	4	5	5	6	7
うち公立(か所)	0	0	0	0	0
保育園部入園児童数(人)	461	546	501	518	508
0歳児(人)	35	36	32	21	27
1歳児(人)	87	85	84	89	89
2歳児(人)	91	107	95	98	92
3歳児(人)	83	106	90	94	90
4歳児(人)	86	103	103	100	98
5歳児(人)	79	109	97	116	112
幼稚園部入園児童数(人)	43	48	78	76	72
3歳児(人)	13	17	33	19	22
4歳児(人)	15	16	22	33	22
5歳児(人)	15	15	23	24	28

資料：市調べ(各年度4月1日現在)

④ 保育サービス利用・実施状況

保育サービスの利用状況は、以下のとおりとなっています。

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延長保育	実利用児童数(人)	628	626	545	495	445
	実施箇所数(か所)	26	24	24	24	24
休日保育	延べ利用児童数(人)	331	284	259	239	164
	実施箇所数(か所)	1	1	1	1	1
病児・ 病後児保育※1	延べ利用児童数(人)	23	18	17	220	243
	実施箇所数(か所)	1	1	1	1	1
一時預かり	延べ利用児童数(人)	11,014	13,179	12,684	14,740	16,687
	幼稚園在園者対象	9,700	12,259	11,817	14,084	15,734
	在園児対応型以外	1,314	920	867	656	953
	実施箇所数(か所)	26	27	27	27	26

資料：市調べ

※1 病児・病後児保育は、平成 29 年 9 月 1 日から事業休止。平成 30 年 8 月 10 日から病後児保育のみ事業再開。令和 4 年 1 月 11 日から病児・病後児保育室開設。

⑤ 小中学校児童・生徒数の推移

小学校、中学校の児童・生徒数は、以下のとおりとなっています。小学校と中学校ともに学校数は変わっていませんが、児童・生徒数は年々減少しています。

■小学校

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
学校数(校)	16	16	16	16	16
児童数(人)	2,505	2,488	2,434	2,401	2,341

資料：市調べ(各年度5月1日現在)

■中学校

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
学校数(校)	9	9	9	9	9
児童数(人)	1,278	1,245	1,233	1,226	1,227

資料：市調べ(各年度5月1日現在)

⑥ 放課後児童クラブ

放課後児童クラブの利用児童数が市内児童数に占める割合は、30%台前半で推移しています。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用児童数(人)	827	820	742	733	771
実施校区数(校)	15	15	15	15	15
実施箇所数(か所)	20	20	20	20	20
市内児童数に占める割合(%)	33.0	33.0	30.5	30.5	32.9
児童数合計(人)	2,505	2,488	2,434	2,401	2,341

資料：市調べ(各年度5月1日現在)

⑦ ファミリー・サポート・センターの利用状況

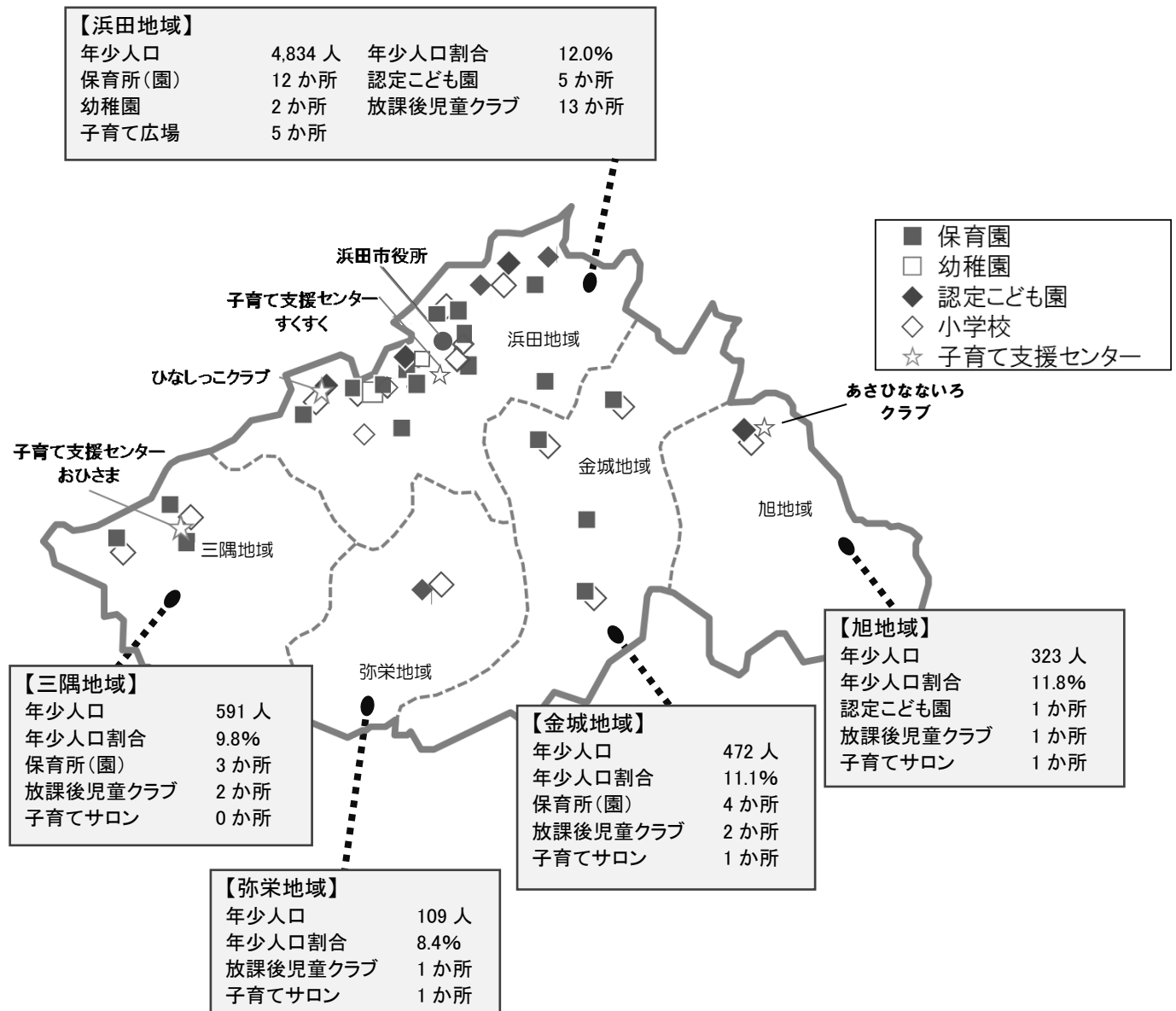
ファミリー・サポート・センターの会員数は、年度により増減がみられるものの、過去5年間で依頼会員数は4%減少、協力会員数は4%増加しています。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
依頼会員数(人)	404	400	386	382	385
協力会員数(人)	166	166	171	175	173
両方会員数(人)	60	53	51	47	46
延べ利用件数(件)	1,111	559	577	670	611

資料：市調べ(各年度3月末現在)

■地域ごとの年少人口や教育・保育施設、子育て支援サービス等の提供状況

(令和6年10月1日現在)



(3) 母子保健の状況



母子保健の状況は、以下のとおりとなっています。

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
母子健康手帳交付数	交付数(人)	306	324	274	292	255
妊婦一般健康診査	受診延べ人数(人)	4,245	3,596	3,372	3,456	2,841
乳児一般健康診査	受診延べ人数(人)	488	437	425	387	377
乳児健康診査	対象者(人)	318	338	304	263	280
	受診者(人)	312	323	292	254	278
	受診率(%)	98.1%	95.6%	96.1%	96.6%	99.3%
1歳6か月児健康診査	対象者(人)	389	349	313	296	261
	受診者(人)	374	345	309	292	251
	受診率(%)	96.1%	98.9%	98.7%	98.6%	96.2%
3歳児健康診査	対象者(人)	338	431	351	329	296
	受診者(人)	329	425	338	322	285
	受診率(%)	97.3%	98.6%	96.3%	97.9%	96.3%

資料：市調べ

3 アンケート結果の概要

(1) 調査の概要

こどもをもつ保護者の子育てを取り巻く状況や子育て支援サービス等の利用意向を把握し、計画策定への基礎資料とするため、以下のとおり「浜田市子ども・子育てに関する市民実態調査」（就学前児童保護者調査、小学生児童保護者調査）を実施しました。

また、「こども計画」の策定にあたって、こども・若者当事者への現状把握及び関係団体、事業所へのヒアリングも実施しました。

	就学前児童保護者調査	小学生児童保護者調査	こども調査	
調査地域	浜田市全域			
調査対象	市内在住で就学前児童 (0～5歳)のいる世帯	市内在住で小学生児童 のいる世帯	市内在住の小学4～6年 生	
調査数	1,306	1,697	1,175	
調査方法	WEB 形式による調査	WEB 形式による調査	WEB 形式 による調査	ヒアリングに よる調査
有効回収数	332	364	79	20
有効回収率	25.4%	21.4%	6.7%	1.7%
			8.4%	
実施時期	令和6年6月	令和6年6月	令和6年6月	令和6年9月

	若者調査	関連団体調査	事業所
調査地域	浜田市全域		
調査対象	市内在住・市内の学校・事業所等に通学通勤する若者（15～39 歳）	市内の子育て関連団体	市内の企業等事業所
調査数	—	8	64
調査方法	WEB 形式による調査	郵送による配布・回収	郵送による配布・回収
有効回収数	53	7	33
有効回収率	—	87.5%	51.6%
実施時期	令和6年9月	令和6年9月	令和6年9月

(2) アンケート結果の概要

① こどもの生活実態について

◎生活費の負担感

【就学前保護者・小学生保護者】

就学前では、生活費の負担感については、全体では「とても負担」と「ある程度負担」を合わせた“負担を感じる”の割合をみると、『③光熱費』（73.5%）、『①食費』（69.5%）、『⑥住居費』（59.3%）などの項目が上位となっています。一方、「負担ではない」の割合をみると、『⑤医療費』（70.2%）の項目が高くなっています。

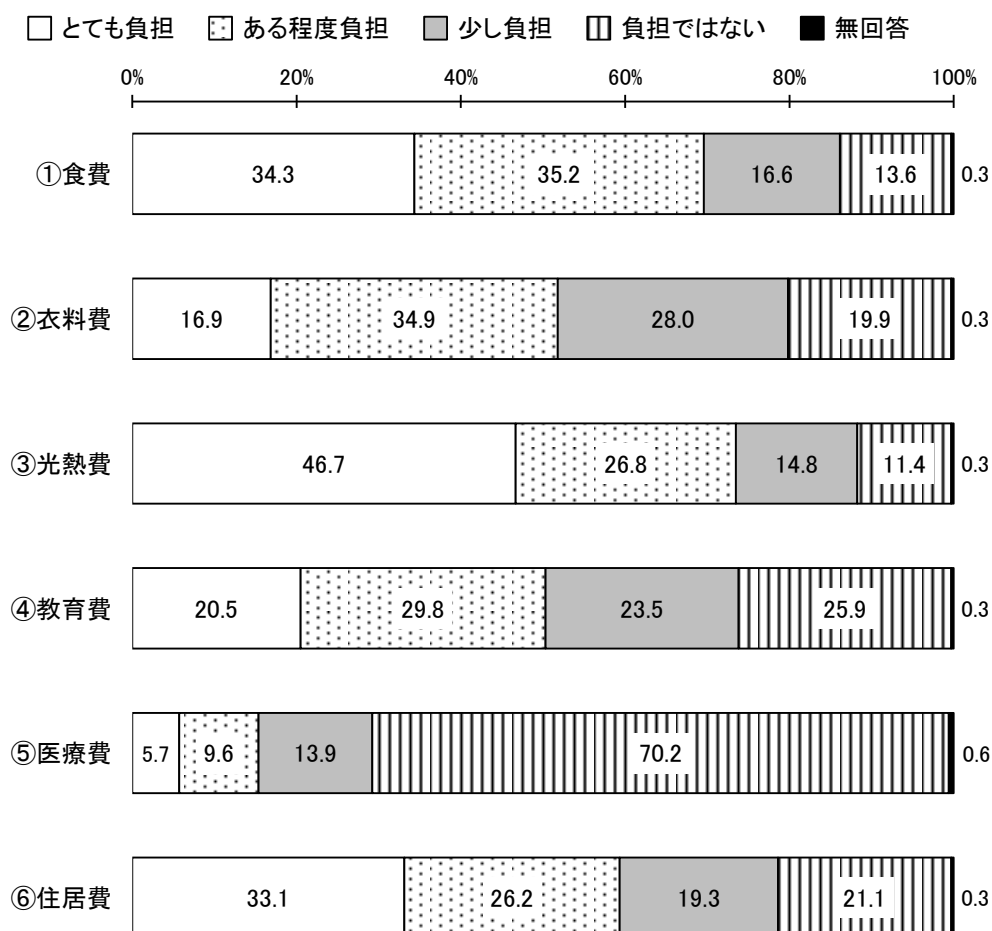
小学生では、生活費の負担感については、全体では「とても負担」と「ある程度負担」を合わせた“負担を感じる”の割合をみると、『③光熱費』（79.6%）、『①食費』（73.4%）、『④教育費』（64.3%）などの項目が上位となっています。一方、「負担ではない」の割合をみると、『⑤医療費』（48.6%）の項目が高くなっています。

■ 次の生活費について、どの程度経済的な負担を感じていますか。（単数回答）

【就学前保護者】

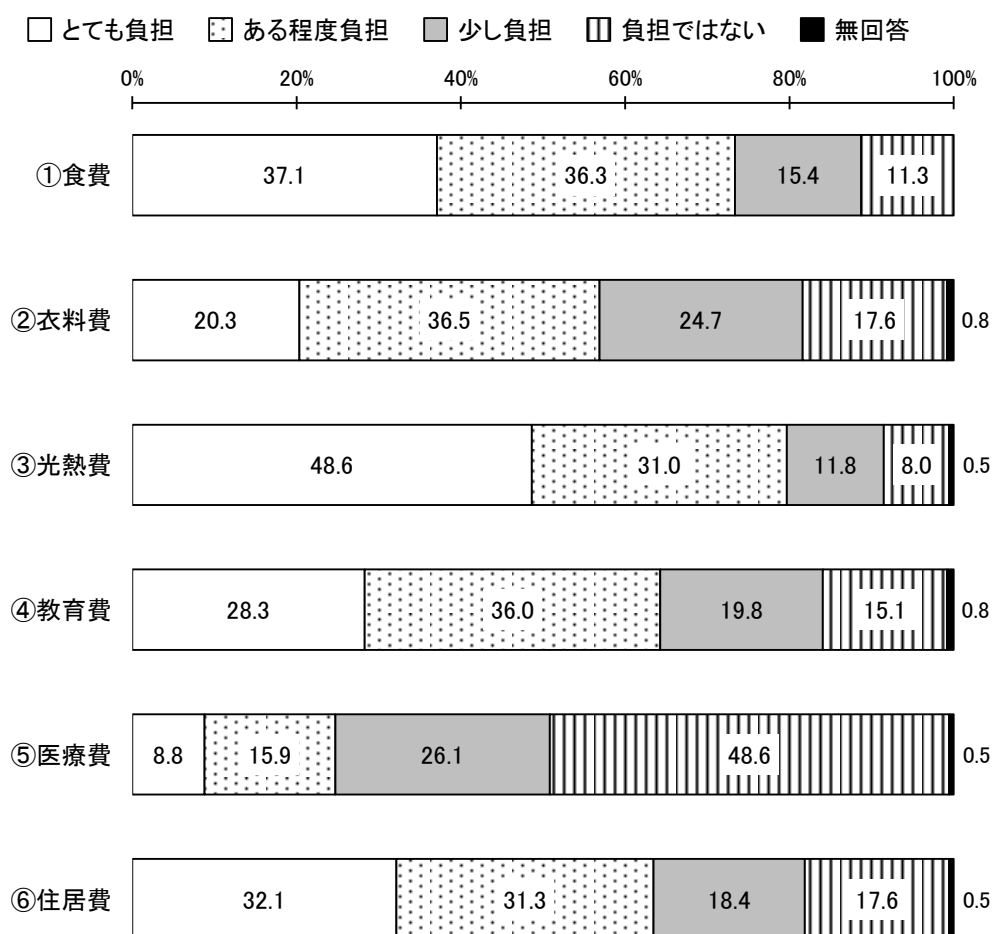
全体

(n=332)



【小学生保護者】

全体
(n=364)



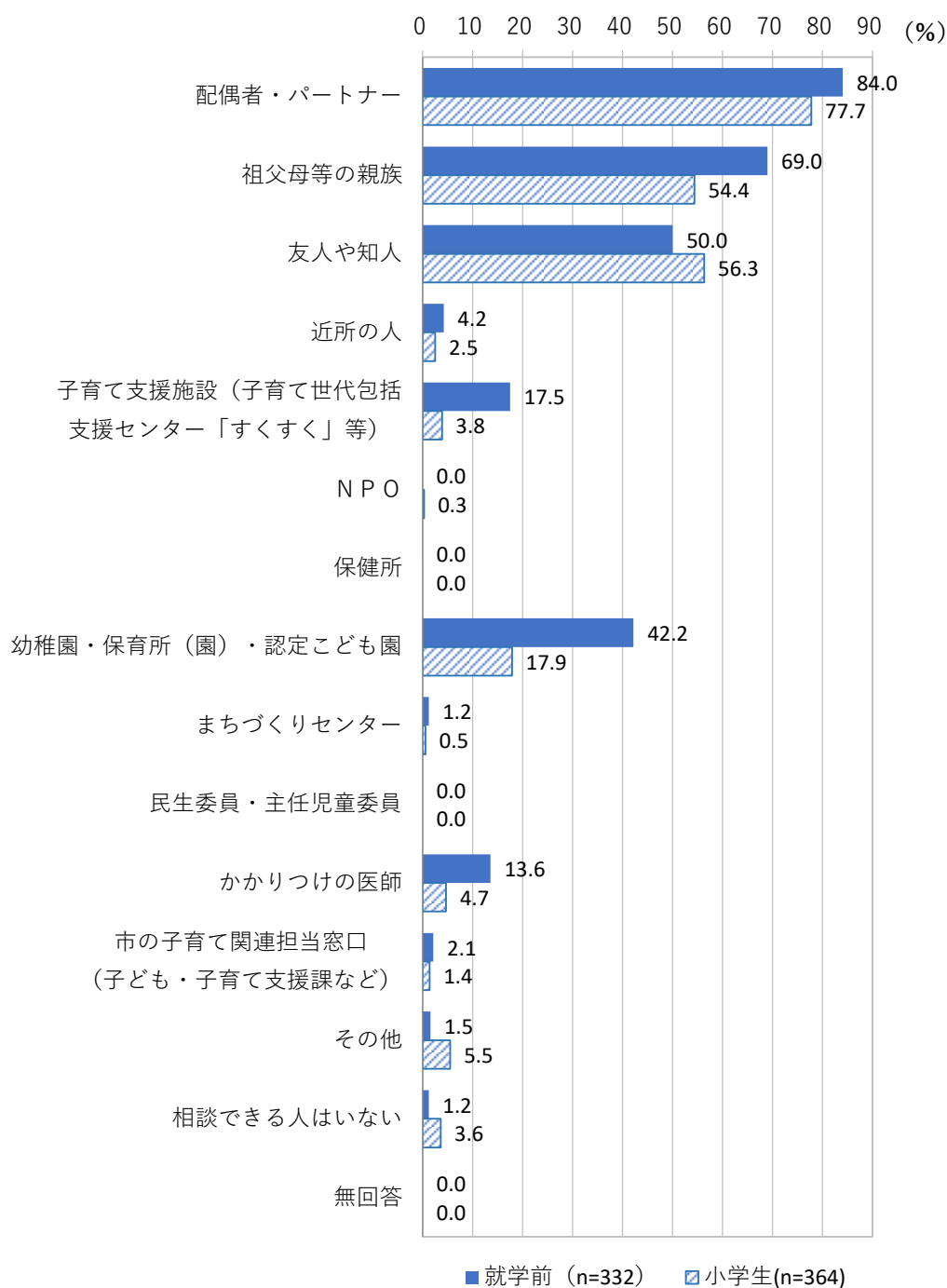
② こどもの育ちをめぐる環境について

◎子育てに関する相談相手【就学前保護者・小学生保護者】

就学前では、子育てに関する相談相手については、全体では「配偶者・パートナー」の割合が 84.0%で最も高く、次いで「祖父母等の親族」(69.0%)、「友人や知人」(50.0%)などの順となっています。

小学生では、子育てに関する相談相手については、全体では「配偶者・パートナー」の割合が 77.7%で最も高く、次いで「友人や知人」(56.3%)、「祖父母等の親族」(54.4%)などの順となっています。

■お子さんのことや子育てについて気軽に相談できる相手はどなた(場所はどこ)ですか。(複数回答)



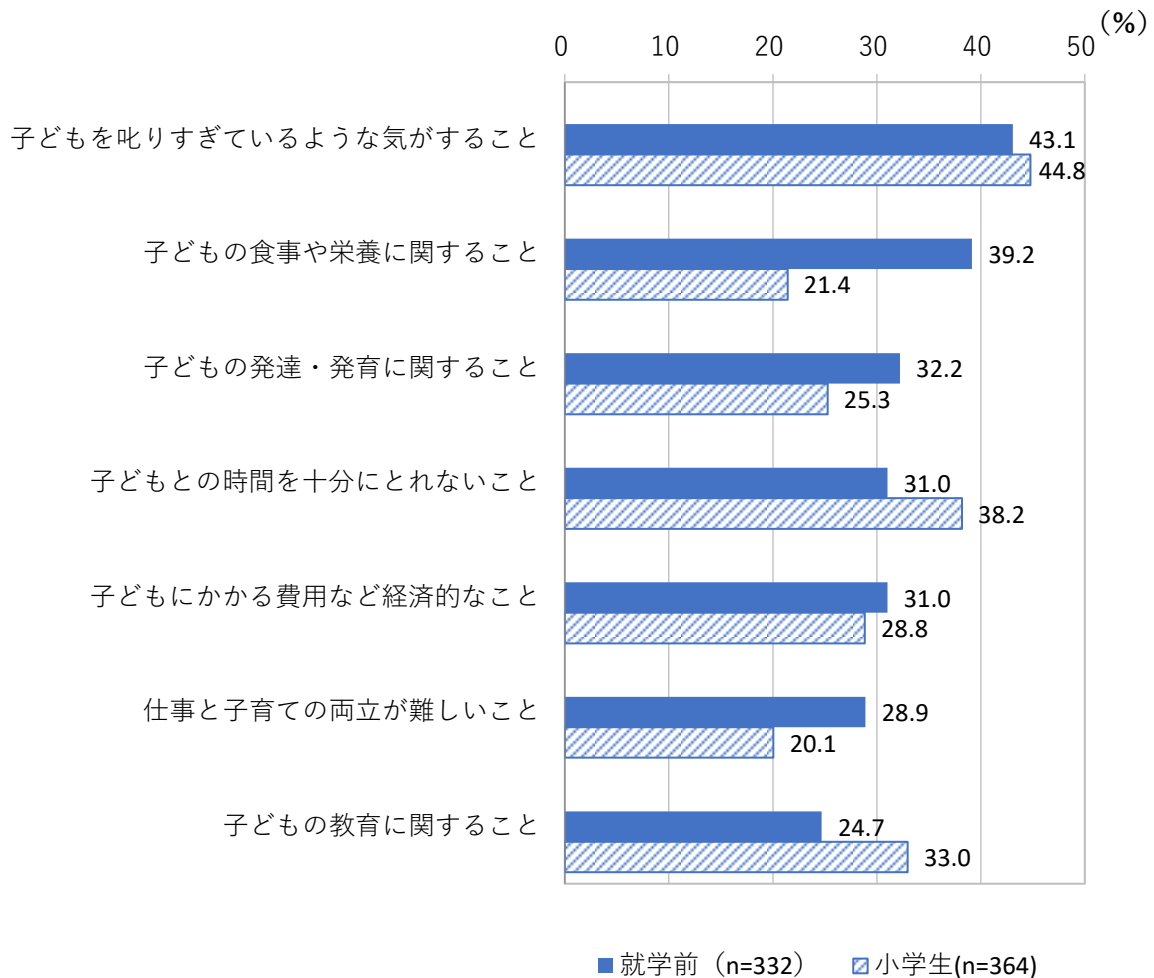
◎子育てに関して悩んでいること【上位5項目】

【就学前保護者・小学生保護者】

就学前では、子育てに関して悩んでいることについては、全体では「子どもを叱りすぎているような気がする」との割合が 43.1%で最も高く、次いで「子どもの食事や栄養に関すること」(39.2%)、「子どもの発達・発育に関すること」(32.2%)などの順となっています。

小学生では、子育てに関して悩んでいることについては、全体では「子どもを叱りすぎているような気がする」との割合が 44.8%で最も高く、次いで「子どもとの時間を十分にとれないこと」(38.2%)、「子どもの教育に関すること」(33.0%)などの順となっています。

■子育てに関して、日常悩んでいること、または気になることはどのようなことですか。(複数回答)

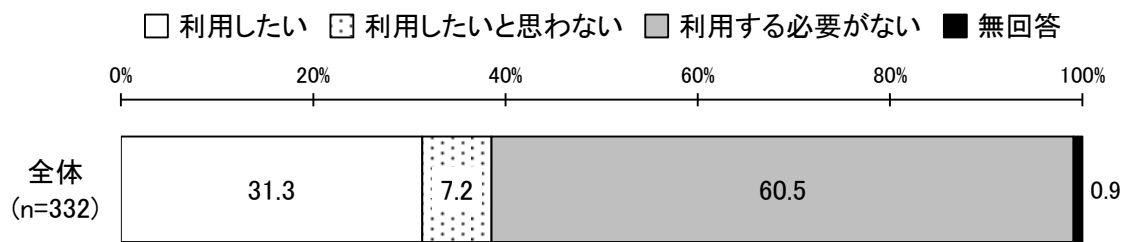


◎こども誰でも通園制度の利用希望

【就学前保護者】

こども誰でも通園制度の利用希望については、全体では「利用する必要がある」の割合が 60.5%で最も高く、次いで「利用したい」（31.3%）、「利用したいと思わない」（7.2%）の順となっています。

■こども誰でも通園制度を利用したいと思いますか。（単数回答）



※こども誰でも通園制度

令和8年度からの新規事業になります。月一定時間（10 時間を予定）までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位などで柔軟に利用できる新たな通園給付で、0～3歳未満の児童を対象としています。

③ 保護者の就労状況・職場の両立支援について

◎母親の就労形態

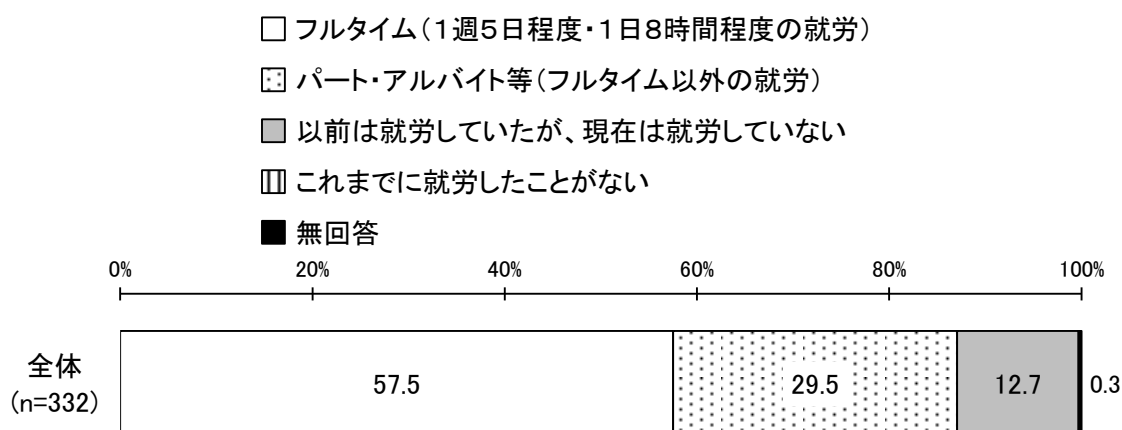
【就学前保護者・小学生保護者】

就学前では、母親の就労形態については、全体では「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）」の割合が 57.5%で最も高く、次いで「パート・アルバイト等（フルタイム以外の就労）」（29.5%）、「以前は就労していたが、現在は就労していない」（12.7%）の順となっています。

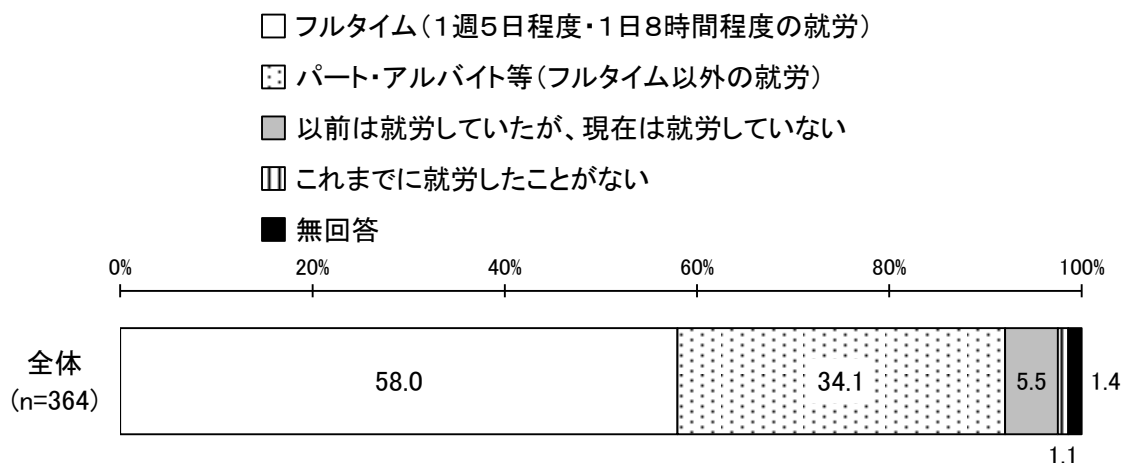
小学生では母親の就労形態については、全体では「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）」の割合が 58.0%で最も高く、次いで「パート・アルバイト等（フルタイム以外の就労）」（34.1%）、「以前は就労していたが、現在は就労していない」（5.5%）などの順となっています。

■就労形態についてお答えください。（単数回答）

【就学前保護者】



【小学生保護者】

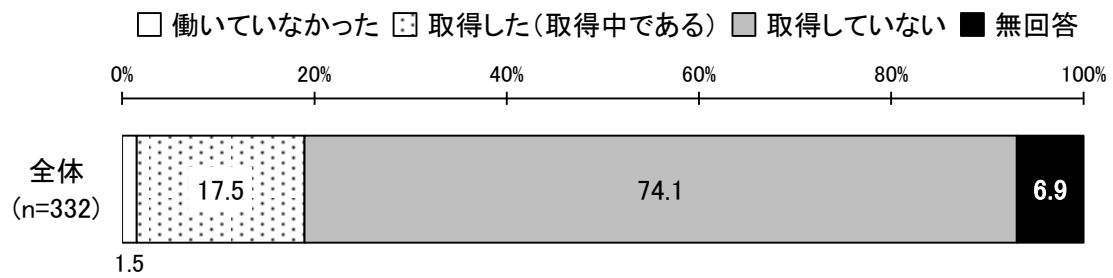


◎父親の育児休業制度の取得状況

【就学前保護者】

父親の育児休業制度の取得状況については、全体では「取得していない」の割合が74.1%で最も高く、次いで「取得した（取得中である）」（17.5%）、「働いていなかった」（1.5%）の順となっています。

■お子さんが生まれたとき、育児休業制度を取得しましたか。（単数回答）



④ 児童虐待に関することについて

◎こどもをしつけとしてたたいたりすることへの考え

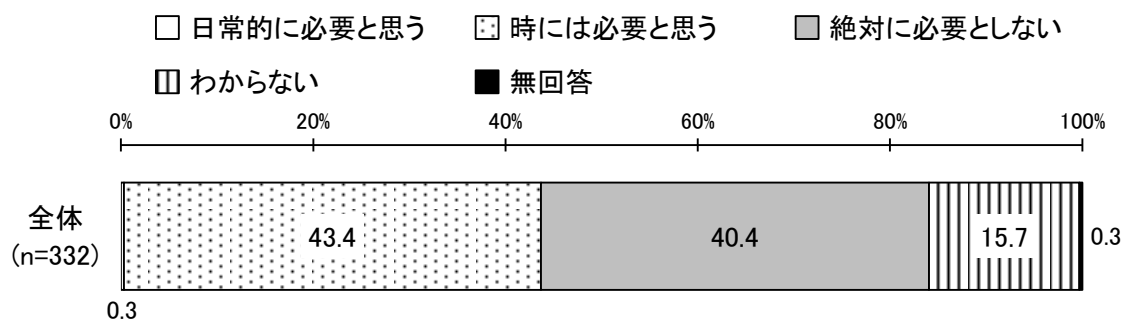
【就学前保護者・小学生保護者】

就学前では、子どもをしつけとしてたたいたりすることへの考えについては、全体では「時には必要と思う」の割合が 43.4%で最も高く、次いで「絶対に必要としない」(40.4%)、「わからない」(15.7%)などの順となっています。

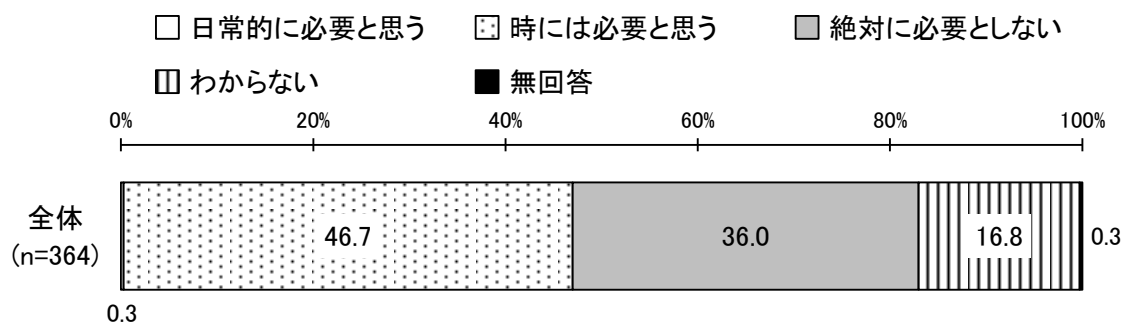
小学生では、子どもをしつけとしてたたいたりすることへの考えについては、全体では「時には必要と思う」の割合が 46.7%で最も高く、次いで「絶対に必要としない」(36.0%)、「わからない」(16.8%)などの順となっています。

■お子さんをしつけとしてたたいたりすることをどう思われますか。(単数回答)

【就学前保護者】



【小学生保護者】



⑤ 子ども食堂について

◎浜田市の子ども食堂の認知・利用状況

【就学前保護者・小学生保護者】

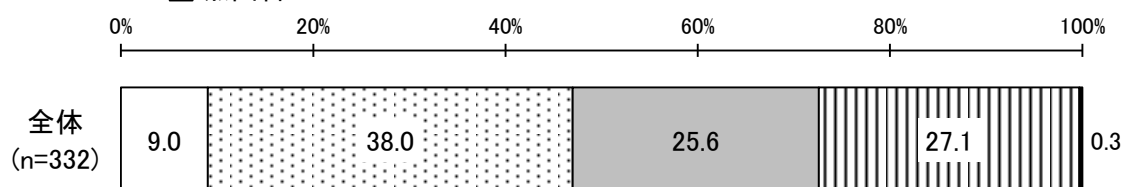
就学前では、浜田市の子ども食堂の認知・利用状況については、全体では「市内に子ども食堂があることは知っているが、利用したことがない」の割合が38.0%で最も高く、次いで「子ども食堂を知らなかった」（27.1%）、「子ども食堂は知っているが、市内にあることは知らなかった」（25.6%）などの順となっています。

小学生では、浜田市の子ども食堂の認知・利用状況については、全体では「市内に子ども食堂があることは知っているが、利用したことがない」の割合が40.9%で最も高く、次いで「子ども食堂は知っているが、市内にあることは知らなかった」（26.9%）、「子ども食堂を知らなかった」（22.0%）などの順となっています。

■浜田市には子ども食堂が9か所開設されていますが、ご存知でしたか。また、利用されたことはありますか。（単数回答）

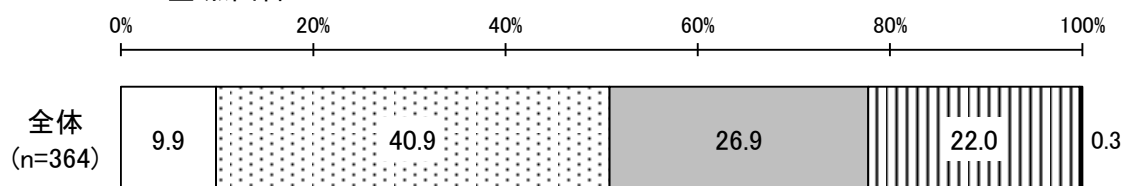
【就学前保護者】

- ☐ 市内に子ども食堂があることを知っていて、利用したことがある
- ☒ 市内に子ども食堂があることは知っているが、利用したことがない
- ☐ 子ども食堂は知っているが、市内にあることは知らなかった
- ☐ 子ども食堂を知らなかった
- ☐ 無回答



【小学生保護者】

- ☐ 市内に子ども食堂があることを知っていて、利用したことがある
- ☒ 市内に子ども食堂があることは知っているが、利用したことがない
- ☐ 子ども食堂は知っているが、市内にあることは知らなかった
- ☐ 子ども食堂を知らなかった
- ☐ 無回答



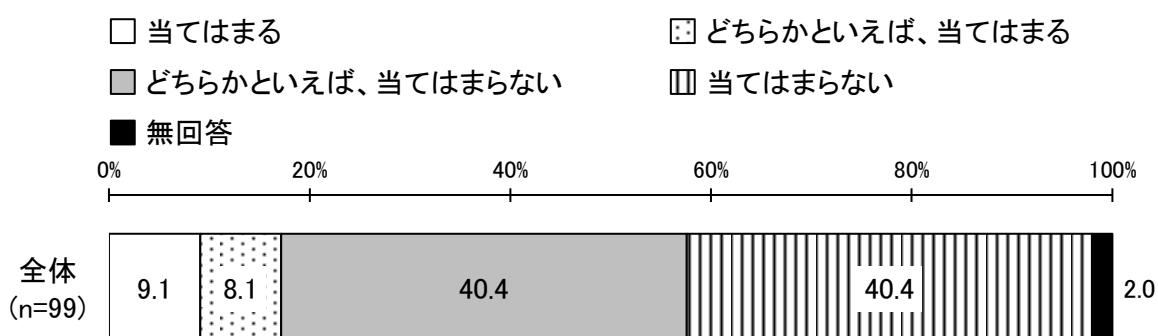
⑥ 自分自身について

◎自身に当てはまること

【こども】

自身に当てはまることについて自分は役に立たないと強く感じるということは、全体では「どちらかといえば、当てはまらない」「当てはまらない」の割合が 40.4%（同率）で最も高く、次いで「当てはまる」（9.1%）、「どちらかといえば、当てはまる」（8.1%）などの順となっています。

■自分は役に立たないと強く感じる（単数回答）



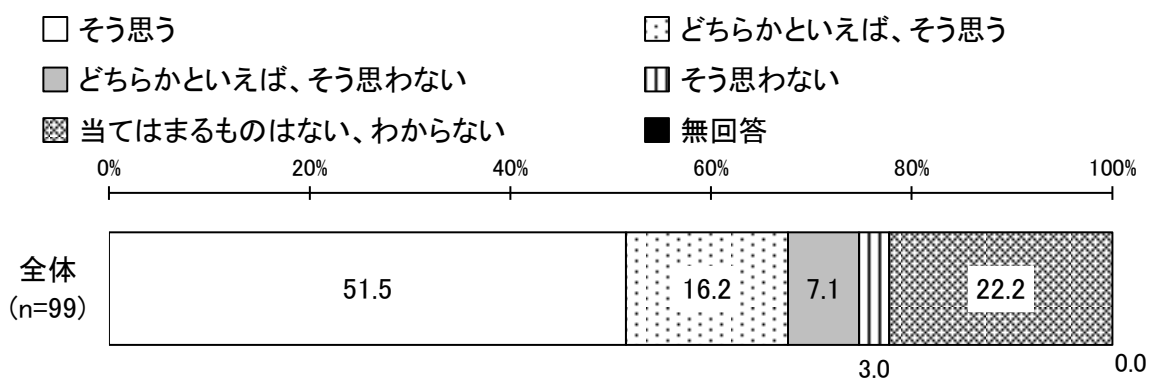
⑦ 周りの環境について

◎次の場所は、居場所（ほっとできる場所、安心できる場所）になっていますか。

【こども】

自分の居場所について自分の部屋であると思うかは、全体では「そう思う」の割合が 51.5%で最も高く、次いで「当てはまるものはない、わからない」（22.2%）、「どちらかといえば、そう思う」（16.2%）などの順となっています。

■自分の部屋（単数回答）

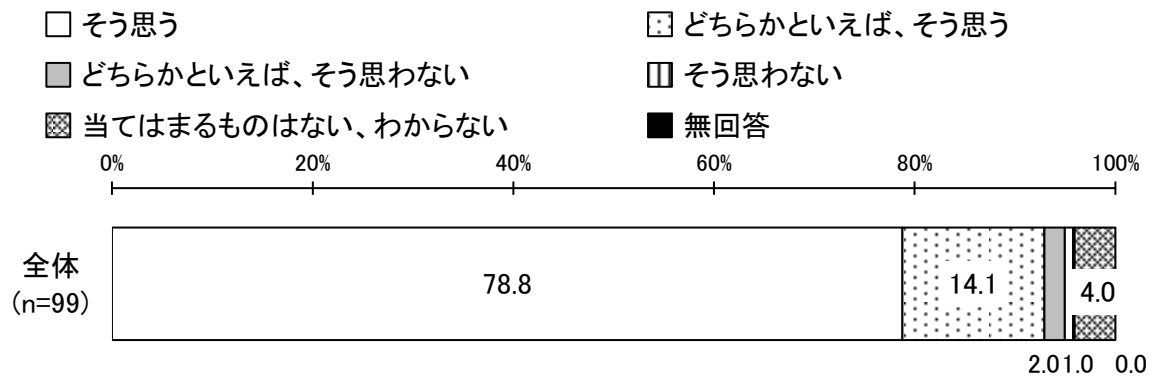


◎次の場所は、居場所(ほっとできる場所、安心できる場所)になっていますか。

【こども】

自分の居場所について家庭であると思うかは、全体では「そう思う」の割合が 78.8%で最も高く、次いで「どちらかといえば、そう思う」(14.1%)、「当てはまるものはない、わからない」(4.0%)などの順となっています。

■家庭(単数回答)



⑧ 外出状況について

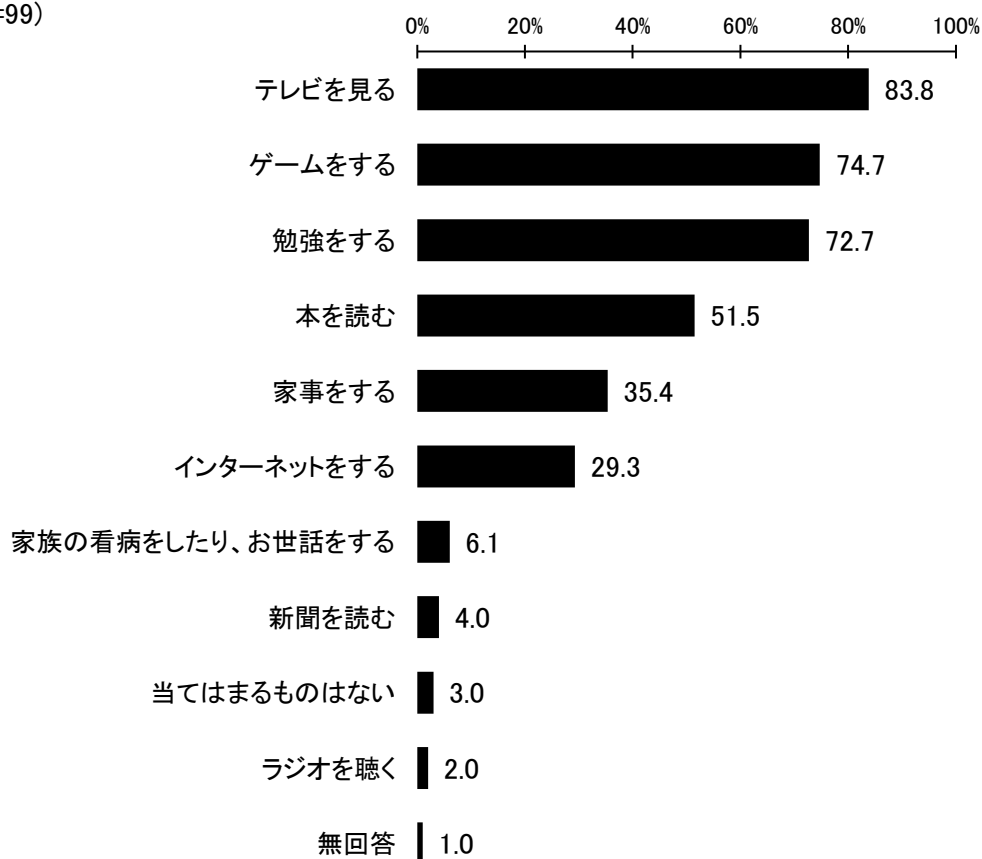
◎家での過ごし方

【こども】

家での過ごし方については、全体では「テレビを見る」の割合が 83.8%で最も高く、次いで「ゲームをする」(74.4%)、「勉強をする」(72.7%)などの順となっています。

■ 普段お家(暮らしている場所)にいるときは、どんなことに時間を使っていますか。よくしていることをすべて選んでください。(複数回答)

■ 全体(n=99)

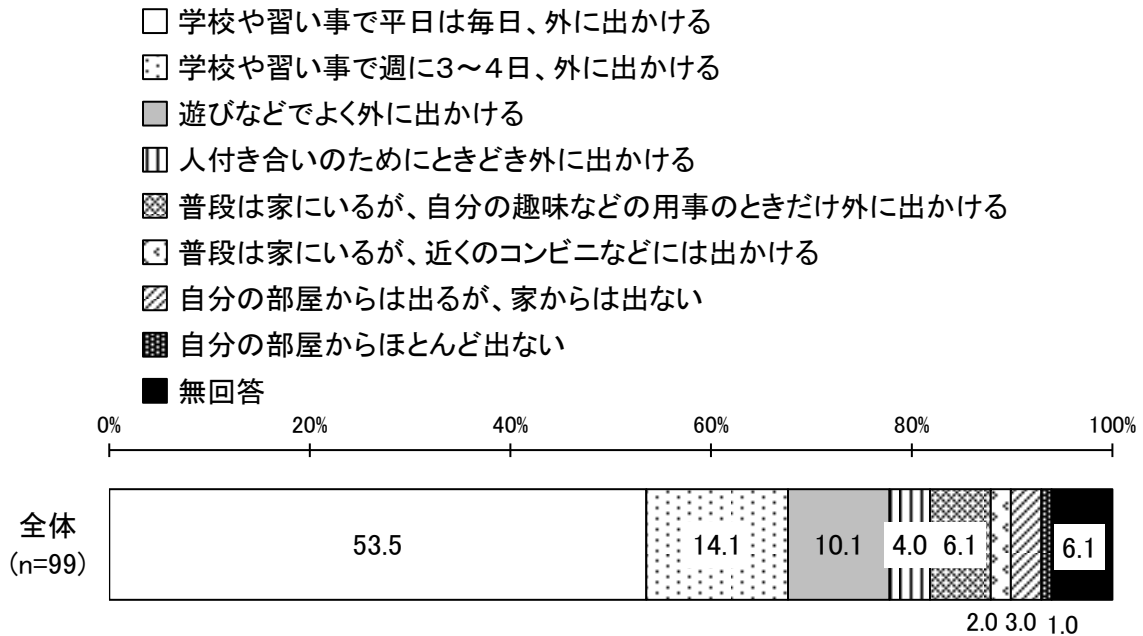


◎外出頻度

【こども】

外出頻度については、全体では「学校や習い事で平日は毎日、外に出かける」の割合が53.5%で最も高く、次いで「学校や習い事で週に3～4日、外に出かける」（14.1%）、「遊びなどでよく外に出かける」（10.1%）などの順となっています。

■あなたは普段どのくらい外出しますか。今のことについてお答えください。（単数回答）



⑨ 居場所について

◎居場所(安心して過ごせる場所)はどこですか。

【若者】

「自分の家」の割合が 88.7%で最も高く、次いで「その他」(3.8%)、「地域の居場所(無料で勉強を教えてくれるところや子ども食堂などの地域で同じ年ごろの子どもが集まる場所)」「ファーストフード店、ショッピングモール、ゲームセンター、コンビニ等」「カラオケボックス、インターネットカフェ等」「ほっとできる場所はない」(1.9%)となっています。なお、「その他」における記述回答は「実祖父母の家」、「実家(県外)」となっています。

■一番ほっとできる(安心して過ごせる)居場所はどこですか。(単数回答)



⑩ あなたの日頃の生活について

◎外出頻度

【若者】

「仕事や学校で平日は毎日外出する」の割合が 84.9%で最も高く、次いで「仕事や学校で週に3日以上外出する」(7.5%)、「遊び等で週に3日以上外出する」「普段は家にいるが、自分の趣味に関する用事のときだけ外出する」「普段は家にいるが、近所のコンビニなどには出かける」「自室からは出るが、ほとんど家からは出ない」(1.9%)となっています。

■ 普段どのくらい外出しますか。(単数回答)



n=53

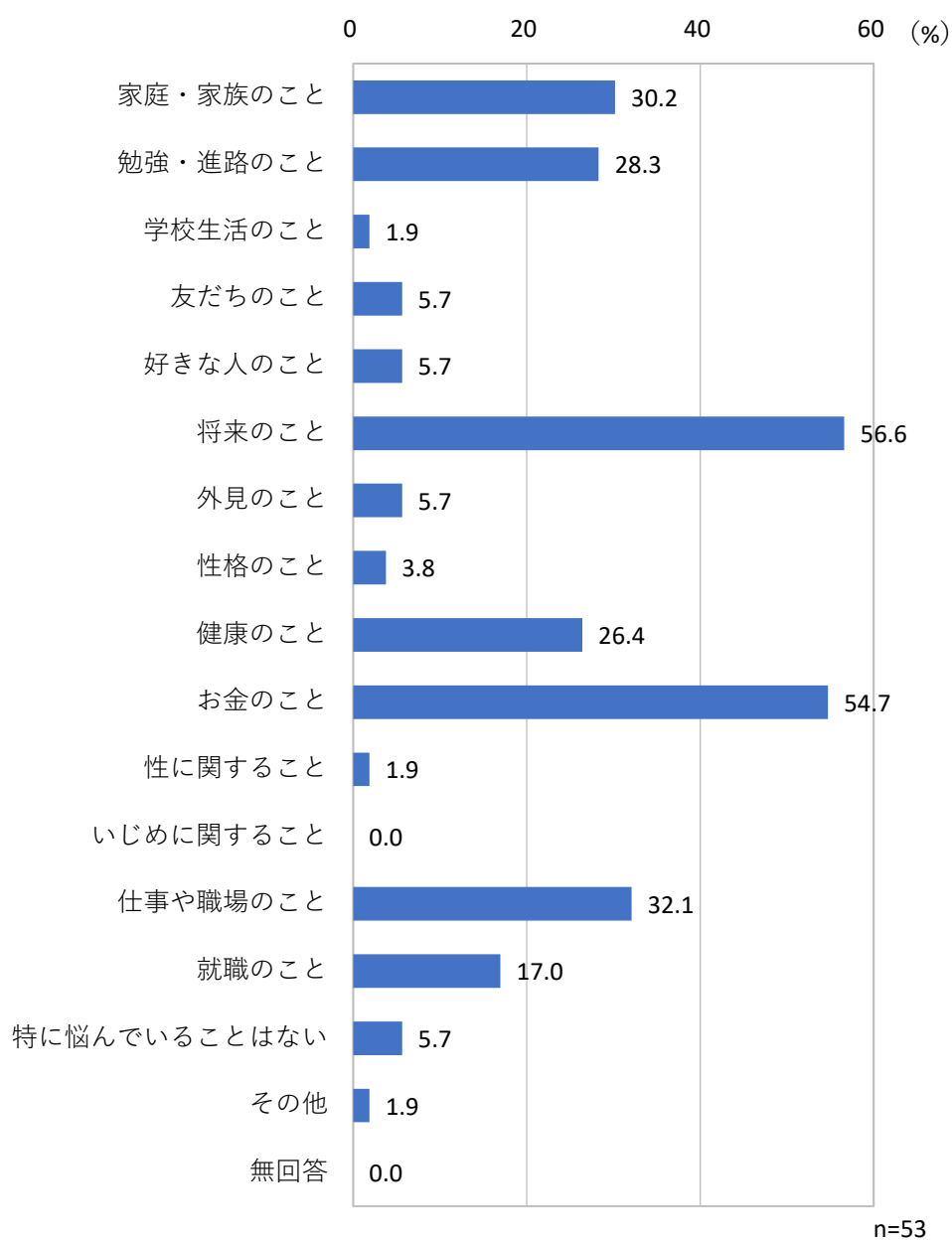
⑪ あなたの気持ちについて

◎悩んでいること

【若者】

「将来のこと」の割合が 56.6%で最も高く、次いで「お金のこと」(54.7%)、「仕事や職場のこと」(32.1%)となっています。

■現在、悩んでいることはありますか。(複数回答)

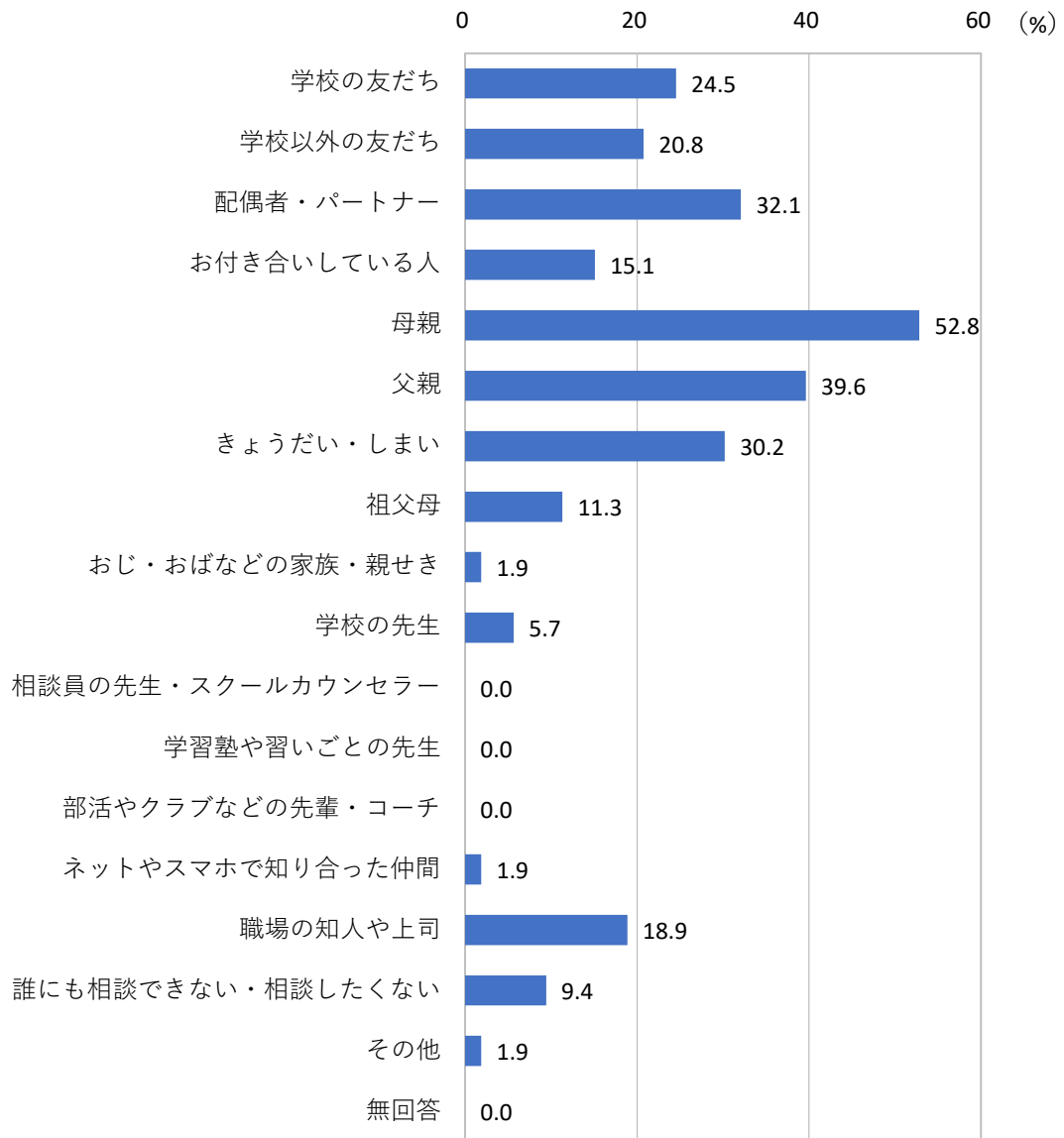


◎悩んだり困ったりしたときに相談できると思う人

【若者】

「母親」の割合が 52.8%で最も高く、次いで「父親」(39.6%)、「配偶者・パートナー」(32.1%) となっています。

■悩んだり困ったりしたときに、相談できると思う人は誰ですか。(複数回答)



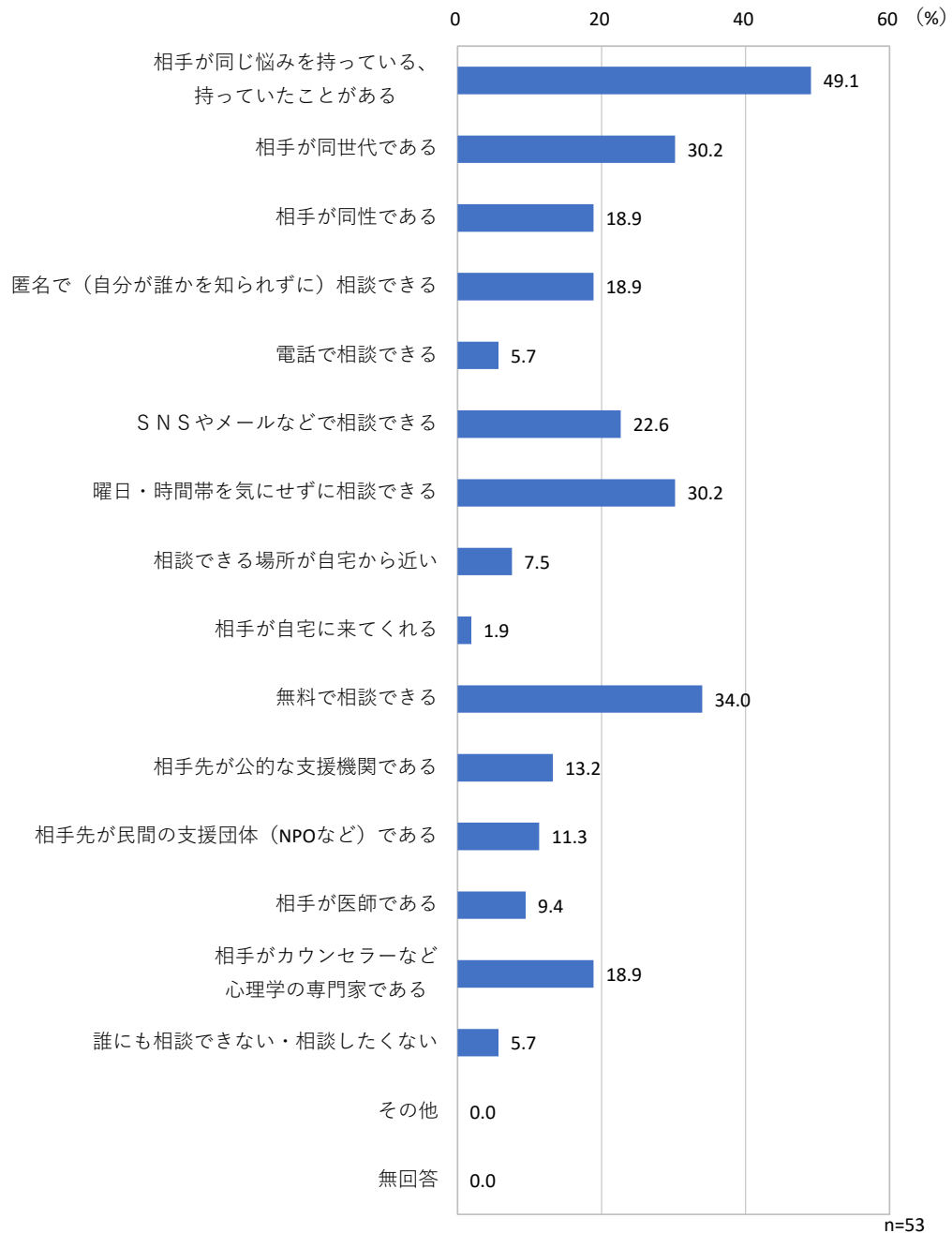
n=53

◎社会生活を円滑に送ることができない状態となったときの相談場所(家族や知り合い以外)

【若者】

「相手が同じ悩みを持っている、持っていたことがある」の割合が 49.1%で最も高く、次いで「無料で相談できる」(34.0%)、「相手が同世代である」「曜日・時間帯を気にせず相談できる」(30.2%)となっています。

■どのような人や場所なら、相談したいと思いますか。(複数回答)



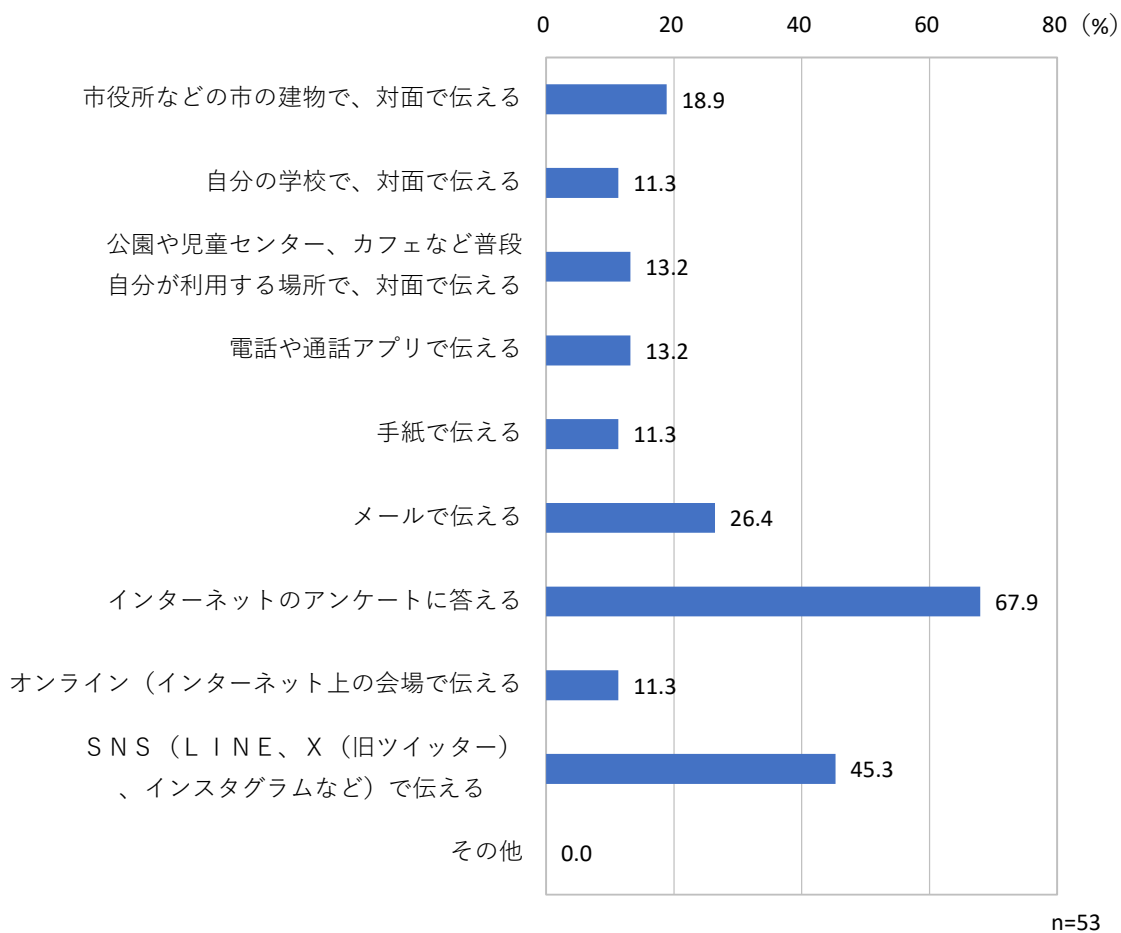
⑫ こども・若者の意見や権利について

◎意見を伝えやすい手段

【若者】

「インターネットのアンケートに答える」の割合が 67.9%で最も高く、次いで「SNS（LINE、X（旧ツイッター）、インスタグラムなど）で伝える」（45.3%）、「メールで伝える」（26.4%）となっています。

■どんな方法や手段があれば、浜田市(市役所)に対して、自分の意見を伝えやすいと思いますか。
(複数回答)



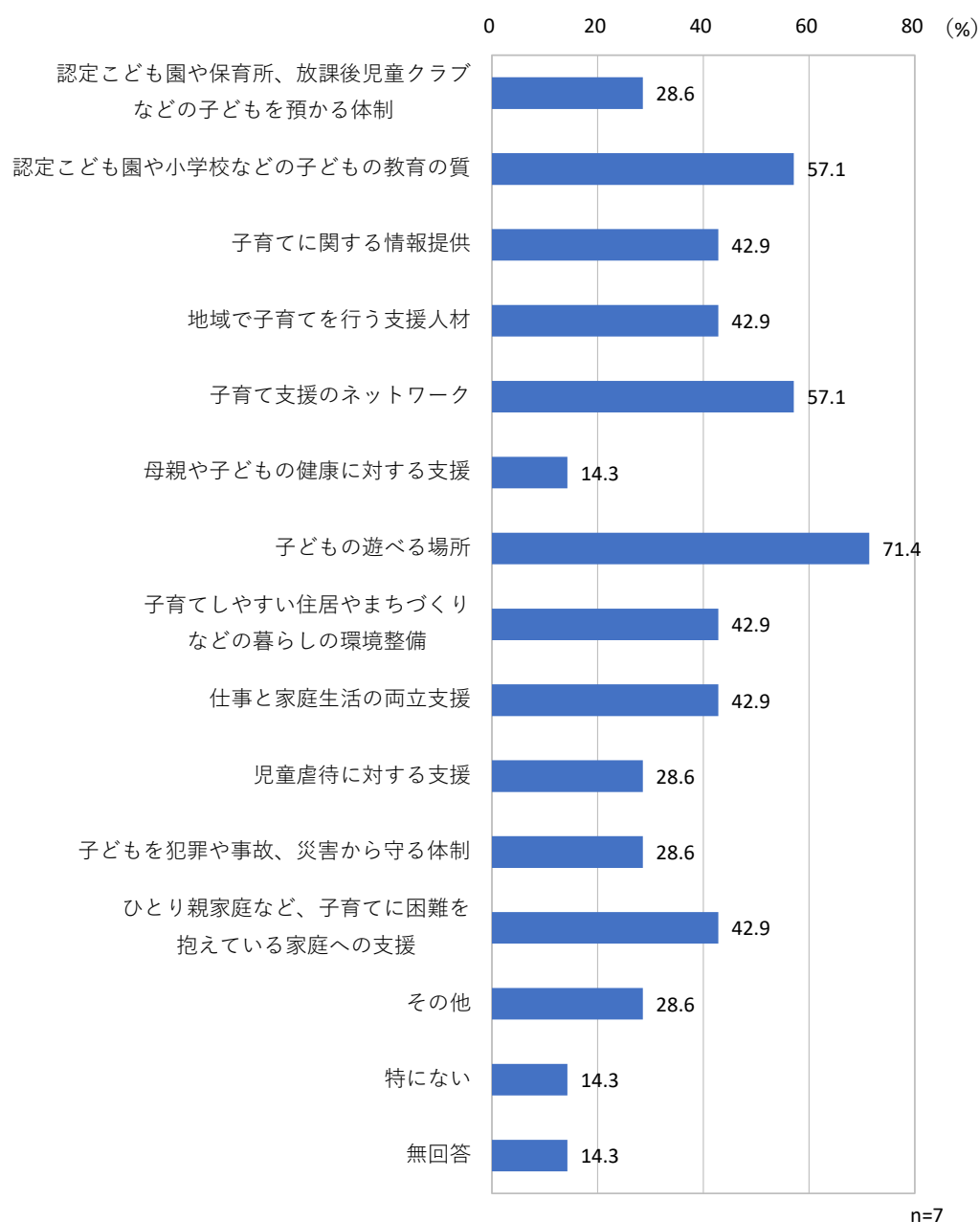
⑬ こども・子育て団体調査

◎市の子育てやこどもが育つ環境について

【関係団体】

「子どもの遊べる場所」の割合が 71.4%で最も高く、次いで「認定こども園や小学校などの子どもの教育の質」「子育て支援のネットワーク」(57.1%)となっています。なお、「その他」(28.6%)における記述回答は「親の教育観のアップデートのための学びの場の不足」、「子育て世代包括支援センター（すくすく）の環境設備の改善」となっています。

■市の子育てや子どもが育つ環境について、問題点・課題と感じていることはどれですか。(複数回答)

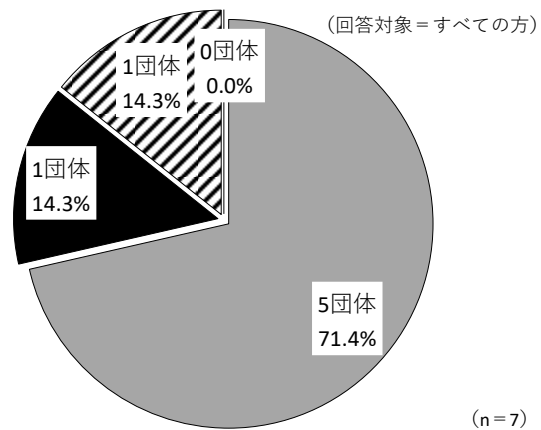


◎こども基本法について

【関係団体】

「内容についても概ね知っている」の割合が 71.4%で最も高く、次いで「聞いたことはあるが、内容は知らない」「知らない」（14.3%）となっています。

■こども基本法が目指す「こどもまんなか社会」という言葉をご存知ですか。（単数回答）



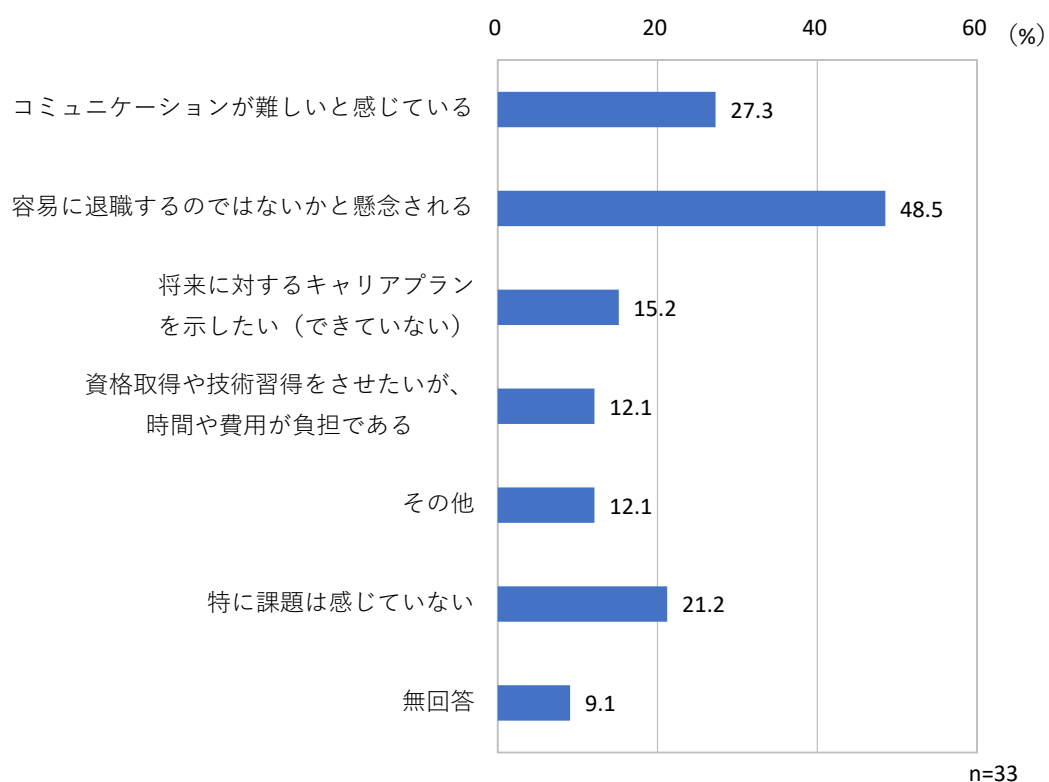
⑭ こども・子育て事業所調査

◎若手従業員に対しての課題について

【事業所】

「容易に退職するのではないかと懸念される」の割合が 48.5%で最も高く、次いで「コミュニケーションが難しいと感じている」(27.3%)、「特に課題は感じていない」(21.2%)となっています。

■貴事業所における 20 代、30 代の若手従業員に対して課題に感じていること。(複数回答)



4 第2期子ども・子育て支援事業計画の評価

(1) 教育・保育の実績

第2期計画策定時の見込みに対して、3号認定(0歳)の実績は、概ね見込みどおりで推移していますが、その他の教育保育事業については、実績は大きく下回っています。

※1号認定、2号認定、3号認定の区分の説明は、100ページを参照してください。

	第2期計画 策定時実績	直近実績値	第2期計画に おける量の見込
	平成30年度		令和5年度
1号認定(3～5歳)	189人	129人	156人
2号認定(3～5歳)	1,043人	865人	937人
3号認定(1～2歳)	655人	490人	575人
3号認定(0歳)	218人	154人	138人

(2) 地域子ども・子育て支援事業の実績

第2期計画策定時の見込みに対して、妊婦健康診査、赤ちゃん訪問事業、延長保育事業の実績は特に下回っている状況です。

	第2期計画 策定時実績	直近実績値	第2期計画に おける量の見込
	平成30年度		令和5年度
利用者支援事業	1か所	1か所	1か所
地域子育て支援拠点事業	20,538回	22,754回	24,540回
妊婦健康診査	4,757回	2,841回	4,746回
赤ちゃん訪問事業	365人	246人	321人
養育支援訪問事業	93件	96件	108件
子育て短期支援事業	2か所	19か所	2か所
ファミリー・サポート・センター事業(協力会員数)	178人	173人	165人
一時預かり事業(幼稚園在園者対象)	9,845人	15,734人	9,702人
一時預かり事業(在園児対応型以外)	1,271人	953人	809人
延長保育事業	966人	445人	876人
病児・病後児保育事業	28人	243人	187人
放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)	809人	771人	782人

（３）各施策に対する評価

基本目標１ こども～自分とみんなを大切にする“浜田っ子”を育みます～

産後ケア事業については、助産院との情報連携や産婦健診においてエジンバラ産後うつ質問票を導入し、早期対応を推進しました。発達相談・支援では、特別支援連携協議会相談支援チームによる巡回訪問事業及び検討会を実施し、相談支援ファイルも活用しました。学校では、市内全ての学校にスクールカウンセラーを配置し、1,195 件の活用がありました。こどもを生き育てることに関する学習の充実においては、教育委員会と連携し、乳幼児親子を対象とした浜田親子共育応援プログラム（HOOP）親子のきずな（愛着）づくりについての講座を開催しました。また、自然環境についての啓発では、小学生に「省エネチャレンジシート」を配り、環境への負荷の少ないライフスタイルにより、地球温暖化防止のための意識向上を図りました。

	A:十分できた	B:概ねできた	C:あまりできなかった	D:未実施
件数	82	18	1	0

基本目標２ 家庭～喜びを感じられる、ゆとりのある子育てを支えます～

養育支援においては、育てにくさを感じる保護者が「あそびーば」に参加することで、専門家への個別相談を受けることができました。また、低体重児の支援として、令和５年度に県や親の会が作成した低体重児「リトルベビーハンドブック」を紹介しました。令和４年度に「子ども家庭総合支援拠点」を設置し、子育て世代包括支援センターと連携しながら子育てに関する専門的な相談対応や継続的なソーシャルワークによる指導・助言を行う体制が整備されました。ヤングケアラーについても講演会を開催し、ヤングケアラーの防止、早期発見、早期対応の理解を深めました。ひとり親家庭の支援に対しては、ファミリー・サポート・センター援助活動利用料の助成や放課後児童クラブ負担金の減免等を実施しました。

	A:十分できた	B:概ねできた	C:あまりできなかった	D:未実施
件数	64	19	0	2

基本目標３ 地域～地域のみんなで、安心・安全な子育て環境を整えます～

子育て支援コーディネーターが子育て支援を行う団体の会議や自主活動を行う子育てママクラブの活動に参加することで、情報提供や関係機関につなげる役割を担っています。広報・啓発では、令和４年１０月から「はまだ子育て応援アプリすくすく」を活用し、子育て支援センター事業の開催等の情報発信を開始しました。

	A:十分できた	B:概ねできた	C:あまりできなかった	D:未実施
件数	31	24	3	3

5 現状と課題を踏まえたこども・子育て支援の方向性

(1) 就学前から就学後までの教育・保育の充実

統計資料	●令和2年の15歳以上の女性の就業率は、全国、島根県よりも高い水準となっており、平成27年との比較でも30歳以上では就業率が高くなっています。就業率の上昇から、女性の社会進出や就労形態の変化による保育ニーズの増加、また母親の心身の負担増に対するニーズも予想されます。 ●国では、女性の就業率80%に対応する教育・保育の量を確保する方針が示されており、本市では、25歳～59歳が80%以上になっています。共働き世帯のさらなる増加に対応した教育・保育の量や多様なニーズへの対応が求められるほか、幼児教育・保育のさらなる質の向上を図る必要があります。
ニーズ調査	●フルタイムで就労する母親が約6割、パートタイム等で就労する母親が約3割とほとんどの母親が働いています。フルタイム以外の母親でも約1割がフルタイムへの転換が実現できる見込みとなっており、さらに保育ニーズが高くなることが想定されます。 ●放課後の過ごし方については、低学年の小学生保護者では、放課後児童クラブ(学童保育)の利用状況が約6割に対し、就学前保護者の低学年時の利用希望が約8割となっています。市内児童数に占める、利用児童の割合も3割以上となっており、今後も高いニーズが想定されます。 ●こども誰でも通園制度を利用したい保護者が3割以上となっています。新しい事業への準備、周知が求められます。
子育て支援団体 ヒアリング調査	●市の子育てやこどもが育つ環境に関して、問題点・課題と感じていることについては、「子どもの遊べる場所」「認定こども園や小学校などの子どもの教育の質」「子育て支援のネットワーク」が上位となっています。量の確保だけでなく、子育て関係者の支え合いや情報共有が求められています。 ●行政に望む支援や施策では、「子どもの遊べる場所や住居・まちづくりなどの暮らしの環境整備」が上位となっています。こどもが安心して放課後や休日を過ごせる環境が求められています。

▶▶ 今後の方向性

母親の就業率の向上により、教育・保育の利用希望が高まることが見込まれると同時に、質に関するニーズの高まりも予想されます。保護者のニーズの多様化を踏まえ、新たな事業も推進します。親の就労状況等にかかわらず、すべてのこどもに質の高い教育・保育を提供できる体制の整備を進める一方で、人材の育成、確保に向けた取組を進めます。また、放課後や休日にこどもが安心して過ごせる遊び場や機会が提供できるような環境整備をこどもの意見を尊重しながら進めます。

(2) 地域・学校・企業・行政の連携による子育て支援の充実

市の動向	●「しまね教育ウィーク」にあわせて、保護者だけでなく地域住民の参観授業を行っています。地域に対し情報提供に努めるなど、学校の教育情報を保護者や地域へ提供するとともに、公開授業や学校行事の公開により、地域に開かれた学校づくりを推進しています。 ●「はまだっ子共育推進事業」においては、中学校区毎のネットワークの充実を図りながら、次代を担う子どもたちを育むとともに、活動に関わる大人たちも学び、高まっていく活動を推進しています。
ニーズ調査	●地域で子育てを支えるために必要だと思うことでは、「子どもの防犯のための声掛けや、登下校の見守りをする人がいること」「子どもと一緒に遊ぶ人や場があること」「子どもと大人と一緒に参加できる地域の行事やお祭りがあること」が半数以上になっており、日常生活を通じた関わりが求められています。 ●民間の子育て支援団体や子育てサークルの認知状況は、5割弱となっています。また、参加希望する子育てサークルの活動内容として「子どもの遊び場を提供してもらえる」が7割以上となっています。また、「子育ての悩みを気兼ねなく相談できる」が3割以上となっています。保護者のニーズに応じた子育てサークルの活動を支援する仕組みが求められます。 ●就学前保護者の父親の育児休業制度の取得状況は、2割弱となっています。育児休業の取得に向けた、職場、事業所の理解や体制整備等が求められています。
子育て支援団体・事業所ヒアリング調査	●団体が行政に望む支援や施策については、「行政と団体が連携して取組を行うための体制づくり」「子どもの遊べる場所や住居・まちづくりなどの暮らしの環境整備」が上位となっています。地域で子育てを支えるしくみが求められています。 ●事業所ヒアリング調査では、父親の出産時の休暇取得の促進、育児休業を取得しやすい環境の整備を行っているとの回答が半数以上となっています。一方で、休暇対象者の取得実績では、2～3割程度となっていました。子育てしやすい労働環境の整備に向けて、助成金の交付や税制上の優遇措置等が求められています。

▶▶ 今後の方向性

核家族世帯やひとり親世帯が増える中で、家庭における子育ての負担は増えていると考えられます。子育てを家庭だけでなく、地域で担うものとしてとらえ、こどもが普段の暮らしの中で地域の人と関わり、学びや体験につながる機会を充実させるとともに、地域とのコミュニケーションを図れる場の整備を進めます。地域の事業所等へは、子育て支援に関する制度の理解や利用促進に取り組みます。また、地域資源を活かした多様な体験・交流活動や、親子が安心して集える場の整備・充実及び地域資源の確保や支援にも取り組みます。

(3) 子育ての孤立解消と家庭での子育て力の向上



統計資料	●世帯数は微減傾向にあり、1世帯あたりの人数も減少していることから、今後さらに、核家族世帯や単独世帯の増加が予測されます。 ●18歳未満の子供がいるひとり親世帯の推移は、平成12年以降から令和2年まで500世帯前後で推移しています。 ●児童虐待対応件数は減少傾向となっていますが、減少内容の多くが身体的虐待であり、心理的虐待については、令和2年度以降は10件前後で推移しています。
県・市の動向	●令和4年度改訂版子ども虐待防止対応マニュアルを基に、学校、幼稚園、保育所(園)、関係機関、行政等の相互連携を図りました。 ●本市では、「浜田親子共育応援プログラム(HOOP!)」により、子育て世代の不安解消に向けて取り組んでいます。
ニーズ調査	●子育てに関して、悩んでいることなどは、就学前児童・小学生児童保護者ともに、「子どもを叱りすぎているような気がする」「子どもとの時間を十分にとれないこと」「子どもにかかる費用や経済的なこと」が上位に入っており、子育て家庭が抱える不安や悩みが多岐にわたっていることがうかがえます。 ●生活費の負担感については、就学前、小学生保護者とも、食費、衣料費、光熱費、居住費において半数以上が負担感があると回答しています。経済的な支援だけでなく、地域で支える仕組みなどの検討が求められます。 ●子ども食堂の認知状況は、就学前、小学生保護者とも約半数となっていました(本市で9カ所開設)。孤立解消に向け、家庭と地域がつながる場として周知される取組が求められます。 ●小学生保護者では、相談できる人はいない方が3%以上となっています。必要な時に相談できる機会や体制、また利用に向けた周知も求められます。 ●就学前、小学生保護者とも、しつけとして、こどもをたたいたりすることを「時には必要と思う」、「絶対に必要としない」との回答がともに約4割となっていました。児童虐待への意識、考え方について理解を深める機会が求められます。
子育て支援団体 ヒアリング調査	●行政に望む支援や施策では、「金銭的な支援」「相談体制や情報提供の充実」が上位となっています。経済的な支援、早期に相談できる環境、体制が求められています。

▶▶ 今後の方向性

子育て世帯における悩みは、子育てに関することだけでなく、経済的な問題等生活全般にわたっています。共働き家庭やひとり親家庭では、相談の機会が確保し難いことが想定されます。保護者、こどもが社会から孤立しないよう、きめ細かい相談体制や連携体制を整えとともに、必要な支援が届けられるような事業・施策展開に取り組めます。

(4) こども・若者が安心して、自分らしく成長できる環境の構築



統計資料	●小中学校におけるいじめ認知件数は、近年約 10%程度で推移しており、減少が見込みにくい状況です。早期発見や未然防止に向けた取組が求められます。 ●不登校児童生徒数は、発生率で見ると上昇傾向にあります。登校できるようになる対応とともに、登校しない選択を支える仕組みも検討することが求められます。 ●18 歳未満の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害保健福祉手帳の所持件数、所持率が増加傾向にあります。こども達が普段から過ごす、地域、教育の場における多様性、インクルージョン等への考え方、行動を広めることが求められます。
こども・若者調査	●安心して過ごせる場所としてインターネットカフェ、ゲームセンター等とする若者や安心して過ごせる場所がないとする若者が5%程度います。また、普段は自宅で過ごし、趣味やコンビニ程度の外出という若者も5%程度となっています。若者への理解を踏まえ、地域とつながる機会が求められています。 ●約1割の若者が悩んだ時に「誰にも相談できない・相談したくない」と回答しています。また、一方で相談先として同じ悩みを持っていた人との回答が約半数となっています。アドバイス、指導という観点だけでなく、共感やつながりという点を踏まえ、相談しやすい機会や手段につなぐことが求められています。 ●政策等に対しての意見を「伝えたい」「どちらかと言えば伝えたい」が合計で約半数となっていました。今後、具体的な機会等を設定し、フィードバックを行う体制の構築が求められます。 ●「こども基本法」「子どもの権利条約」を知っている若者が約 3 割となっていました。今後は、これらの普及啓発の取組や理解を深めるための取組が求められます。
子育て支援団体・事業所ヒアリング調査	●不登校や引きこもりの支援に取り組む団体は、市内では 1 か所でした。対象となる若者が増加傾向にあるため、担い手の支援も求められます。 ●事業所では、約半数が若者の退職を懸念しており、コミュニケーションの難しさも指摘されています。お互いの思い、考えていることを対話できる機会や方法の共有が必要と考えられます。

▶▶ 今後の方向性

学校生活、社会人生活に馴染みにくい、生きづらさを感じる若者が一定数おり、今後も増加していくと想定されます。こどもたちが自分の悩み、思いを閉ざすことなく、自分らしく、いきいきと過ごすことができる家庭、学校、職場、地域となるような環境づくりに取り組みます。

第3章 計画の基本理念

1 計画の基本理念

こどもや若者が自分らしく生きるまちへ

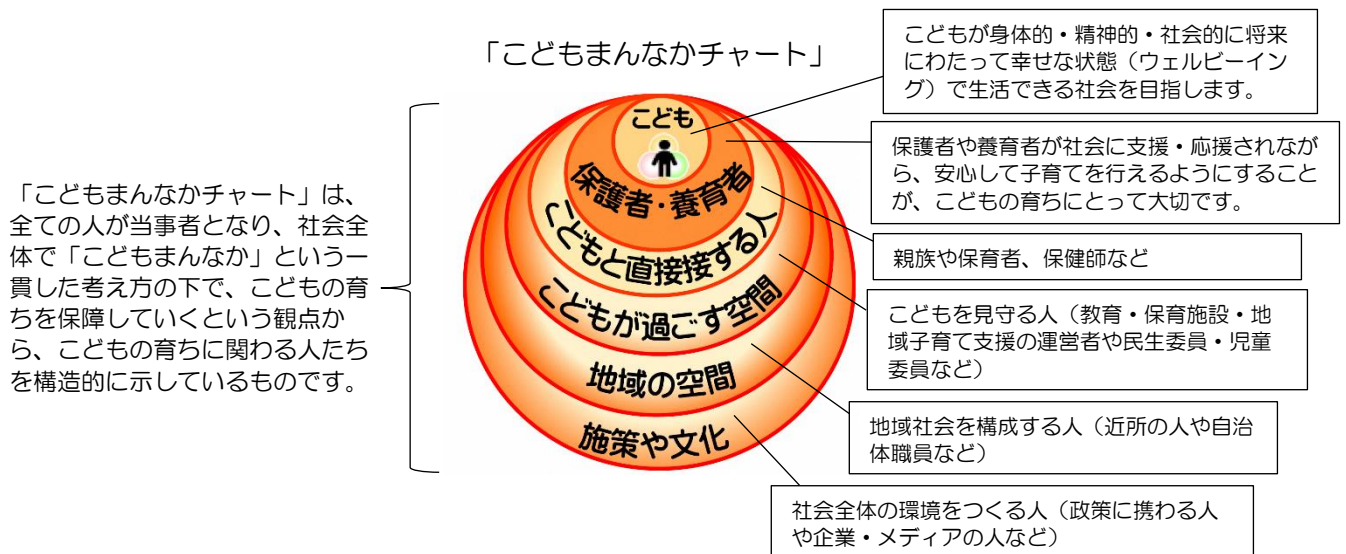
～家庭・地域・社会全体で支え合うみんなの笑顔～

浜田市の最上位計画である第2次浜田市総合振興計画では、まちづくり大綱において、子ども・子育て支援関連施策が含まれる健康福祉部門では「健康でいきいきと暮らせるまち」を掲げ、教育文化部門では「夢を持ち郷土を愛する人を育むまち」が掲げられており、浜田に生まれ、浜田に育ち、浜田を愛する人として夢を抱く方向性が示されています。

また、こども大綱においては、全てのこども・若者が自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会「こどもまんなか社会」の実現を目指すことが示されています。

「こどもまんなか社会」の実現のためには、こどもの権利条約の4つの原則である、こどもの生命・生存・発達の保障、こどもの最善の利益の優先、こどもの意見の尊重、差別の禁止が重要であります。

これらの方向性を踏まえて、権利の主体であるこども・若者が自由に意見を表明し、自分らしく成長していく姿を、家庭や地域が見守るまちを目指します。そして、ライフステージを通じた支援や妊娠期以降の切れ目のない支援を推進すると共に、こども・若者に関わる全ての人たちが共に支え合い、浜田市民みんなが笑顔で過ごせるまちを目指します。



こどもまんなか社会の実現に向けて

図：こども家庭庁「はじめての100か月の育ちビジョン」より

2 計画の基本視点

以上の基本理念のもとこども・子育て支援を推進するにあたり、基本視点を以下のように定めます。

基本視点1 ライフステージを通した視点

「こどもまんなか社会」の実現に向け、全ての年齢層のこどもに対して、権利擁護、保健・医療、経済的な支援等、ライフステージを通した縦断的な施策を展開します。

基本視点2 こどもの誕生前から幼児期における視点

全てのこどもが愛情に包まれ、健やかに成長する基礎を培い、安心・安全な育児環境を築き、人生の確かなスタートを切るために母子、家族等を含めた支援を進めます。

基本視点3 学童期・思春期における視点

身体も心も大きく成長し、自己肯定感や自己有用感、道徳性、社会性などを育む時期であり、他者や社会との関りの中で自己のアイデンティティを形成していく時期において、家庭、学校、地域等でこどもを支える施策を展開します。

基本視点4 青年期における視点

大学等の進学や就職など、将来の夢や希望を抱いて自己の可能性を広げる時期において、こどもの未来を見据えた支援を進めます。

基本視点5 子育て当事者への視点

こどもの成長を支え、見守る親、家族等の子育て当事者、こどもや子育てを直接支えている関係者が、不安なく子育てに関われるよう地域や職場等も含めた支援を進めます。

基本視点6 こども・若者の社会参画・意見反映の視点

こどもや若者が安心して意見を述べることができる場や機会を作るとともに、意見を持つための様々な支援を行い、社会づくりに参画できる機会を保障するための支援を進めます。

3 重点的な取組施策

重点施策 1 こども・若者が自分らしく育つ支援

国が掲げる「こどもまんなか社会」の実現に向けた取組を進めます。実現に向けた取組は多岐に渡るものですが、まずは主役となる、こども・若者が権利を意識し、自分らしく、主体的に行動できるような土壌を育てる段階から進めていきます。この段階においては、こどもはもちろんのこと、大人も意識を変えていくことが望まれます。大人が期待し、育てるこどもではなく、1 個人権利の主体として、自分らしく育つことができる環境を整えることが求められます。

重点施策 2 教育・保育事業の多様なニーズへの対応

共働き家庭の増加を背景に、こどもとの関わりに不安がある保護者、ひとり親家庭の抱える課題、また情報が溢れる状況において多様な価値観を持つ保護者も増えつつあります。このような状況に対して、こども、子育て家庭を支えるサービス、施策も多様なニーズに応えるべく、柔軟さ、対応の幅広さ等が求められます。第 3 期子ども・子育て支援事業計画期間中には、新しい事業の導入も予定されており、サービスを必要とするこども、家庭に確実に行き届くよう、事業の構築と併せ、周知にも取り組んでまいります。

重点施策 3 こども・保護者が希望をもって過ごせる地域づくり

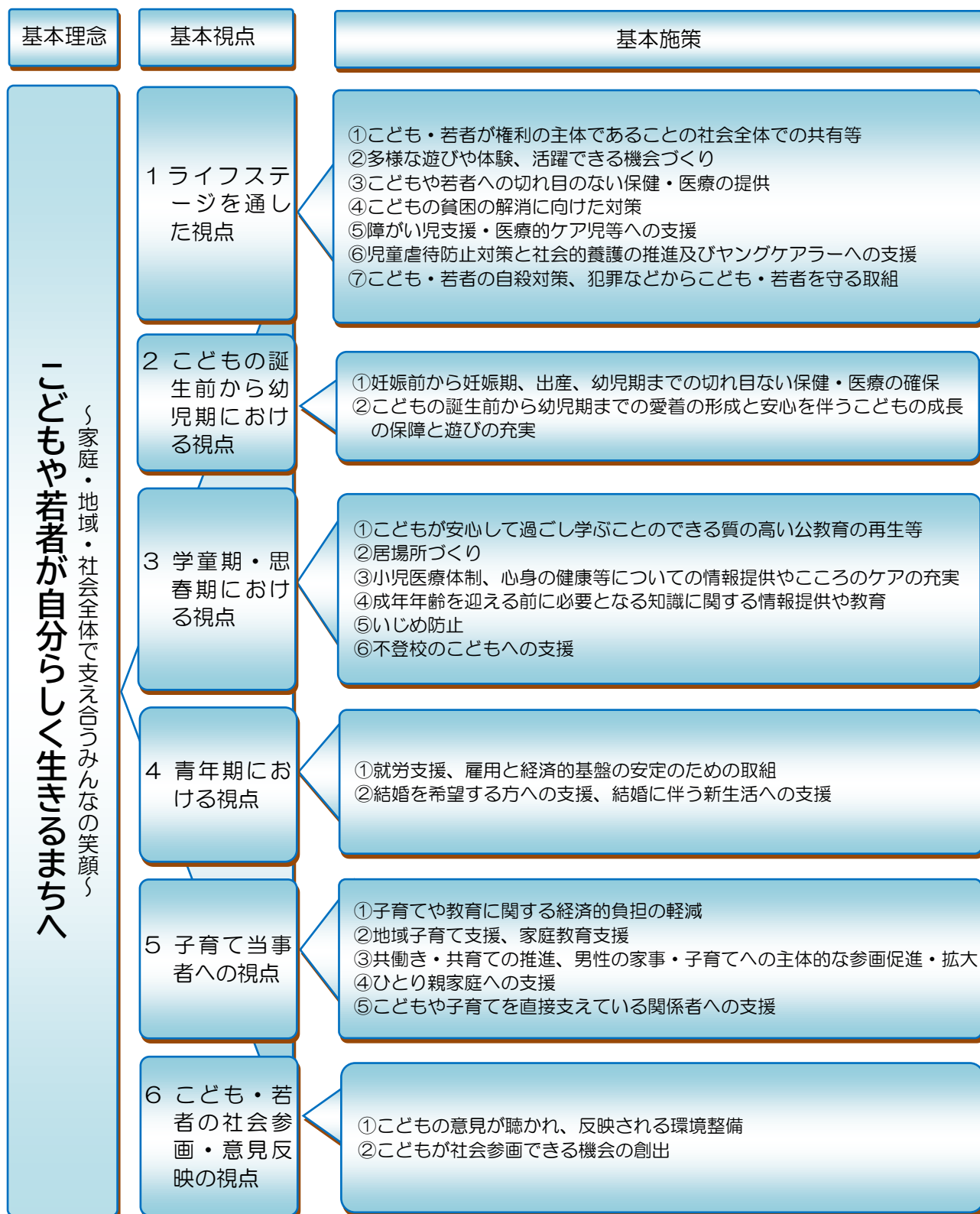
経済的な負担感のある世帯が半数を超え、貧困を課題とする子育て世帯も限られたケースではなく、そこに該当する世帯も増えていると考えられます。また、虐待リスクのある世帯、障がいのあるこどものいる世帯、ヤングケアラーのいる世帯等、こどもや保護者が過大な負担、ストレスを抱える場合もあります。状況に応じた支援制度の提供だけでなく、地域の子育て支援の団体や子ども食堂等、地域における社会資源の活用により、不安から希望を持てるよう関連事業の展開や関係団体の活動促進に努めます。

重点施策 4 とともに支え合い 誰ひとり取り残さない支援

生きづらさを抱える若者、引きこもり状態にある若者等、調査結果では、この地域にもなんらかの支援が必要な若者も暮らしています。地域におけるつながりが希薄になり、助けを求めるメッセージも届きにくい状況になっています。地域共生の枠組みとしても、住民、地域、行政や専門職間におけるネットワークがこどもを救う資源になると考えられます。多様性を認め合い、お互いを理解するところから、地域につながり、支援につながるよう、支援の仕組みと共に、地域のネットワークづくりを促進します。

4 施策体系

本計画では、それぞれの視点における基本施策に対し、具体的な施策項目を展開しています。



5 数値目標

基本理念の実現に向けて、こども大綱で示された数値目標の一部を、本計画の数値目標として設定します。

No.	項目	目標	現状
1	「こどもまんなか社会の実現に向かっている」と思う人の割合	70%	15.7% (2023年)
2	「生活に満足している」と思うこどもの割合	70%	60.8% (2022年)
3	「今の自分が好きだ」と思うこども・若者の割合（自己肯定感の高さ）	70%	60.0% (2022年)
4	「自分には自分らしさというものがある」と思うこども・若者の割合	90%	84.1% (2022年)
5	「どこかに助けてくれる人がいる」と思うこども・若者の割合	現状維持	97.1% (2022年)
6	「社会生活や日常生活を円滑に送ることができている」と思うこども・若者の割合	70%	51.5% (2022年)
7	「こども政策に関して自身の意見が聴いてもらえている」と思うこども・若者の割合	70%	20.3% (2023年)
8	「結婚、妊娠、こども・子育てに温かい社会の実現に向かっている」と思う人の割合	70%	27.8% (2023年)
9	「こどもの世話や看病について頼れる人がいる」と思う子育て当事者の割合	90%	83.1% (2022年)

※現状値は調査年（カッコ内）における全国調査結果による。

※目標値は「こども大綱」の記載に準ずる。

第4章 施策の展開

基本視点1 ライフステージを通じた視点

基本施策① こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等

- ・本市の全てのこども・若者に対して、こども基本法の趣旨や内容について理解を深めるための情報提供や啓発を行うとともに、こどもの権利条約の認知度を把握しつつその趣旨や内容についての普及啓発に民間団体等と連携して取り組むことにより、自らが権利の主体であることを広く周知します。

◆具体的な施策◆

施策	施策内容	担当課
こどもの権利意識普及啓発	◎こどもの権利に関する理解を深めるための取組を行います。（こども若者、保護者養育者、こどもに直接関わる関係者など、対象ごとの取組を検討します。） ◎こどもの権利条例策定についての検討を行います。	全庁 （子ども・子育て支援課）
こどもの意見聴取	◎こどもの意見を聴くための体制の構築に向けた取組を行います。 ◎こどもアドボケート等の活用についての検討を行います。	全庁 （子ども・子育て支援課）
こどもの権利条約の啓発	◎松江地方法務局と島根県人権擁護委員連合会が実施する全国一斉「こどもの人権相談」強化週間の周知を行います。	人権同和教育啓発センター
組織づくりとネットワークの構築	◎まちづくりセンターを拠点とした地域への人権講演会や啓発活動を行うとともに、まちづくりセンター職員の人権意識を高めるための研修を行います。	子ども・子育て支援課 人権同和教育啓発センター
人権教育の推進	◎指導主事による学校、職場、地域などへの巡回講座を行い、あらゆる機会において人権・同和教育を行います。	人権同和教育啓発センター

基本施策② 多様な遊びや体験学習等、活躍できる機会づくり

- ・遊びや体験活動の重要性、学びへのつながりや、その機会を保障することの重要性を改めて認識した上で、市、地域、学校・就学前施設、家庭、若者、民間団体、民間企業等が連携・協働して、こども・若者の全てのライフステージにおいて、年齢や発達の程度に応じて、自然体験、職業体験、文化芸術体験など多様な体験・外遊びを含む様々な遊びができるよう、青少年教育施設の充実を含め、地域資源も生かした遊びや体験の機会や場を意図的・計画的に創出します。

◆具体的な施策◆

施策	施策内容	担当課
C I R（国際交流員）及びA L T（外国語指導助手）の派遣	◎国際理解を深める力を育成することを目的に、国際交流員や外国語指導助手の幼稚園や保育所（園）、学校等への派遣を通して、地域の国際交流の進展、国際相互理解の増進、国際化の促進を図ります。	定住関係人口推進課 （C I R） 学校教育課 （A L T）
学校におけるスポーツ環境の充実	◎こどもが自主的に様々なスポーツに親しむことができるよう、外部指導者の活用や地域の連携を促進し、学校におけるスポーツ環境の充実と健やかな身体の育成を図ります。	学校教育課
学校開放の実施	◎学校教育に支障のない範囲において学校施設を開放し、住民の健康増進・体力の向上、生涯スポーツの振興、文化活動の推進に努めます。	スポーツ振興課
ふるさと郷育推進事業	◎浜田市ふるさととの郷育推進計画を策定し、学校に対してふるさと再発見のメニュー等を提供し、ふるさとを大切にすることの育成に努めます。 ①「浜田市の人物読本」の活用 ②ふるさと再発見事業 ③ふるさと教育推進事業（県） ④自然体験活動の推進 ⑤つなぐ・つながる事業（親子・三世代交流事業、通学合宿支援事業） ⑥はまだっ子共育推進事業	学校教育課 まちづくり社会教育課
こどもが主体的に行う遊びやボランティア活動・体験活動の推進	◎こどもがボランティアや体験活動に積極的に参加し、自発的に工夫しながら取り組むことを通じて、豊かな人間性やたくましく生きる力を育んでいけるよう、機会の提供やのびのびと活動できる環境づくりを進めていきます。 ◎まちづくりセンターが中核となって学校・家庭・地域が連携しながら、こどもの主体的で多様な体験活動を推進します。	まちづくり社会教育課
文化活動の充実	◎小中学生を対象に優れた芸術を鑑賞する機会として「スクールコンサート事業」を実施しています。今後も引き続き鑑賞機会を提供し、芸術文化意識の高揚を図ります。	文化振興課

施策	施策内容	担当課
スポーツ活動の充実	◎「スポーツ都市宣言」の精神を尊重し、スポーツに親しむことができるスポーツ・レクリエーション活動を推進します。 ◎スポーツ少年団の活動を推進することで青少年の健全育成を図ります。	スポーツ振興課
スポーツ推進委員による活動促進	◎スポーツ推進委員により、スポーツ団体や地域との連携を図り、親子で楽しめるスポーツ・レクリエーション活動を促進します。	スポーツ振興課
各種講座の開催	◎まちづくりセンターを核に生涯学習、社会教育を推進します。また、地域でこどもを育む体制の構築を図り、多様で持続可能な活動となるよう取組を推進します。	まちづくり社会教育課
子ども会の活動支援	◎子ども会の組織化や活発な子ども会活動が展開されるよう、今後も継続して支援を行います。	まちづくり社会教育課
ボランティアの充実	◎地域学校協働活動を通してまちづくりセンター職員や地域学校協働活動推進員が学校等に対しボランティアの派遣を行います。派遣においては、事前に学習のねらいやこどもたちに身につけさせたい力等を学校と共有できるようコーディネートします。また、まちづくりセンター職員や地域学校協働活動推進員がボランティアのスキルアップのため、各中学校区においてボランティアの集い等を実施し、ボランティアの育成を図ります。	まちづくり社会教育課
自然環境についての啓発	◎環境省や島根県等と連携しながら、必要に応じて主体的に発信したり、自然環境に関するポスター掲示やパンフレットの配布など、関係機関の配布物の共有に努めます。 ◎小学校の長期休業期間を利用して、自身の生活環境を通じた地球環境に関するE S D学習に取り組みます。	環境課
乳幼児とふれあう場づくりの推進	◎学校教育の授業や総合学習の取組を通して、中高生が子育て支援センターや保育所（園）等に訪問するなど、乳幼児との交流を図ります。 ◎NPO団体等と連携し、小中高大学生が乳幼児とふれあう機会や子育て中の保護者から子育てについて話を聞く場を提供します。	子ども・子育て支援課

◆具体的な施策◆

施策	施策内容	担当課
健康に対する正しい知識の普及	◎性教育をはじめ、喫煙、飲酒、薬物乱用の禁止等の保健教育について、児童生徒が主体的に問題を解決する力が身につくよう、健康に対する正しい知識の普及を推進します。また、健康な生活習慣についての学習やがん検診の重要性等の啓発も進めます。 ◎がんに対する正しい知識とがん患者に対する正しい認識をもてるよう、がん教育の実践に向けて研修などの取組を進めます。 ◎こころの健康づくりの推進として、市内の小中高校生を対象に、講師を派遣し、SOSの出し方に関する教育やこころの健康づくり出前講座等を通じて啓発に努めます。 ◎養護教諭を中心に児童生徒の成長に応じた学習の年間計画を定め、取組を進めています。また、市からの講師派遣など外部講師による講演会や出前授業等を行います。保護者や地域にも授業を公開する機会をもちながら、一層の啓発を進めます。 ◎口腔衛生の正しい知識を身につけ、むし歯・歯周病予防を推進します。	健康医療対策課 学校教育課
小児医療体制の整備	◎小児救急体制の充実に向けて、関係機関と協議を継続するとともに、小児救急体制がスムーズに機能するよう、受診者への細やかな情報提供と医療機関のかかり方についての啓発活動を積極的に行います。 ◎国保診療所の各医師が連携することにより、今後も中山間地域の小児医療の充実を図ります。 ◎今後も休日応急診療所を開設し、日曜・祝日の診療体制を継続します。	健康医療対策課

基本施策④ こどもの貧困の解消に向けた対策

- ・こどもの貧困の背景には様々な社会的な要因があることを市民全体で広く共有し、こどもの現在と将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう貧困を解消し、貧困の連鎖を断ち切る必要があります。地域や社会全体で課題を解決するという認識の下、教育の支援、生活の安定に資するための支援を進めます。こどもの貧困は家庭の自己責任ではなく社会全体で受け止めるべき課題であるという認識の下、市、民間の企業・団体等の連携・協働

により、課題解消に向けた取組を展開します。

◆具体的な施策◆

施策	施策内容	担当課
貧困への理解の促進	◎研修や啓発等により、関係者を中心にこどもの貧困に関する理解を深めることで、課題を抱えるこどもや家庭を早期に発見し、適切な対応や支援につなげられる体制を構築します。	子ども・子育て支援課 学校教育課
子ども食堂等の運営支援	◎こどもの貧困対策とこどもの居場所づくりを推進するために、市内の子ども食堂等を実施する者に対して、子ども食堂等の運営に要する経費を支援します。	子ども・子育て支援課
小中学校の就学支援	◎経済的理由によって就学困難な児童生徒の保護者に対して、学用品、通学費、給食費等について支援を行います。	学校教育課

基本施策⑤ 障がい児支援・医療的ケア児等への支援

.....

- ・障がいのあるこども・若者、発達に特性のあるこども・若者の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進し、それぞれのこども・若者の置かれた環境やライフステージに応じて、一般の子育て支援との連続の中で、その発達や将来の自立、社会参加を支援します。
- ・障がいの有無にかかわらず、安心して共に暮らすことができる地域づくりを進めるため地域における相談支援の中核的役割を担う浜田市基幹相談支援センターを中心として相談支援体制を整備し、保育所等への巡回支援の充実を図るなど、地域における障がい児の支援体制の強化や保育所等におけるインクルージョンを推進します。
- ・医療的ケア児、聴覚障がい児など、専門的支援が必要なこどもや若者とその家族への対応のための地域における連携体制を強化します。
- ・障がいや発達の特性を早期に発見・把握し、適切な支援・サービスにつなげていくとともに、乳幼児期・学童期・思春期の支援から一般就労や障がい者施策への円滑な接続・移行に向けた準備を、保健、医療、福祉、保育、教育、労働など関係者の連携の下で早い段階から行っていくします。

◆具体的な施策◆

施策	施策内容	担当課
地域における自立支援の充実	◎「障害者総合支援法」に基づき、各種サービスが適切に利用できるよう関係機関との連携による支援の充実に努めます。また、障がいのあるこどもが地域社会の様々な場に参加し、地域社会と共に育つよう自立支援に努めます。 ◎放課後等デイサービス事業所及び児童発達支援事業所が市内に複数か所開設されました。引き続き体制整備に努めるとともに、関係機関との情報交換や、研修会の実施に努めます。	地域福祉課
特別支援教育体制の整備	◎特別支援連携協議会において、家庭への支援や関係機関との調整・支援を実施するとともに、総合的な支援体制を構築していきます。また、相談支援チームにより、幼稚園・保育所（園）・学校等への訪問や相談支援等を引き続き実施するとともに、自立支援協議会などとの連携についても検討を進めます。 ◎相談支援ファイルの普及啓発と利用促進を図ります。	学校教育課
小中学校の就学支援	◎特別支援学級就学児童生徒の保護者の負担軽減のため、学用品、通学費、給食費等について支援を行います。	学校教育課
特別児童扶養手当、障害児福祉手当の支給	◎20 歳未満で中度以上の障がいのある児童の生活の向上に寄与するため、養育者に特別児童扶養手当を支給します（所得制限があります）。 ◎20 歳未満で重度の障がいがあるため、日常生活で常時の介護を必要とする児童に、障害児福祉手当を支給します（所得制限があります）。 （※ただし、いずれも施設入所している場合は支給しません）	地域福祉課
重症心身障がい児や医療的ケア児への支援	◎重症心身障がい児や医療的ケア児が、身近な地域において心身の状況に応じた総合的な支援を受けられるよう、保健、医療、福祉、保育、教育等関係機関の連携を進めます。	地域福祉課 健康医療対策課 子ども・子育て支援課 学校教育課

◆具体的な施策◆

施策	施策内容	担当課
こども家庭センターの設置	◎令和6年4月に設置したこども家庭センターにおいて、従来の「子育て世代包括支援センター(母子保健)」と「子ども家庭総合支援拠点(児童福祉)」が有してきた機能を引き続き活かしながら、一体的な組織として子育て家庭に対する相談支援を実施することにより、母子保健・児童福祉の両機能の連携・協働を深め、子育てに困難を抱える家庭に対して、切れ目なく、漏れなく対応していきます。 ◎サポートプランを作成し、支援の必要性が高い妊産婦、こども及びその家族を中心に、子育てやこどもに関する相談を受けて支援をつなぐためのマネジメントを行います。	子ども・子育て支援課
要保護児童対策地域協議会の設置	◎児童相談所など各関係機関により構成される要保護児童対策地域協議会において、関係機関の円滑な連携・協力により要保護児童への支援を行います。 ◎要保護児童対策地域協議会では、要保護児童等の適切な保護を図るための情報交換や、緊急時の対応、支援内容の協議を行い、実態の把握や虐待の予防に努めます。そのため、協議会を代表者会議、実務者会議、個別ケース会議の三層構造として、状況に応じた会議の開催を行っていきます。	子ども・子育て支援課
虐待の早期発見と予防	◎妊娠期から医療機関ほか関係機関との連携を強化し、早期発見・早期支援に努めます。 ◎虐待予防と早期発見の観点からも、赤ちゃん訪問事業や幼稚園・保育所(園)等への巡回訪問、乳幼児健診等を継続して実施します。 ◎教育委員会や学校との連携を強化するとともに、こどもの視点に立ち、早期発見・早期支援に努めます。 ◎虐待への関心を高めるため早期発見と予防について広報やホームページ等で広く周知するとともに、オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーンに合わせて啓発活動を行い、住民の関心を喚起し、通告義務の周知を図ります。 ◎予期せぬ妊娠に悩む若年女性等に対する相談窓口の周知に取り組み、必要な支援を行っていきます。	子ども・子育て支援課

施策	施策内容	担当課
子ども虐待防止対応マニュアルの活用	◎地域における児童虐待防止機能の向上をめざし、要保護児童対策地域協議会において、関係機関が連携し家庭への適切かつ迅速な対応を行うために、子ども虐待防止対応マニュアルの活用と児童虐待防止の普及を促進していきます。 ◎子ども虐待防止対応マニュアルを関係機関に配布して、学校、地域、企業、団体、市民グループ、行政等の相互連携を強化します。	子ども・子育て支援課
子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ）の実施	◎保護者が病気になった場合等に、一定期間児童を預かる「ショートステイ」、保護者の帰宅が常に夜間になる場合や休日勤務の場合等に、一時的に児童を預かる「トワイライトステイ」については、児童福祉施設等と里親で受け入れが可能です。 ◎引き続き子育て短期支援事業を実施し、保護者の多様な要望に応えられるような体制を構築していくとともに、受入先の児童福祉施設等の整備に対する補助や里親に対する支援を推進していきます。 （※目標事業量など詳細は「第5章 4」に記載）	子ども・子育て支援課
ヤングケアラーへの支援	◎ヤングケアラー相談窓口を設置し、早期発見と予防に努め、困った時に安心して相談できる体制づくりを行っています。 ◎ヤングケアラーの正しい理解の促進と周知啓発を行います。 ◎教育委員会や学校と連携し、子どもや家族の心情に配慮しながら、適切な支援に繋げていきます。	子ども・子育て支援課
里親制度の啓発	◎社会的養護の中で大きな役割を果たす里親の制度について、広報やホームページなどで制度の周知啓発を図ります。	子ども・子育て支援課
家庭教育に関する学習機会の充実	◎日々の事業や行事を通して、親がこどもを育てることの社会的意義を学ぶとともに、子育てのノウハウや情報提供を行い、また地域ボランティアとの交流を図り、地域における家庭での子育て支援を図ります。	子ども・子育て支援課

基本施策⑦ こども・若者の自死対策、犯罪などからこども・若者を守る取組

- ・こども・若者の自死対策については、自死に関する情報の集約・分析等による自死の要因分析や、SOSの出し方や心の危機に陥った友人等からのSOSの受け止め方に関する教育を含む自死予防教育、全国展開を目指した1人1台端末の活用による自死リスクの早期発見、電話・SNS等を活用した相談体制の整備、多職種の専門家で構成される対応チームの設置等による自死予防への的確な対応、遺されたこどもへの支援、こども・若者の自死が増加する傾向にある長期休暇明け前後の集中的な啓発活動などの取組を進めていきます。

◆具体的な施策◆

施策	施策内容	担当課
健康に対する正しい知識の普及（※一部再掲）	◎性教育をはじめ、喫煙、飲酒、薬物乱用の禁止等の保健教育について、児童生徒が主体的に問題を解決する力が身につくよう、健康に対する正しい知識の普及を推進します。また、健康な生活習慣についての学習やがん検診の重要性等の啓発も進めます。 ◎こころの健康づくりの推進として、市内の小中高校生を対象に、講師を派遣し、SOSの出し方に関する教育やこころの健康づくり出前講座等を通じて他者を思いやる気持ちや自分も大切にすることも若者の意識啓発に努めます。 ◎養護教諭を中心に児童生徒の成長に応じた学習の年間計画を定め、取組を進めています。また、市からの講師派遣など外部講師による講演会や出前授業を行います。保護者や地域にも授業を公開する機会をもちながら、一層の啓発を進めます。	健康医療対策課 学校教育課
こどもを犯罪等の被害から守るための活動の推進	◎警察署等と連携して市内小中学校で防犯教室等を実施し、防犯意識等の高揚を図り、地域ぐるみで見守る体制を引き続き整備していきます。教職員やこども自身が自分の身は自分で守るという危機管理能力を身につける具体的指導を、継続して行います。 ◎子ども見守り隊の活動を支援するとともに、隊員の確保を図ります。	学校教育課
健全育成の環境づくり	◎島根県青少年の健全な育成に関する条例では、深夜の外出の制限や深夜営業施設への立入禁止等が規定されているため、青少年健全育成関係機関・団体により、青少年への声かけや啓発活動を今後も積極的に展開していきます。	まちづくり社会教育課

施策	施策内容	担当課
交通安全教育の推進	◎警察等との連携により交通安全教室を開催するなどして、交通安全指導等を推進します。 ◎交通安全教室については、市内全小中学校での実施を推進します。	学校教育課
安全な道路交通環境の整備	◎通学路、通園路の安全確保に向けた取組や交通安全啓発施策等を関係機関と連携して引き続き積極的に実施します。 ◎浜田市通学路交通安全プログラムに基づく通学路点検や通学路の歩道整備を引き続き推進します。	防災安全課 建設整備課 学校教育課

基本視点 2

こどもの誕生前から幼児期における視点

基本施策① 妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない保健・医療の確保

- ・不妊症や不育症など妊娠・出産に関する正しい知識の普及や相談体制の強化を図ります。また、産後ケア事業の提供体制の確保や養育者のメンタルヘルスに係る取組を進めるなど、産前産後の支援の充実と体制強化を行います。
- ・児童福祉と母子保健の一体的な相談支援等を行うこども家庭センターにおいて、産前産後から子育て期を通じた切れ目のない継続的な支援を提供できる体制を構築します。妊娠期から、身近な場所で相談に応じ、多様なニーズに応じた支援につなぐ伴走型相談支援と経済的支援を一体として実施します。

◆具体的な施策◆

施策	施策内容	担当課
プレコンセプションケアの推進	◎若い世代が、将来のライフプランを考え、性や妊娠に関する正しい知識を身に付け、健康管理を行うことができるよう、リーフレットの配布等によりプレコンセプションケアの普及啓発に取り組みます。	子ども・子育て支援課
不妊治療費等の助成	◎一般不妊治療、生殖補助医療、不育症治療にかかる自己負担費用について助成します。 ◎金銭面での助成のみならず、精神面のフォローにも力を入れていきます。	子ども・子育て支援課
妊娠届母子健康手帳の交付	◎妊娠届出時に、妊娠・出産・育児に関する不安を把握し、必要な情報やサービスを提供します。	子ども・子育て支援課
妊婦健康診査・産婦健康診査・妊婦歯科健診の実施	◎妊婦健康診査 14 回分（多胎児は 5 回追加）、妊婦歯科健康診査（1 回）、産婦健康診査（2 週間・1 か月）を医療機関及び助産院へ委託して実施します。 （※目標事業量など詳細は「第 5 章 4」に記載）	子ども・子育て支援課
ママパパ学級の実施（妊婦教室）	◎妊婦とその家族を対象に、妊娠中の生活、栄養、歯科保健、分娩の経過、母乳等について、実施していきます。初産の方の参加も多いため、産後のイメージがしやすい企画を検討していきます。 ◎妊娠中の生活・出産・育児に関する知識の提供や、妊婦同士の仲間づくりを図ることにより不安の軽減を図ります。	子ども・子育て支援課

施策	施策内容	担当課
産前産後の日常生活への支援	◎産前産後家事支援サポーター派遣事業を実施し、援助が必要な世帯に家事の支援を行います。	子ども・子育て支援課
産後ケア事業の実施	◎地域の助産院へ委託し、出産後 1 年以内の産後ケアを必要とする者に対し、産後も安心して子育てができるよう心身のケアや育児のサポート等決め細かい支援を実施します。	子ども・子育て支援課
新生児聴覚検査の助成	◎新生児の聴覚に関する異常の早期の発見と支援を図るため、新生児聴覚検査に係る費用の一部を助成します。	子ども・子育て支援課
出生届時・転入時のサービス紹介	◎出生届時や転入時において、母子保健事業や子育て情報等をまとめたファイルを配布し、あわせて母子の状況把握に努め、必要な支援を提供していきます。また、子育て応援アプリを活用し、子育てに関する情報を発信します。 ◎窓口へ来庁される機会をとらえての情報提供に加え、来庁していない場合は個別に対応するように努めます。	子ども・子育て支援課
妊産婦訪問指導・乳幼児全戸訪問の実施（赤ちゃん訪問事業）	◎赤ちゃん訪問事業では、生後 4 か月以内の乳児のいる原則すべての家庭を訪問し、こどもの健康管理や保護者の育児不安の軽減を図ります。 ◎子育て世代包括支援センターの機能強化を図り、子育ての孤立化を防ぐとともに、子育てに関する必要な情報提供を行い、適切なサービス提供に結びつけ、こどもの健やかな育成を図ります。また、仲間づくりや自主活動へもつなげていきます。 （※目標事業量など詳細は「第 5 章 4」に記載）	子ども・子育て支援課
養育支援訪問の実施	◎赤ちゃん訪問事業で把握した、養育の困難な家庭や保護者への支援者がいないケースに対し、継続的な訪問を実施します。 ◎育てにくさを感じる親に寄り添う事業として、あそびの広場などの事業を実施します。 （※目標事業量など詳細は「第 5 章 4」に記載）	子ども・子育て支援課
訪問指導の実施	◎赤ちゃん訪問事業、養育支援訪問事業のほか必要者に乳幼児訪問を実施し、家庭での適切な養育の指導に努めます。 ◎産婦健診、産後ケア事業におけるスクリーニング体制の強化に努め、訪問指導につなげていきます。	子ども・子育て支援課

施策	施策内容	担当課
乳児健康診査の実施	◎乳児を対象とした、離乳食指導、計測、診察、保健指導、栄養指導や子育て相談等をブックスタート事業や歯科の小集団指導も取り入れて実施し、小児期からの生活習慣病予防、育児不安の軽減、事故予防、病気や障がいの早期発見、療育支援を推進します。 ◎県内外医療機関での公費負担による受診体制を整備し、引き続き乳児の健康づくりに努めます。 ◎産後うつ対策を通じた育児不安の軽減のための支援体制の強化を図ります。	子ども・子育て支援課
1歳6か月児健康診査の実施	◎1歳6か月児を対象とした、歯科健診、歯科指導、計測、診察、保健指導、栄養指導、子育て相談、発達相談等を行い、小児期からの生活習慣病予防、育児不安の軽減、事故予防、療育支援を推進します。 ◎健診後のフォロー体制として、2歳児チェックや養育訪問などの充実を図ります。	子ども・子育て支援課
3歳児健康診査の実施	◎3歳児を対象とした、歯科健診、歯科指導、計測、診察、保健指導、栄養指導、子育て相談、発達相談等を行い、小児期からの生活習慣病予防、育児不安の軽減、事故予防、療育支援を推進します。 ◎保健師への研修による発達チェックの技術向上や発達の専門員の確保・配置により、就学支援に向けた相談・助言ができる体制の充実を今後も図ります。	子ども・子育て支援課
健診未受診者、予防接種未接種者等への対応	◎健診未受診者や予防接種未接種者については、発育発達状況や育児環境等を把握し、養育支援が必要な場合は、電話や訪問、園の様子確認等関係機関と連携し、個々の状況にあった対応を行います。	子ども・子育て支援課
フッ素塗布の実施	◎1歳6か月児健診及び3歳児健診時にフッ素塗布利用券を交付し、塗布は委託医療機関で実施します。合わせて、フッ素塗布の有効性やむし歯予防について周知します。	子ども・子育て支援課
乳幼児事故の予防指導	◎訪問や乳幼児健診において乳幼児の事故予防のパンフレットを配布し、知識の普及、個別指導を行います。	子ども・子育て支援課
育児相談の実施	◎子育て世代包括支援センター、子育て支援センターや各支所での計画的な育児相談等を通じて、乳幼児の健康や食事、発育・発達、育児に関する相談に応じていきます。	子ども・子育て支援課

施策	施策内容	担当課
早期発見と相談の充実	◎子育てについて何でも安心して相談できるような窓口の整備に努めていきます。 ◎こどもの発達の遅れを早期に発見するとともに関係機関への紹介など連携をとりながら、親の不安解消のための各種相談事業を実施していきます。 ◎県の乳幼児健康診査マニュアルの活用を含め、健診の質の向上を図ります。 ◎乳幼児期から小学校まで継続的な支援が実施されるよう、関係機関の連携を進めます。	子ども・子育て支援課
発達相談・支援の実施	◎支援の必要なこどもに対して、発達の専門医によるすこやか健診を実施します。 ◎特別支援連携協議会相談支援チームによる全保育所（園）・幼稚園・認定こども園への巡回訪問事業及び検討会を実施し、家庭への支援や関係機関との調整を図りながら家庭への支援を図っていきます。また、相談支援ファイルを活用した情報共有も行います。 ◎巡回対象者の増加にも対応できるよう、就学に向けての支援体制の強化を図ります。	子ども・子育て支援課 学校教育課
健康教育の実施	◎生活習慣病予防等、こどもの健康づくりをテーマにした講話等を子育て支援センター等で実施し、健康維持の重要性等についての意識の高揚を図ります。 ◎生活習慣・食生活習慣について実態を把握し、小児期からの生活習慣病予防の取組を進めていきます。	子ども・子育て支援課 健康医療対策課
定期予防接種の実施	◎予防接種法に基づく定期予防接種を実施します。里帰り等により市外医療機関で接種をされた場合の接種費用償還払いの実施も行います。 ◎保護者に対してわかりやすい制度の周知を行うとともに、接種率向上のため接種勧奨に努めます。 ◎医療機関に対し情報提供を行うなど連携を図り、接種事故防止に努めるとともに、こどもの感染及び重症化予防、保護者の経済的負担軽減のため、予防接種法に基づかない任意予防接種費用助成事業を継続して実施します。	子ども・子育て支援課 健康医療対策課
保護者の健康づくりへの支援	◎1歳6か月児健康診査で保護者歯科健診を実施するほか、赤ちゃん訪問や乳幼児健診等でがん検診や保護者の健康づくりに関する情報の提供を行います。 ◎不安の強い保護者を対象としたカウンセラーによる相談を実施します。	子ども・子育て支援課

基本施策② こどもの誕生前から幼児期までの愛着の形成と安心を伴うこどもの成長の保障と遊びの充実

- こどもの心身の状況や、保護者・養育者の就労・養育状況を含むこどもの置かれた環境等に十分に配慮しつつ、こどもの誕生前から幼児期までの育ちをひとしく、切れ目なく保障します。待機児童対策に取り組むとともに、親の就業の状況にかかわらず、特に 3 歳未満児の子育て当事者が地域の中で孤立しないよう、認定こども園、保育所(園)、幼稚園、地域子育て支援拠点など地域の身近な場を通じた支援を充実します。
- こどもの心身の健やかな成長のためには、親とこどもが向き合う時を過ごすことが重要です。一方、親もこどもとのかかわりについての不安や悩みを感じており、様々な支援やサービスにより精神的な負担の軽減に努め、こどもとのかかわりの密接によるこどもの愛着※形成を支えていきます。

※この時期の最たる特徴は、愛着の形成と豊かな遊びの体験が重要ということであり、これらが生涯にわたるウェルビーイング向上の土台をつくります。

- 幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることから、幼稚園、保育所、認定こども園の施設類型を問わず、安全・安心な環境の中で、幼児教育・保育の質の向上を図ることを通じて、障がいのあるこどもや医療的ケア児、外国籍のこどもをはじめ様々な文化を背景にもつこどもなど特別な配慮を必要とするこどもを含め、一人一人のこどもの健やかな成長を支えていきます。
- 地域や家庭の環境にかかわらず、全てのこどもが、格差なく質の高い学びへ接続できるよう、学びの連続性を踏まえ、幼保小の関係者が連携し、こどもの発達にとって重要な遊びを通じた質の高い幼児教育・保育を保障しながら、幼児教育・保育と小学校教育の円滑な接続の改善を図ります。

◆具体的な施策◆

施策	施策内容	担当課
子育て講演会・講習会の開催	◎子育て支援センターにて、こどもの発達、しつけ、病気、健康づくり等をテーマに、各種講座を毎月定期的 に開催します。 ◎利用者参加型のワークショップも実施していきます。	子ども・子育て支援課

施策	施策内容	担当課
幼児期教育の充実	◎家庭や地域との連携を深め、こどもたちが遊びや集団生活を通して健やかな成長・発育ができるよう、教育環境の整備に努めるとともに、一人ひとりの個性や成長に合わせた教育・保育を実施します。 ◎公立幼稚園では、幼児教育の質の向上に向けた先導的な役割を果たすとともに、インクルーシブ教育（障がいのある幼児もない幼児も共に学ぶこと）を推進します。 ◎幼児通級教室では、多様な個性がみられる幼児が持てる力を活かせるよう、個々に対応した支援を実施します。 ◎浜田市幼児教育センターでは、教育・保育施設で行われる研修への教育専門員及び幼児教育アドバイザーの派遣や教育・保育施設と小学校の連携を進める場づくり等を推進します。	教育総務課 （子ども・子育て支援課）
妊産婦訪問指導・乳幼児全戸訪問の実施 （赤ちゃん訪問事業）（※再掲）	◎赤ちゃん訪問事業では、生後4か月以内の乳児のいる原則すべての家庭を訪問し、こどもの健康管理や保護者の育児不安の軽減を図ります。 ◎子育て世代包括支援センターの機能強化を図り、子育ての孤立化を防ぐとともに、子育てに関する必要な情報提供を行い、適切なサービス提供に結びつけ、こどもの健やかな育成を図ります。また、仲間づくりや自主活動へもつなげていきます。 （※目標事業量など詳細は「第5章 4」に記載）	子ども・子育て支援課
養育支援訪問の実施 （※再掲）	◎赤ちゃん訪問事業で把握した、養育の困難な家庭や保護者への支援者がいないケースに対し、継続的な訪問を実施します。 ◎育てにくさを感じる親に寄り添う事業として、あそびの広場などの事業を実施します。 （※目標事業量など詳細は「第5章 4」に記載）	子ども・子育て支援課
通常保育の充実	◎保育施設の整備に取り組むとともに、経年劣化を理由とする施設改修を進めます。 ◎今後も希望の保育所（園）、認定こども園への入所ができるよう適正規模・適正配置に努めます。 （※目標事業量など詳細は「第5章 3」に記載）	子ども・子育て支援課

施策	施策内容	担当課
延長保育の実施	◎通常の開所時間（11 時間）を超えて児童を保育します。 ◎利用者のニーズに対応した実施を図ります。 （※目標事業量など詳細は「第5章 4」に記載）	子ども・子育て支援課
休日保育の実施	◎保護者の多様な就労等により、休日の保育ニーズに 대응するため、今後も継続して実施します。	子ども・子育て支援課
病児・病後児保育の充実	◎病児及び病後児を浜田市病児・病後児保育室（「びいびくのおへや」）で一時的に預かります。 （※目標事業量など詳細は「第5章 4」に記載）	子ども・子育て支援課
無償化対象となる一時保育（預かり）の充実	◎就労の多様化に伴う一時的な保育や保護者の傷病等による緊急保育、保護者のリフレッシュ等を目的とした一時的に預かる保育事業であり、引き続き充実に努めます。 （※目標事業量など詳細は「第5章 4」に記載）	子ども・子育て支援課
子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ）の実施（※再掲）	◎保護者が病気になった場合等に、一定期間児童を預かる「ショートステイ」、保護者の帰宅が常に夜間になる場合や休日勤務の場合等に、一時的に児童を預かる「トワイライトステイ」については、児童福祉施設等と里親で受け入れが可能です。 ◎引き続き子育て短期支援事業を実施し、保護者の多様な要望に応えられるような体制を構築していくとともに、受入先の児童福祉施設等の整備に対する補助や里親に対する支援を推進していきます。 （※目標事業量など詳細は「第5章 4」に記載）	子ども・子育て支援課
保育施設の整備	◎園児が安全な環境で過ごせるように施設整備の改修や充実に努めます。	子ども・子育て支援課
0 歳児年度途中受入体制の整備	◎0 歳児年度途中の保育所（園）入所に対応できるよう、保育士を配置する保育所（園）、認定こども園に対し支援を行います。	子ども・子育て支援課
保育士修学資金の貸付	◎保育士養成施設で修学する者に修学資金を貸付け、資格取得後、浜田市内の保育施設に従事した場合に返還を免除し、質の高い保育士の確保に努めます。	子ども・子育て支援課

基本視点 3

学童期・思春期における視点

基本施策① こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の再生等

- こどもの心身の状況や、保護者・養育者の就労・養育状況を含むこどもの置かれた環境等に十分に配慮しつつ、こどもの誕生前から幼児期までの育ちをひとしく、切れ目なく保障します。待機児童対策に取り組むとともに、親の就業の状況にかかわらず、特に 3 歳未満児の子育て当事者が地域の中で孤立しないよう、認定こども園、保育所(園)、幼稚園、地域子育て支援拠点など地域の身近な場を通じた支援を充実します。
- 住んでいる地域に関わらず、全てのこどもが、自分の良さや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り開き、持続可能な社会の創り手となることができるよう、個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実します。
- 学校における働き方改革や処遇改善、指導・運営体制の充実の一体的推進、1 人 1 台端末やデジタル教科書の活用などを進め、一人一人のこどもの可能性を伸ばしながら、教職員が本来求められる役割に対してその力を存分に発揮できるようにしていきます。
- 将来にわたりこども・若者がスポーツ・文化芸術に継続して親しむことができるよう、地域の実情に応じて、部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた地域のスポーツ・文化芸術環境の整備を進めます。また、社会形成に参画する態度や規範意識、思いやりの心を育てるため、道徳教育や情報モラル教育を推進します。
- 学校給食の充実や、栄養教諭を中核とした、家庭、学校、地域等が連携した食育の取組を推進します。



◆具体的な施策◆

施策	施策内容	担当課
地域に開かれた学校づくり	◎学校だよりを地域に配布し情報提供に努めるなど、学校の教育情報を保護者や地域へ提供するとともに、公開授業や学校行事の公開により、地域に開かれた学校づくりを推進します。なお、実施にあたっては、安全性に十分配慮します。 ◎小中学校にコミュニティ・スクールを導入し、子どもたちの豊かな成長を目指し、学校・地域・家庭による総がかりの教育を推進します。 ◎学校と地域社会が目標やビジョンを共有し、協働しながら、こどもも大人も共に高まりあい、つながりのある魅力あふれる地域を創生する取組を推進します。 ◎まちづくりセンターを核として、地域の人材を活用した地域学校協働活動に取り組み、学習内容の充実や地域住民との交流を推進します。	学校教育課 まちづくり社会 教育課
教育分野などにおける男女共同参画の推進	◎学校教育において、固定的な役割分担意識や思い込みを植え付けない教育が推進されるよう、学習機会の提供や情報の提供を行います。 ◎市内各幼稚園、保育所（園）等において、幼少期からの性別による固定的な観念や役割分担意識を植え付けない環境づくりのため、書籍・広報誌の配布など啓発に取り組みます。	人権同和教育啓 発センター
1人1台端末等の活用	◎GIGA スクール構想により整備した1人1台端末等のICT機器を活用し、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図ります。 ◎ICT機器を活用した授業を推進するため、教職員に対して研修を実施します。 ◎1人1台端末等のICT機器を計画的に更新し、教職員や児童生徒の教育環境の維持・充実を図ります。	学校教育課
部活動の地域連携・地域移行	◎合同部活動の実施や部活動指導員の配置により、部活動の地域連携を推進します。 ◎部活動の地域移行に関して、学校や地域団体等の関係者による協議を進めます。	学校教育課 スポーツ振興課 文化振興課

施策	施策内容	担当課
食育の推進	◎子育て支援センターでの相談や乳幼児健診時に食育アドバイスをを行うとともに、アレルギーや食に関する悩みをテーマにした教室や料理教室を引き続き開催します。 ◎市内保育所（園）、幼稚園等に通う年中児と小中学生に対して実施した「生活習慣・食生活に関するアンケート調査」の結果を今後の事業展開に活用するとともに、保護者を対象に出前講座を実施します。 ◎学校給食を通じた食育の推進に努めます。また、地元産品活用割合調査においては、70%を維持するよう努めます。	子ども・子育て支援課 健康医療対策課 教育総務課
食育の推進体制の整備	◎食育推進ネットワーク会議の関係機関と連携して、「食育推進計画」に沿った取組を推進します。 ◎「食育フェスタ in 浜田」を継続して開催します。	健康医療対策課
食生活改善推進協議会活動の推進	◎生涯を通じた健康な食生活を身に付けるため、食生活改善推進員養成講座を継続して開催し、食育推進のため地域で活動するボランティアの育成や再教育等を実施します。また、食育研修を各支部で実施し、地域での食育活動を推進します。 ◎小児期からの生活習慣病の予防に向けた活動として、保育所（園）での親子クッキング、放課後児童クラブでのおやつづくり、小中学校での調理実習等を今後も継続して実施します。	健康医療対策課

基本施策② 居場所づくり

- ・こども・若者の「居場所」とは、こども・若者が遊んだり、何もしなかったり、好きなことをして過ごす場所や時間、人との関係性全てが「居場所」になり得るものであるが、その場を居場所と感じるかどうかはこども・若者本人が決めるものであるという前提に立って居場所づくりを推進します。
- ・誰一人取り残さず、こども・若者の視点に立った多様な居場所づくりが行われるよう、こども・若者の声を聴きながら居場所づくりを推進します。全てのこどもが放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後のこどもの遊びと生活の場である放課後児童クラブの受け皿整備を着実に進め、放課後児童クラブの安定的な運営を確保し、待機児童の早期解消を図るとともに、学校施設の利用促進の観点も含め市長部局・教育委員会等の連携を促進する等の放課後児童対策に取り組みます。

◆具体的な施策◆

施策	施策内容	担当課
放課後児童クラブの充実	◎放課後、仕事等で保護者のいない小学校児童の健全育成を図ります。 ◎放課後児童クラブ利用者は年々増加しており、今後も引き続き保護者の就労支援のために受け入れ体制の整備を図ります。 ◎支援員の資質向上のための研修の実施や島根県等が主催する研修の周知を図ります。 ◎放課後児童クラブの質の向上の観点から、民間委託を進めます。 (※目標事業量など詳細は「第5章 4」に記載)	子ども・子育て支援課
放課後子ども教室の充実	◎放課後や休日等において、学校、家庭、地域の連携・協働によるこどもを育む地域活動や地域ぐるみでのこどもの育成を支援します。 ◎中学校区ごとに地域学校協働会議を組織し、学校・家庭・地域の連携・協働によるこどもを育む地域活動についての研修などを行います。 ◎児童の放課後や休日の過ごし方、放課後支援のニーズを把握し、その実態やニーズに即した放課後子ども教室の設置や増設を検討します。 ◎すべてのこどもたちが放課後を安心・安全に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるようまちづくりセンターが中心となりコーディネートを行います。 ◎放課後子ども教室と放課後児童クラブの一体的な、または連携による実施に取り組みます。 (※目標事業量など詳細は「第5章 4」に記載)	まちづくり社会教育課
こどもの居場所づくりコーディネーターの配置	◎地域全体でこどもの視点に立った多様な居場所づくりが行われるために、地域におけるこどもの居場所づくりの支援体制の構築等に必要となる「こども居場所づくりコーディネーター」の配置等を検討します。	子ども・子育て支援課

基本施策③ 小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実

- ・小児医療の関係者と成育過程にある者に対する医療、保健、福祉、教育等の関係者等との連携体制の構築を図り、医療的ケア児やその家族も含めた支援体制を確保する等、地域のこどもの健やかな成育の推進を図ります。

- ・こども・若者が、自らの発達の程度に応じて、心身の健康、性に関する正しい知識を得て、SOSを出したり、セルフケアをしたり、自らに合ったサポートを受けたりできるよう、教育委員会と保健部局が連携し、学校や保健所等において、性に関する科学的知識に加え、性情報への対処や互いを尊重し合う人間関係など様々な観点から、医療関係者等の協力を得ながら、性と健康に関する教育や普及啓発・相談支援を進めます。

◆具体的な施策◆

施策	施策内容	担当課
定期予防接種の実施 (※再掲)	◎予防接種法に基づく定期予防接種を実施します。里帰り等により市外医療機関で接種をされた場合の接種費用償還払いの実施も行います。 ◎保護者に対してわかりやすい制度の周知を行うとともに、接種率向上のため接種勧奨に努めます。 ◎医療機関に対し情報提供を行うなど連携を図り、接種事故防止に努めるとともに、こどもの感染及び重症化予防、保護者の経済的負担軽減のため、予防接種法に基づかない任意予防接種費用助成事業を継続して実施します。	子ども・子育て支援課 健康医療対策課
児童生徒健康診断の実施	◎内科・歯科・眼科・耳鼻科検診、心電図検査等の定期健診や生活習慣病予防のための血液検査を実施し、児童生徒の健康の保持・増進を図ります。	学校教育課
歯の健康の推進	◎むし歯予防の推進のため、学校でのフッ素洗口の実施について、関係者による協議を行います。	子ども・子育て支援課 学校教育課

施策	施策内容	担当課
健康に対する正しい知識の普及 (※再掲)	◎性教育をはじめ、喫煙、飲酒、薬物乱用の禁止等の保健教育について、児童生徒が主体的に問題を解決する力が身につくよう、健康に対する正しい知識の普及を推進します。また、健康な生活習慣についての学習やがん検診の重要性等の啓発も進めます。 ◎がんに対する正しい知識とがん患者に対する正しい認識をもてるよう、がん教育の実践に向けて研修などの取組を進めます。 ◎こころの健康づくりの推進として、市内の小中高校生を対象に、講師を派遣し、SOSの出し方に関する教育やこころの健康づくり出前講座等を通じて他者を思いやる気持ちや自分も大切にすることも若者の意識啓発に努めます。 ◎養護教諭を中心に児童生徒の成長に応じた学習の年間計画を定め、取組を進めています。また、市からの講師派遣など外部講師による講演会や出前授業等を行います。保護者や地域にも授業を公開する機会をもちながら、一層の啓発を進めます。 ◎口腔衛生の正しい知識を身につけ、むし歯・歯周病予防を推進します。	健康医療対策課 学校教育課
教育相談の実施	◎児童生徒や保護者の相談に応じ、必要に応じて関係機関等と連携を図りながら対応に努めており、引き続き相談業務を推進します。	学校教育課
小児医療体制の整備 (※再掲)	◎小児救急体制の充実に向けて、関係機関と協議を継続するとともに、小児救急体制がスムーズに機能するよう、受診者への細やかな情報提供と医療機関のかかり方についての啓発活動を積極的に行います。 ◎国保診療所の各医師が連携することにより、今後も中山間地域の小児医療の充実を図ります。 ◎今後も休日応急診療所を開設し、日曜・祝日の診療体制を継続します。	健康医療対策課

基本施策④ 成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育

-
- ・こども・若者が社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら、社会を生き抜き、地域の課題解決を社会の構成員として主体的に担う力を発達の程度等に応じて身に付けることができ

るよう、主権者教育を推進します。

- 様々な仕事・ロールモデルに触れる機会、社会人との交流の場、乳幼児と触れ合う機会などを創出し、こども・若者が自らのライフデザインを描けるよう、意識啓発や情報提供に取り組めます。
- こども・若者が、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けることに資する取組を推進し、職場体験・インターンシップ等の体験的な学習活動を効果的に活用します。

◆具体的な施策◆

施策	施策内容	担当課
「生きる力」の育成	◎心身の発達段階に応じたきめ細かな指導体制を確立し、義務教育9年間を見据えた教育活動を通して、児童生徒の基礎学力の向上を図りつつ、社会性・人間性豊かな児童生徒を育成するために、小中連携教育を推進します。また、各中学校区（8校）をブロックとして、地域や学校の実態に応じた小中連携教育の取組を推進します。 ◎児童生徒の生活習慣、学習習慣の改善のために、家庭、地域との連携をさらに強化します。	学校教育課

基本施策⑤ いじめ防止



- 全ての学校において、いじめ防止対策推進法に基づいた対応の徹底を図るとともに、道徳科や学級・ホームルーム活動等におけるこども主体でのいじめ防止に資する取組の実施、いじめの積極的な認知と早期の組織的対応、相談先の確保、関係機関等との連携の推進など、いじめ防止対策を強化します。加えて、いわゆる「ネットいじめ」に関する対策の推進を図ります。また、全てのこどもが自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができるよう働きかけるなど、いじめの未然防止教育を推進します。
- いじめの被害児が加害児でもあったり、加害の背景に虐待体験があったり、その保護者にも虐待体験があったり経済的困難の問題があったりするなど、その実態や背景の把握、解決に向けた対応は容易ではないことも多く、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを交えた多面的な見立てと横断的かつ縦断的な手立てや支援を講じます。

◆具体的な施策◆

施策	施策内容	担当課
スクールカウンセラーの配置	◎児童生徒の不登校、いじめ、その他の問題行動の未然防止や早期発見、早期解決に向けて、親や教師だけでは受け止めることのできない心の問題を支援するために、児童生徒の心理に豊富な知識と経験を有するスクールカウンセラーを引き続き配置していきます。また、スクールカウンセラーだけでなく、スクールソーシャルワーカーなどとも連携を図りながら、さらに効果的な取組を進めます。	学校教育課
いじめ・非行等への対応（スクールソーシャルワーカー）	◎いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待等、児童生徒の問題行動の背景には、児童生徒の心の問題とともに、家庭、友人関係、地域、学校等の児童生徒が置かれている環境の問題が複雑に絡み合っている場合があります。教育分野の知識に加えて社会福祉等の知識を活用し、問題を抱える児童生徒に対し、環境への働きかけや、関係機関のネットワークを活用して支援を行うスクールソーシャルワーカーを引き続き配置していきます。	学校教育課

基本施策⑥ 不登校のこどもへの支援

- ・不登校(ヤングケアラーを含む)については、本人・家庭・学校に関わる様々な要因が複雑に関わっている場合が多く、不登校はどの子どもにも起こり得るものであり、不登校というだけで問題行動であると受け取られることのないように配慮することを基本的な考え方とする教育機会確保法の趣旨を踏まえ、全ての子どもが教育を受ける機会を確保できるよう、学校内外の教育支援センターの設置促進・機能強化を図ります。
- ・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーなどの専門家にいつでも相談できる環境の整備、ＩＣＴ等を活用した学習支援、学校や子ども家庭センター等との連携など、不登校の子どもへの支援体制を整備し、アウトリーチを強化します。

◆具体的な施策◆

施策	施策内容	担当課
教育支援センター	◎心や体、家庭的な問題、学校での人間関係等から学校への不適応を起こした児童生徒に対して、学校への復帰を応援する施設及び心の居場所として引き続き、教育支援センター「山びこ学級」を開設します。同センターでは、小集団での学習指導、体験的活動、対象児童生徒や保護者との面談を通して学校や社会への適応を図ります。 ◎利用者等の増加に対応するため、指導員の確保や、設備、備品の整備を進めます。	学校教育課
スクールカウンセラーの配置 (※再掲)	◎児童生徒の不登校、いじめ、その他の問題行動の未然防止や早期発見、早期解決に向けて、親や教師だけでは受け止めることのできない心の問題を支援するために、児童生徒の心理に豊富な知識と経験を有するスクールカウンセラーを引き続き配置していきます。また、スクールカウンセラーだけでなく、スクールソーシャルワーカーなどとも連携を図りながら、さらに効果的な取組を進めます。	学校教育課
いじめ・非行等への対応（スクールソーシャルワーカー） (※再掲)	◎いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待等、児童生徒の問題行動の背景には、児童生徒の心の問題とともに、家庭、友人関係、地域、学校等の児童生徒が置かれている環境の問題が複雑に絡み合っている場合があります。教育分野の知識に加えて社会福祉等の知識を活用し、問題を抱える児童生徒に対し、環境への働きかけや、関係機関のネットワークを活用して支援を行うスクールソーシャルワーカーを引き続き配置していきます。	学校教育課

基本視点 4 青年期における視点

基本施策① 就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組

- ・若者の中には、非正規雇用等のフリーターも含まれ、経済的に不安定な生活を送っている若者もいます。一人ひとりの状況に応じたきめ細かい就労支援が求められていることから、良質な雇用環境の下で、将来への展望を持って生活できるよう、若者が就業しやすい環境づくりの支援を行います。また、「起業・創業」の機運醸成・啓発や、優秀な起業家発掘のため、起業の実現やビジネスプランの磨き上げを行うための支援を行うことで、市内での起業を促進します。

◆具体的な施策◆

施策	施策内容	担当課
就業機会の拡大と職業能力の開発	◎子育て世代の就職やキャリアアップにつながるよう、レディース仕事センター浜田と連携を図り、各種セミナー・企業説明会などの情報提供や広報を行います。 ◎就業を希望する保護者に対し、ＩＴ（情報技術）など様々な分野に対応した能力開発機会の提供を行います。	商工労働課
多様な働き方を可能とする就業条件の整備	◎国や関係機関と連携し、パートタイム就業希望者に対する相談及び情報提供を行います。 ◎こどもをもつ労働者に対する職場の雇用環境、整備の充実を推進するため、各企業に対してホームページやメールを活用し、情報提供に努めます。	商工労働課
雇用対策の推進	◎企業の魅力と雇用情報を発信する「働こう@浜田」を今後も活用し、様々な機会を通して地元企業の紹介や雇用に関する情報提供等を行います。また、事業者に対して、子育て世代の雇用に関する助成金の制度を紹介する等、国の支援を活用し雇用環境の改善に努めます。	商工労働課
事業主・企業の取組促進の啓発	◎育児休業や看護休暇制度の導入を促進するために、事業主等に制度の趣旨や内容についての普及啓発活動に努め、さらに市ホームページやポスター、チラシの配布等により制度の普及に取り組みます。	商工労働課

基本施策② 結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援

-
- 結婚の希望が叶えられない大きな理由としては、経済的事情や仕事の問題などのほか「適当な相手にめぐり会わないから」もあり、出会いの機会・場の創出支援について、官民連携、伴走型の支援を充実させます。また結婚に伴う新生活のスタートアップへの支援を推進します。

◆具体的な施策◆

施策	施策内容	担当課
結婚新生活応援	◎新規に婚姻した世帯等に対し、婚姻に伴う経済的な負担を軽減することにより、結婚の推進及び市内への定住促進を目的として、結婚新生活支援事業補助金又は結婚新生活応援金を給付します。	定住関係人口推進課

基本視点 5 子育て当事者への視点

基本施策① 子育てや教育に関する経済的負担の軽減

- ・ 幼児教育・保育の無償化や高校等の授業料支援、高等教育段階の修学支援など、幼児期から高等教育段階まで切れ目のない負担軽減を着実に実施します。
- ・ 教育費の負担が理想のこども数を持てない大きな理由の一つとなっているとの声があることから、その解消に向けた取組が求められています。

◆具体的な施策◆

施策	施策内容	担当課
妊婦一般健康診査の公費負担	◎医療機関での健診（14回・多胎児は5回追加）を公費負担します。	子ども・子育て支援課
産婦健康診査の公費負担	◎産後間もない母親のこころとからだの健康保持や産後うつ病の予防等を図ることを目的とした出産後の切れ目ない支援のため、産婦健康診査の費用を公費負担します。	子ども・子育て支援課
産後ケア利用費用の助成	◎心身のケアや育児のサポートが必要なケースに対し、産後ケア事業を紹介し、その利用費用の一部を助成します。	子ども・子育て支援課
妊婦歯科健康診査の公費負担	◎妊婦の口腔衛生の向上を図り、妊娠中や産後の健康づくりを支援するため、妊婦歯科健康診査の費用を公費負担します。	子ども・子育て支援課
小中学校の就学支援（※再掲）	◎経済的理由によって就学困難な児童生徒の保護者に対して、学用品、通学費、給食費等について支援を行います。	学校教育課
児童手当の支給	◎高校生世代までの児童生徒を養育している保護者に、児童手当を支給します。	子ども・子育て支援課
子ども医療費の助成	◎出生から中学3年生までの医療費について、自己負担を無料としています。 ◎高校生年齢については、入院での医療費の自己負担を無料とし、通院では医療費の自己負担のうち、自己負担限度額を超える額を助成します。	保険年金課

◆具体的な施策◆

施策	施策内容	担当課
子ども家庭センターの設置 (※再掲)	◎従来の「子育て世代包括支援センター(母子保健)」と「子ども家庭総合支援拠点(児童福祉)」が有してきた機能を引き続き活かしながら、一体的な組織として子育て家庭に対する相談支援を実施することにより、母子保健・児童福祉の両機能の連携・協働を深め、子育てに困難を抱える家庭に対して、切れ目なく、漏れなく対応していきます。 ◎サポートプランを作成し、支援の必要性が高い妊産婦、こども及びその家族を中心に、子育てやこどもに関する相談を受けて支援をつなぐためのマネジメントを行います。	子ども・子育て支援課
相談体制の充実	◎子ども・子育て支援課では、虐待、養育相談のほか、女性相談(DV相談)、男性相談やヤングケアラーに関する相談等、家庭と子育てに関する相談窓口を一本化して対応します。 ◎人権擁護委員や民生児童委員等の関係機関と連携を図り、相談窓口を充実します。	子ども・子育て支援課 人権同和教育啓発センター
家庭教育に関する学習機会の充実	◎日々の事業や行事を通して、親が子どもを育てることの社会的意義を学ぶとともに、子育てのノウハウや情報提供を行い、また地域ボランティアとの交流を図り、地域における家庭での子育て支援を図ります。	子ども・子育て支援課
子育て講座の開催	◎子育てや病気に関することなど、幅広い内容で研修会や講座を実施し、子育て家庭へ情報提供を図ります。	子ども・子育て支援課
家庭教育に関する相談体制の整備	◎子育て支援センターや青少年サポートセンターと連携し、子育てや家庭教育の不安や悩み等の緩和・解消に努めるため、専門職の配置により相談体制を整備します。	子ども・子育て支援課
家庭教育支援の充実	◎家庭教育に関する学習機会、親同士の交流を図るために、浜田親子共育応援プログラム(HOOP!)を推進します。 ◎親子や三世代での参加型行事や体験活動等のプログラムを展開するとともに、親世代の参画を促すよう努めます。	まちづくり社会教育課
家読の推進	◎家族の心の絆を深め豊かな心を育てるために関係機関と連携し家庭での読書を推進します。	教育総務課

施策	施策内容	担当課
子育て世代包括支援センター等の相談・情報提供体制の整備・充実	◎子育て世代包括支援センターや子育て支援センター等における相談や情報提供の機能の充実を図ります。 ◎保健師、保育士、助産師、栄養士等が専門的な立場で、子育て中の親やこどもの相談等にあたります。相談内容も専門的なものから保護者自身の悩み等幅広く対応していきます。 ◎相談対応能力の向上のための職員研修や、心の相談に対応するための専門カウンセリングによる相談、また、家庭での支援につなげるための養育支援訪問を引き続き行います。	子ども・子育て支援課
青少年サポートセンターの相談・支援体制の整備	◎様々な悩みを抱えるこどもや若者、保護者等の相談を青少年サポートセンターで受け付けます。また、相談内容に応じて学校や専門機関等と連携を図り解決に向けて支援します。 ◎社会参加に大きな不安がある若者や不登校等のこどもなどを対象に、自宅から出て安心して過ごすための居場所とできるように、オープンスペースとして開放します。	学校教育課 青少年サポートセンター
ファミリー・サポート・センターの充実	◎緊急時の預かりや送り迎え等、様々な子育てのニーズへ対応するため、援助依頼者（お願いする人）と援助提供者（任せてほしい人）に登録してもらい、相互の援助活動を支援します。今後も事業内容の周知等により会員数の増加に努めるとともに、会員への研修会の開催を行います。 ◎病児、病後児の預かりのための研修会や、ひとり親家庭等の利用料助成を実施します。 （※目標事業量など詳細は「第5章 4」に記載）	子ども・子育て支援課
子育て支援ネットワークの形成	◎地域の子育て支援団体、関係機関、行政が連携し、総合的な子育て支援を推進するネットワークの強化を図ります。 ◎子育て支援センターの事業や行事に地域や民生児童委員等の参加を依頼し、交流を図りながら地域での子育て支援に努めます。	子ども・子育て支援課

施策	施策内容	担当課
子育て支援コーディネーターの配置	◎行政施策に関する情報をはじめ、民間の支援団体等が提供するサービス情報等、子育て家庭に対して必要な情報の提供や助言を行います。 ◎子育て支援者同士が交流する機会を設けるなど、ネットワークを拡大する取組を進めます。 ◎現在活動している子育てサークルへの活動支援やサークル同士の情報交換の場を提供します。また、新たなサークルの立ち上げを推進します。 ◎子育て支援ガイドの活用など、子育てに関する行政施策の情報を提供し、活動の支援を行います。	子ども・子育て支援課
地域子育て支援拠点の設置	◎家庭や地域における子育て機能の低下や子育て中の親の孤独感、不安感の増大等に対応するため、地域において子育て親子の交流等を促進する子育て支援拠点の充実を図ります。 ◎子育て支援センター（すくすく）を拠点事業の「中核施設」として、子育て支援ネットワークづくり、子育てボランティアの育成に加え、子育てに関係する諸機関の研修会の実施や情報提供に取り組みます。 ◎市内4か所の子育て支援センターの情報交換会を開催し、連携を図ります。	子ども・子育て支援課
子育て応援隊の育成	◎少子化・核家族化が進み、子育て中の人の育児不安が増加する中で、地域での子育て支援力の向上を目的に、子育て応援隊を育成します。また、情報紙などで活動紹介や募集活動を行い、周知を図ります。 ◎地域での子育て応援隊活動がより活発になるため、子育てに関する研修会等を定期的の実施します。 ◎託児や行事へのボランティア等に参加してもらい、地域での子育て支援に努めます。 ◎新たな子育て応援隊の登録を増やすため、研修会や交流会などの周知方法を見直します。	子ども・子育て支援課
未就園児の子育て支援	◎働く母親の増加、それに伴う保育所（園）入所児童の増加、在宅児の減少により、地域でのこども同士の交流が持ちにくくなってきていることから、未就園児の親子が、園舎や園庭を利用して交流できる子育て支援活動を充実するとともに、参加者拡大に向けた情報提供の充実も図ります。	子ども・子育て支援課

施策	施策内容	担当課
家庭・地域・職場における意識づくり	◎ワーク・ライフ・バランスへの理解を深めるため、家庭・地域・職場において意識啓発に努め、情報提供を積極的に行います。 また、男女共同参画への理解を広め、正しい認識と理解を促進するために、まちづくりセンター等の関係機関と協同で研修会や講演会を開催します。 ◎固定的な性別役割分担の意識解消や働きやすい職場環境づくりのため、関係機関と連携を図りながら、情報提供を積極的に行います。	人権同和教育啓発センター
働く母親・父親を支える職場意識の醸成	◎育児休業や看護休暇制度の導入と、制度が利用しやすい職場の雰囲気等、子育て家庭を理解し、見守る職場環境づくりに努めるよう事業所に働きかけます。 ◎仕事と子育ての両立を支援するため、ファミリー・サポート・センター事業の拡大や啓発を実施します。 ◎ママパパ学級（妊婦教室）や子育ての講座、育児相談等に家族で参加できるよう、開催日時に配慮します。	商工労働課 子ども・子育て支援課
育児休業・看護休暇制度の普及啓発	◎母子健康手帳交付時にパンフレットを配布するなど育児休業や看護休暇制度の趣旨や内容についての普及啓発活動を推進し、周知徹底を促進します。	子ども・子育て支援課
働き方の見直しについての意識啓発	◎母親、父親ともに職業生活重視の考え方をあらため、家庭生活や地域活動等への積極的な参画を促進するための意識啓発に努めます。	子ども・子育て支援課
家庭における男女共同参画の意識啓発	◎ママパパ学級（妊婦教室）などにおいて性別役割分担意識をあらため、家事や育児など家庭生活全般において男女がともに協力しあえるよう、意識啓発を推進します。 ◎乳幼児健診の質問項目の中にパートナーの協力や育児参加等の状況を聞く設問を取り入れ、母親の育児状況とあわせて把握します。	子ども・子育て支援課
子育て世帯等への住宅支援	◎セーフティネット目的に整備された市営住宅について、広く周知し、住民生活の安定と地域の活性化を図ります。	建築住宅課

基本施策④ ひとり親家庭への支援

- ・ひとり親家庭が抱える様々な課題や個別ニーズに対応するため、児童扶養手当等による経済的支援のほか、各家庭の親子それぞれの状況に応じて、生活支援、子育て支援、就労支援等が適切に行われるよう取り組みます。また、様々な課題にワンストップで必要な支援につなげることができる相談支援体制を強化します。
- ・こどもにとって不利益が生じることのないよう、こどもの最善の利益を考慮しながら、安全・安心な親子の交流を推進するとともに、養育費の履行確保のため、養育費に関する相談支援や取決めの促進について強化を図ります。

◆具体的な施策◆

施策	施策内容	担当課
母子・父子自立支援員の配置	◎ひとり親家庭の経済的自立のための就業支援の推進と、生活全般の相談に関する指導・情報提供に努めます。	子ども・子育て支援課
ひとり親家庭の自立支援	◎母子・父子自立支援員が、ハローワークや社会福祉協議会等の関係機関と連携を取りながら自立に向けた支援を実施します。 ◎ひとり親家庭の保護者を対象に、就業につながる能力開発のために受講した受講料を補助します。 ◎ひとり親家庭の保護者を対象に、看護師等の養成機関における修業期間の生活費の負担軽減を図るため、給付金を支給します。	子ども・子育て支援課
児童扶養手当の支給 (※再掲)	◎父母の離婚等により、父または母と生計を同じくしていない18歳未満の児童（重度の障がいのある児童は20歳未満）を扶養している父または母、または、父または母に代わってその児童を養育している人で、所得要件に該当する場合に児童扶養手当を支給します。	子ども・子育て支援課
放課後児童クラブ負担金の減免	◎児童扶養手当を受給しているひとり親家庭の保護者に対して、子どもが市内の放課後児童クラブを利用している場合にはその負担金を減免します。	子ども・子育て支援課
ファミリー・サポート・センター援助活動利用料の助成 (※再掲)	◎ひとり親または養育者に対して、就労支援または育児の負担軽減を図るため、援助依頼を優先して行うとともに、援助活動の利用料の一部助成を行います。	子ども・子育て支援課
医療費の助成	◎福祉医療費助成事業において、ひとり親家庭にかかる医療費について助成します。	保険年金課

基本視点 6

こども・若者の社会参画・意見反映の視点

基本施策① こどもの意見が聴かれ、反映される環境整備

- ・「こどもまんなか社会」の実現に向けては、計画策定の段階、実施状況の評価においても主体となるこどもの意見を反映することが求められます。また、大人に対してもこのような取組や「こどもまんなか社会」について考え方への理解や協力を得られるような、研修や情報提供等を行うことで、こどもが主体となる活動や意見聴取等が促進されるような環境整備を図ります。
- ・こどもは大人から保護される対象、大人から支援されるべき存在という立場から、こどもの成長する力を信じ、こどもの考えを認め、こどものあるがままを受け容れるような立場への変化も求められています。大人もこのような変化に際して、従来のこどもに対する考え方、こどもとの接し方等を見直すことが求められます。

◆具体的な施策◆

施策	施策内容	担当課
こどもの権利意識普及啓発 (※再掲)	◎こどもの権利に関する理解を深めるための取組を行います。(こども若者、保護者養育者、こどもに直接関わる関係者など、対象ごとの取組を検討します。) ◎こどもの権利条例策定についての検討を行います。	全庁 (子ども・子育て支援課)

基本施策② こどもが社会参画できる機会の創出

- ・こどもが社会参画を通じて、主体的な活動を経験するなかで「こどもまんなか社会」の実現につながるものであると考えられます。こどもが、自分らしく行動でき、心理的にも安全安心な場となる社会参画の機会を創出することが求められます。

◆具体的な施策◆

施策	施策内容	担当課
こどもの意見聴取 (※再掲)	◎こどもの意見を聴くための体制の構築に向けた取組を行います。 ◎こどもアドボケート等の活用についての検討を行います。	全庁 (子ども・子育て支援課)

第5章 目標事業量と確保の方策

1 将来におけるこどもの数の推計

目標事業量の設定にあたって、計画期間におけるこどもの人口の推計を、コーホート変化率法※により行いました。

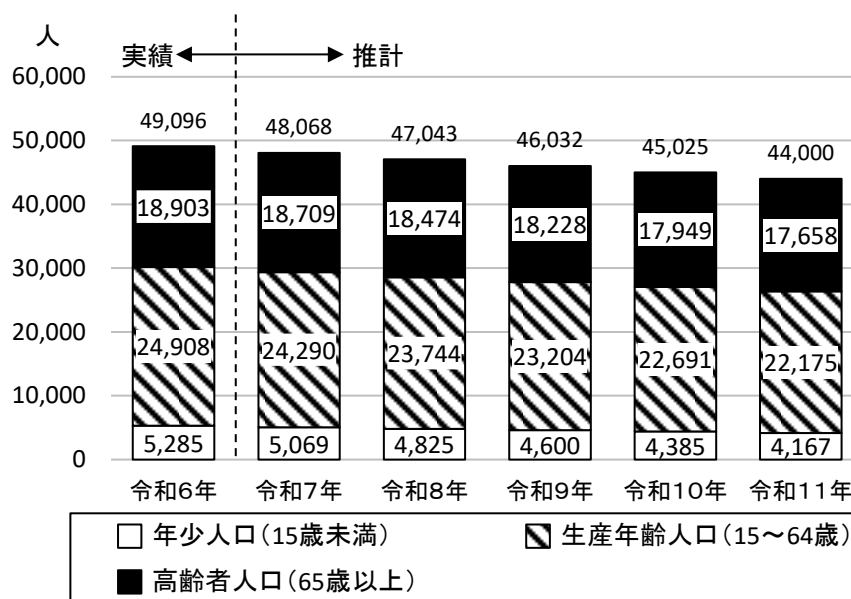
※すでに生存している人口については、コーホート（ある年齢層のかたまり）ごとに年々加齢していく人口を変化率を用いて求めると同時に、新たに生まれる人口については女性子ども比（20～44歳の女性に対する0歳児の比率）を用いて推計しています。

（1）将来推計人口

令和7年以降5年間の総人口における推計人口をみると、令和9年には46,032人、計画最終年の令和11年には44,000人まで減少するものと予測されます。

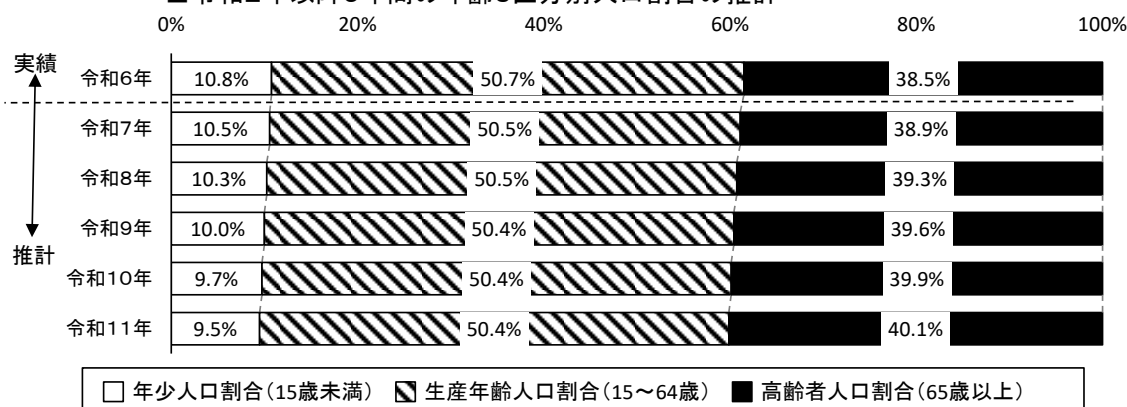
年齢3区分別人口割合の推移をみると、すべての年齢でも減少傾向が予測されます。

■ 令和2年以降5年間の人口推計



資料：住民基本台帳より推計

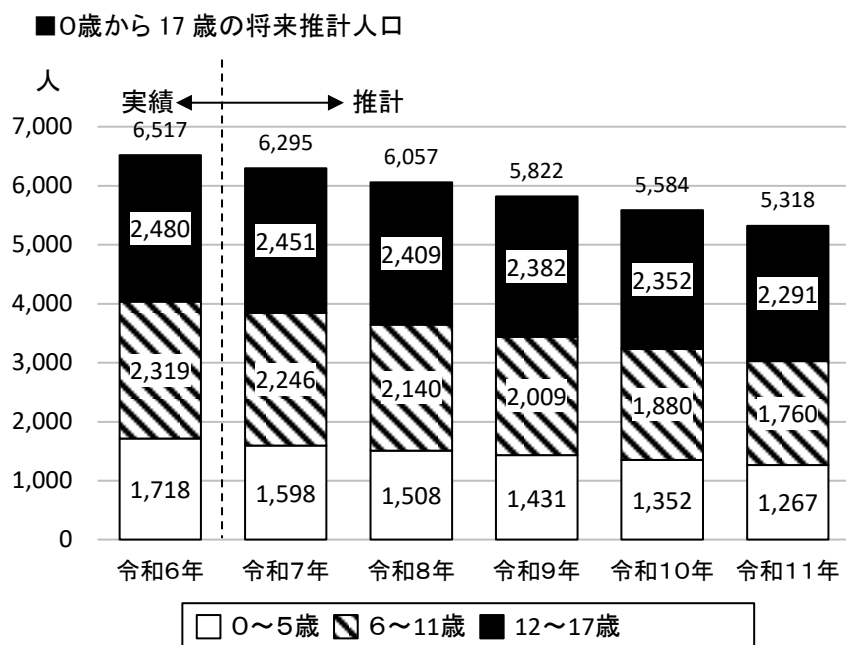
■ 令和2年以降5年間の年齢3区分別人口割合の推計



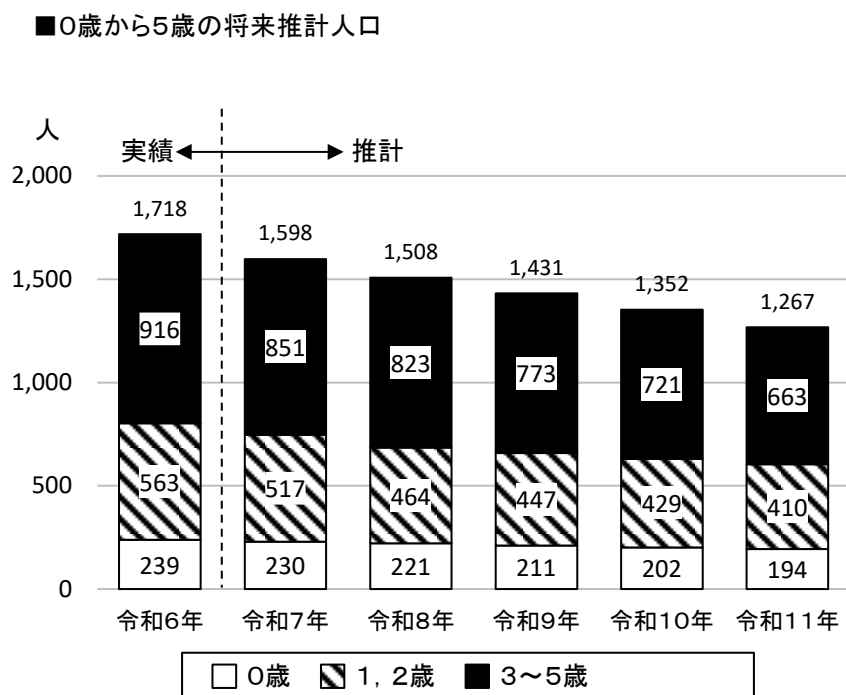
資料：住民基本台帳より推計

(2) 将来推計児童人口

本市の推計児童人口をみると、令和6年（実績）から令和11年にかけて、減少傾向で推移すると予測されます。



資料：住民基本台帳より推計



資料：住民基本台帳より推計

2 教育・保育提供区域の設定

(1) 区域設定の趣旨

子ども・子育て支援法に基づく基本指針（以下「基本指針」という。）では、市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、地域の実情に応じて、保護者やこどもが居宅より容易に移動することが可能な区域（以下「教育・保育提供区域」という。）を定め、この教育・保育提供区域ごとに教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の量の見込みや確保方策を定めることとされています。また、教育・保育提供区域は、認定区分（保育の必要性やこどもの年齢による、施設給付を受け取るための区分）や事業ごとに設定してもよいとされています。

(2) 浜田市の教育・保育提供区域

本市では、認定区分や事業ごとに、教育・保育提供区域を以下のように設定します。

区域名		地域	全市
区域数		5	1
教育・保	1号認定(3～5歳・教育)		●
	2号認定(3～5歳・保育)		●
	3号認定(0～2歳・保育)		●
地域子ども・子育て支援事業	利用者支援事業		●
	地域子育て支援拠点事業		●
	妊婦健康診査		●
	乳児家庭全戸訪問事業		●
	養育支援訪問事業・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業		●
	子育て短期支援事業		●
	ファミリー・サポート・センター事業		●
	一時預かり事業(幼稚園在園者対象)		●
	一時預かり事業(在園児対応型以外)		●
	延長保育事業		●
	病児・病後児保育事業		●
	放課後児童健全育成事業	●	
	子育て世帯訪問支援事業		●
	児童育成支援拠点事業		●
	親子関係形成支援事業		●
	妊婦等包括相談支援事業		●
	乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)		●
	産後ケア事業		●

3 教育・保育の事業量の見込み

(1) 前提となる考え方

基本指針では、幼稚園や保育所（園）等の現在の利用状況と今後の利用希望を踏まえて、認定区分ごとに目標事業量である「量の見込み」と事業の「提供体制」、その「実施時期」等を定めることとしています。認定区分は、以下のとおり1号、2号、3号の3つを設定します。

■認定区分と提供施設

認定区分		提供施設
1号	3～5歳、幼児期の学校教育のみ	幼稚園、認定こども園
2号	3～5歳、保育の必要性あり	保育所（園）、認定こども園
3号	0～2歳、保育の必要性あり	保育所（園）、認定こども園、地域型保育事業

(2) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

令和元年10月1日から幼児教育・保育の無償化が実施され、未移行幼稚園、認可外保育施設、預かり保育事業等の利用に係る「子育てのための施設等利用給付」制度が創設されました。

この制度は“①市町村の確認を受けた施設”を“②市町村の認定を受けたこども”が利用した際に要する費用を給付するものです。

本市では、子育てのための施設等利用給付にかかる申請について、各利用施設にとりまとめた協力を依頼し、施設等利用費の公正かつ適正な支給の確保に取り組むこととしています。

また、特定子ども・子育て支援施設等の確認や指導監督等については、県に対して情報等の共有を行い、適切な取組を進めていきます。

(3) 各年度における教育・保育の量の見込みと確保体制

① 1号認定（2号認定のうち、教育希望の高い方を含む）

◆量の見込みと確保方策の考え方◆

<量の見込みの考え方>

- ・アンケート調査による保護者の利用希望や実際の利用状況を踏まえた計画期間内における必要利用定員総数を、量の見込みとして設定します。

<確保方策の考え方>

- ・令和6年度現在、公立幼稚園1か所、私立幼稚園1か所（定員合計95人）、幼保連携型認定こども園4か所、保育所型認定こども園3か所（定員合計105人）の提供体制があります。令和7年度は、私立幼稚園1か所が幼稚園型認定こども園へ移行する予定としており、令和7年度以降は公立幼稚園1か所（定員合計60人）、幼保連携型認定こども園4か所、保育所型認定こども園3か所、幼稚園型認定こども園1か所（定員合計120人）で量の見込みを確保します。

単位(実人数/年)

		令和5年度(実績※)		令和7年度		令和8年度	
		利用者数		1号	2号(教育)	1号	2号(教育)
		1号	2号(教育)	3-5歳	3-5歳	3-5歳	3-5歳
①量の見込		129	-	104	-	101	-
②確保の内容	特定教育・保育施設	210	-	180	-	180	-
②-①		81	-	76	-	79	-

		令和9年度		令和10年度		令和11年度	
		1号	2号(教育)	1号	2号(教育)	1号	2号(教育)
		3-5歳	3-5歳	3-5歳	3-5歳	3-5歳	3-5歳
①量の見込		95	-	88	-	81	-
②確保の内容	特定教育・保育施設	180	-	180	-	180	-
②-①		85	-	92	-	99	-

※ 実績は5月1日現在

② 2号認定及び3号認定

◆量の見込みと確保方策の考え方◆

<量の見込みの考え方>

- ・アンケート調査による保護者の利用希望や実際の利用状況を踏まえた計画期間内における必要利用定員総数を、量の見込みとして設定します。

<確保方策の考え方>

- ・令和6年度現在、保育所（園）19か所（すべて私立。定員合計 1,020 人）、幼保連携型認定こども園 4 か所、保育所型認定こども園 3 か所（すべて私立。定員合計 560 人）の提供体制があります。なお、令和7年度は、保育所（園）1 か所（定員 20 人）が閉園、私立幼稚園 1 か所が幼稚園型認定こども園（定員 15 人）へ移行を予定しています。

単位(実人数／年)

	令和5年度(実績※)			令和7年度			令和8年度		
	利用者数			2号	3号		2号	3号	
	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳
①量の見込	865	490	154	712	429	132	689	392	127
②確保の内容	1,640			894	508	173	894	508	173
特定教育・保育施設	1,640			894	508	173	894	508	173
地域型保育事業	0			0	0	0	0	0	0
②－①	131			182	120		205	162	

	令和9年度			令和10年度			令和11年度		
	2号	3号		2号	3号		2号	3号	
	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳
①量の見込	647	385	121	604	376	116	555	366	112
②確保の内容	894	508	173	894	508	173	894	508	173
特定教育・保育施設	894	508	173	894	508	173	894	508	173
地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
②－①	247	175		290	189		339	203	

※実績は10月1日現在

4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み

(1) 前提となる考え方

基本指針では、地域子ども・子育て支援事業の現在の利用状況と今後の利用希望を踏まえて、事業ごとに「量の見込み」と「提供体制」、「実施時期」等を定めることとされています。地域子ども・子育て支援事業とは、子ども・子育て支援法等に定められた、(2)に挙げる19の事業のことです。

(2) 各年度における地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保体制

① 利用者支援事業

◆量の見込みと確保方策の考え方◆

<量の見込みの考え方>

- 母子保健機能と児童福祉機能を一体的に運営し、相談支援体制を強化した「こども家庭センター」において妊娠、出産、子育て期にわたる切れ目のない相談支援を実施します。(こども家庭センター型)

<確保方策の考え方>

- 子育て世代包括支援センター内と子ども・子育て支援課内に「こども家庭センター」を設置し、妊娠期から子育て期にわたる様々なニーズに対して総合的な相談支援を実施します。
- 子育て中の保護者の身近な相談先である地域子育て支援拠点や各関係機関と連携を図り実施します。

(こども家庭センター型)

	実績	目標事業量				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
確保の内容	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

※令和5年度までは母子保健型で実施

② 地域子育て支援拠点事業

◆量の見込みと確保方策の考え方◆

<量の見込みの考え方>

- ・アンケート調査による保護者の利用希望や現在の利用状況を踏まえた年間利用人数の見込みを、量の見込みとして設定します。ただし、両親ともにフルタイムで勤務している家庭については、利用率を半分程度に勘案して集計しています。

<確保方策の考え方>

- ・現在は浜田市子育て世代包括支援センター内の「すくすく」、日脚保育園内の「ひなしっこクラブ」、三隅保育所内の「おひさま」、あさひ子ども園内の「あさひなないろクラブ」の計4か所で実施しています。子育て中の親子に対する子育て相談や育児に関する情報提供、各種教室の充実に引き続き努めます。

単位(人回/年)

	実績	目標事業量				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	22,754	20,898	19,980	20,011	20,007	19,967
確保の内容	4か所	4か所	4か所	4か所	4か所	4か所

③ 妊婦健康診査

◆量の見込みと確保方策の考え方◆

<量の見込みの考え方>

- ・年間の妊娠届出見込み数に、国の示す望ましい受診回数である14回のうち過去の平均利用回数を乗じて算出した健診回数の見込みを、量の見込みとして設定します。

<確保方策の考え方>

- ・下記の確保の内容により、できるだけ早く妊娠届ができるよう周知に努め、県内の医療機関のほかに、里帰り分娩にも対応して県外の医療機関委託や償還払いを行い、適切な健診を受けられるよう今後も努めます。

単位(人、回/年)

		実績	目標事業量				
		令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の 見込み	対象者	255	232	221	212	204	196
	健診回数	2,841	2,681	2,560	2,451	2,354	2,269
確保の 内容	実施場所	※1	医療機関				
	実施体制	※2	個別に実施				
	検査項目	※3	血液検査、尿検査等決められた項目				
	実施時期	※4	随時				

※1 医療機関 ※2 個別に実施 ※3 血液検査、尿検査等決められた項目 ※4 随時

④ 乳児家庭全戸訪問事業（赤ちゃん訪問事業）

◆量の見込みと確保方策の考え方◆

<量の見込みの考え方>

- ・0歳児の将来推計人数を必要な対象人数（年間実人数）とみなし、量の見込みを設定します。

<確保方策の考え方>

- ・保健師・看護師等により、生後4か月までの乳児のいる原則すべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行っています。実施にあたっては、関係機関や地域の支援者等と連携して事業の推進を図ります。

単位(人/年)

		実績	目標事業量				
		令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		246	209	203	195	188	182
確保の内容	実施体制	※1	保健師・看護師等が訪問				
	実施機関	※2	浜田市				

※1 保健師・看護師等が訪問 ※2 浜田市

⑤ 養育支援訪問事業・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（要保護児童対策地域協議会）

◆量の見込みと確保方策の考え方◆

<量の見込みの考え方>

- ・養育支援訪問事業については、過去の訪問実績を踏まえた年間対象者数の見込みを、量の見込みとして設定します。

<確保方策の考え方>

- ・養育支援訪問事業については、赤ちゃん訪問事業等で把握した養育支援の必要な家庭に対して、保健師等の専門職が継続的に訪問します。
- ・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（要保護児童対策地域協議会）については、児童虐待の防止・早期発見・早期対応に向けた取組を進めます。

■養育支援訪問事業

単位(人/年)

		実績	目標事業量				
		令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		96	87	82	78	74	69
確保の内容	実施体制	※1	保健師等が訪問				
	実施機関	※2	浜田市				

※1 保健師等が訪問 ※2 浜田市

⑥ 子育て短期支援事業

◆量の見込みと確保方策の考え方◆

<量の見込みの考え方>

- ・アンケート調査による保護者の利用希望を踏まえた年間利用人数の見込みを、量の見込みとして設定します。

<確保方策の考え方>

- ・対象となるこどもの年齢等に応じて、児童福祉施設等や里親と連携を図りながら対応します。

単位(人日/年)

	実績	目標事業量				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	7	6	6	6	5	5
ショートステイ	7	6	6	6	5	5
トワイライトステイ	0	0	0	0	0	0
確保の内容	0	6	6	6	5	5
委託施設等の数	19 か所	19 か所	19 か所	19 か所	19 か所	19 か所

⑦ ファミリー・サポート・センター事業

◆量の見込みと確保方策の考え方◆

<量の見込みの考え方>

- ・0歳から小学校卒業までのこどもの将来推計人数と現在の利用状況を踏まえた年間利用人数の見込みを、量の見込みとして設定します。

<確保方策の考え方>

- ・事務局を継続して1か所設置します。今後も会員同士の交流会や事業周知のための説明会の開催、シルバー人材センター等類似のサービス提供団体との連携により、協力会員の確保に努めます。

単位(人日/年)

	実績	目標事業量				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	611	578	574	569	562	556
就学前	291	273	283	296	307	317
就学後	320	305	291	273	255	239
確保の内容	611	578	574	569	562	556
協力会員数	219	212	210	208	206	204

⑧ ア. 一時預かり事業（幼稚園在園者対象）

◆量の見込みと確保方策の考え方◆

<量の見込みの考え方>

- ・アンケート調査による保護者の利用希望や現在の利用状況を勘案した年間利用人数の見込みを、量の見込みとして設定します。

<確保方策の考え方>

- ・現在は公立幼稚園1か所、私立幼稚園1か所、幼保連携型認定こども園4か所、保育所型認定こども園3か所の計9か所で実施しています。今後は、私立幼稚園1か所が令和7年度に幼稚園型認定こども園へ移行する予定であるため、公立幼稚園1か所、私立幼稚園1か所、幼保連携型認定こども園4か所、保育所型認定こども園3か所の計9か所で量の見込みを確保します。

単位(人日/年)

	実績	目標事業量				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	15,734	13,950	14,436	14,508	14,479	14,246
確保の内容	15,734	13,950	14,436	14,508	14,479	14,246

イ. 一時預かり事業（在園児対応型以外）

◆量の見込みと確保方策の考え方◆

<量の見込みの考え方>

- ・アンケート調査による保護者の利用希望や現在の利用状況を勘案した年間利用人数の見込みを、量の見込みとして設定します。

<確保方策の考え方>

- ・現在は市内26か所で実施しており、今後も現状の体制を維持します。

単位(人日/年)

	実績	目標事業量				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	953	861	861	866	868	862
確保の内容	953	861	861	866	868	862

⑨ 延長保育事業

◆量の見込みと確保方策の考え方◆

<量の見込みの考え方>

- ・アンケート調査による保護者の利用希望や現在の利用状況を勘案した年間実利用人数の見込みを、量の見込みとして設定します。

<確保方策の考え方>

- ・現在は市内24か所で実施しており、未実施施設においても利用者のニーズに対応した実施を検討します。

単位(人/年)

	実績	目標事業量				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	445	385	345	311	279	249
確保の内容	445	385	345	311	279	249

⑩ 病児・病後児保育事業

◆量の見込みと確保方策の考え方◆

<量の見込みの考え方>

- ・アンケート調査による保護者の利用希望や現在の利用状況を勘案した年間利用人数の見込みを、量の見込みとして設定します。

<確保方策の考え方>

- ・令和3年度に浜田市田町に浜田市病児・病後児保育室（「びいびくのおへや」）を設置し、市内1か所で実施しています。運営には、指定管理者制度を導入し、民間事業者の能力を活かして事業を進めています。
- ・ファミリー・サポート・センター事業の活用による病児・病後児の預かりについても、引き続き普及を図ります。

単位(人日/年)

	実績	目標事業量				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	243	217	215	215	213	210
確保の内容	243	217	215	215	213	210
病児・病後児保育事業	241	215	213	213	211	208
ファミリー・サポート・センター事業	2	2	2	2	2	2

⑪ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

◆放課後児童クラブの量の見込みと確保方策の考え方◆

<量の見込みの考え方>

- ・アンケート調査による就学前のお子さんをもつ保護者の利用希望や現在の利用状況を踏まえた年間実利用人数の見込みを、量の見込みとして設定します。

<確保方策の考え方>

- ・現在は市内14校区19クラブで実施しています。放課後子ども教室との一体的な実施や、小学校の余裕教室等の活用、支援員の資質向上など、こどもの健全育成に適う放課後児童クラブの整備を質・量ともに進めます。また、民間活力の積極的な導入も進めます。
- ・確保の内容では利用定員総数を示しています。

単位(人／年)

区域	項目	実績	目標事業量				
		令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
市全域	量の見込み	771	831	818	799	790	799
	低学年(1～3年生)	625	660	651	636	627	636
	高学年(4～6年生)	146	171	167	163	163	163
	確保の内容	925	915	915	915	915	915
浜田地域	量の見込み	573	625	614	601	595	601
	低学年(1～3年生)	473	505	497	487	481	487
	高学年(4～6年生)	100	120	117	114	114	114
	確保の内容	685	655	655	655	655	655
金城地域	量の見込み	60	68	67	65	64	65
	低学年(1～3年生)	49	51	50	49	48	49
	高学年(4～6年生)	11	17	17	16	16	16
	確保の内容	80	80	80	80	80	80
旭地域	量の見込み	43	45	45	44	43	44
	低学年(1～3年生)	32	34	34	33	32	33
	高学年(4～6年生)	11	11	11	11	11	11
	確保の内容	40	60	60	60	60	60
弥栄地域	量の見込み	24	18	18	17	17	17
	低学年(1～3年生)	14	13	13	12	12	12
	高学年(4～6年生)	10	5	5	5	5	5
	確保の内容	20	20	20	20	20	20
三隅地域	量の見込み	71	75	74	72	71	72
	低学年(1～3年生)	57	57	57	55	54	55
	高学年(4～6年生)	14	18	17	17	17	17
	確保の内容	100	100	100	100	100	100

◆放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携等に関する考え方◆

＜放課後子ども教室と一体型クラブの整備計画＞

- ・一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室については、令和11年度に2か所の設置を目標に整備を進めます。

＜事業実施に係る教育委員会と福祉部局の連携に関する方策＞

- ・市の関係課や学校関係者、PTA 関係者、放課後児童クラブや放課後子ども教室の関係者等から構成される「はまだっ子共育運営委員会」により、効果的な放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施に向けた協議を行います。

＜小学校の余裕教室等の活用に関する方策＞

- ・学校教育に支障のない範囲で活用できる余裕教室が生じた場合は、放課後児童クラブや放課後子ども教室への活用ができないか小学校と協議を行います。

＜放課後児童クラブの開所時間の延長に係る取組＞

- ・放課後児童クラブの開所時間は、平常授業日は放課後から午後6時まで、土曜日や夏休み等長期休暇期間中は午前7時30分から午後6時となっています。いずれの開所日においても午後6時30分までの延長利用を実施しており、引き続き取り組みます。

＜特別な配慮が必要な児童への対応＞

- ・放課後児童クラブの利用申請において、受け入れ体制の目安となる基準づくりを進め、特別な配慮が必要な児童が安全・安心に過ごせる環境づくりを検討します。また、支援員等に研修等の機会を設け、特別な配慮が必要な児童への対応等の理解促進を図ります。
- ・放課後子ども教室については、児童の状況、実施環境、サポート体制等を勘案しながら、受け入れについて調整を図ります。

＜地域との連携と積極的な情報発信＞

- ・放課後児童クラブや放課後子ども教室におけるプログラムの実施や、放課後子ども教室における見守り等において、クラブと地域住民、関係機関、保護者等とが一層連携を図るための仕組みづくりを推進します。
- ・児童にとって、最善の放課後環境を検討・選択できるよう、事業内容、各クラブの概要、活動内容等の情報の積極的な公開に努めます。

■放課後子ども教室と一体型クラブの整備計画

	実績	目標事業量				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
放課後子ども教室	15 か所	15 か所	15 か所	15 か所	15 か所	15 か所
一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	2 か所

⑫ 子育て世帯訪問支援事業

事業実施については、検討中

◆量の見込みと確保方策の考え方◆

<量の見込みの考え方>

- ・新規事業のため、アンケート調査や市の統計による関連する数値から利用状況を想定した年間実利用人数の見込みを、量の見込みとして設定します。

<確保方策の考え方>

- ・新規事業のため、量の見込に対応する確保の内容を予定します。

単位(人／年)

	実績	目標事業量				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		25	24	23	22	21
確保の内容		25	24	23	22	21

⑬ 児童育成支援拠点事業

事業実施については、検討中

◆量の見込みと確保方策の考え方◆

<量の見込みの考え方>

- ・新規事業のため、アンケート調査や市の統計による関連する数値から利用状況を想定した年間実利用人数の見込みを、量の見込みとして設定します。

<確保方策の考え方>

- ・新規事業のため、量の見込に対応する確保の内容を予定します。

単位(人／年)

	実績	目標事業量				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		21	20	19	19	18
確保の内容		21	20	19	19	18

⑭ 親子関係形成支援事業

事業実施については、検討中

◆量の見込みと確保方策の考え方◆

<量の見込みの考え方>

- ・新規事業のため、アンケート調査や市の統計による関連する数値から利用状況を想定した年間実利用人数の見込みを、量の見込みとして設定します。

<確保方策の考え方>

- ・新規事業のため、量の見込に対応する確保の内容を予定します。

単位(人/年)

	実績	目標事業量				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		2	2	2	2	2
確保の内容		2	2	2	2	2

⑮ 妊婦等包括相談支援事業

◆量の見込みと確保方策の考え方◆

<量の見込みの考え方>

- ・令和6年度まで「伴走型相談支援」として実施していた事業について、令和7年度より「妊婦等包括相談支援事業」として創設され、引き続き事業を継続実施します。支援した年間実利用回数の見込みを量の見込みとして設定します。

<確保方策の考え方>

- ・新規事業のため、量の見込に対応する確保の内容を予定します。
- ・妊娠時から妊産婦等に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うとともに必要な支援につなぐ伴走型相談支援の推進を図ります。

単位(回/年)

	実績	目標事業量				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		696	663	636	612	588
確保の内容		696	663	636	612	588

⑩ 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

◆量の見込みと確保方策の考え方◆

<量の見込みの考え方>

- ・新規事業のため、アンケート調査や市の統計による関連する数値から利用状況を想定した年間実利用人数の見込みを、量の見込みとして設定します。

<確保方策の考え方>

- ・新規事業のため、量の見込に対応する確保の内容を予定します。

単位（人日／月）

	実績	目標事業量				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		10	10	9	9	8
確保の内容		10	10	9	9	8

⑪ 産後ケア事業

◆量の見込みと確保方策の考え方◆

<量の見込みの考え方>

- ・出産後1年以内の産後ケアを必要とする者を対象とし、心身のケアや育児のサポート等決め細かい支援を実施します。産後ケア事業を利用した年間の延べ利用人数の見込みを、量の見込みとして設定します。（令和5年度から利用回数の上限が4回から7回に変更）

<確保方策の考え方>

- ・宿泊型については新規事業のため、量の見込に対応する確保の内容を予定します。
- ・地域の助産院へ委託し、出産後1年以内の産後ケアを必要とする者に対し、産後も安心して子育てができるよう心身のケアや育児のサポート等決め細かい支援を実施します。

単位（人日／年）

宿泊型	実績	目標事業量				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		10	9	9	8	8
確保の内容		10	9	9	8	8

単位（人日／年）

デイサービス型	実績	目標事業量				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	518	627	603	575	551	530
確保の内容	518	627	603	575	551	530

単位(人日／年)

アウトリーチ型	実績	目標事業量				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	36	29	28	27	25	24
確保の内容	36	29	28	27	25	24

⑱ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業です。事業の実施については、今後検討していきます。

⑲ 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究や、その他の多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進するための事業です。事業の実施や具体的な取組内容については、今後検討していきます。

5 教育と保育の一体的提供に向けた市の考え方

(1) 認定こども園設置に関する方針

- ・認定こども園とは、教育・保育を一体的に行う施設で、保護者の就労状況に関わらず利用することができます。現在本市では、保育所型認定こども園を浜田地域の日脚保育園とうみかぜこども園、弥栄地域のやさかこども園計3か所、幼保連携こども園を浜田地域のこくふこども園、みなとこども園、ながさわこども園、旭地域のあさひこども園計4か所で設置しています。また、令和7年度には夕日ヶ丘聖母幼稚園が幼稚園型認定こども園へ移行を予定しています。
- ・国では、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけをもつ「幼保連携型認定こども園」の普及を進めています。本市においても、利用者のニーズを勘案しながら、各教育・保育施設と協議を進めていきます。

(2) 質の高い幼児期の教育・保育の提供や教育と保育の一体的な提供の推進に関する方針

- ・本市における幼児期の教育・保育は、幼稚園（公立1か所、私立1か所）、保育所（園）（私立19か所）、保育所型認定こども園（私立3か所）、幼保連携型認定こども園（私立4か所）で提供しています。令和7年度以降は、幼稚園（公立1か所）、保育所（園）（私立18か所）、保育所型認定こども園（私立3か所）、幼保連携型認定こども園（私立4か所）、幼稚園型認定こども園（私立1か所）で提供していきます。
- ・浜田市幼児教育センターに配置している教育専門員及び幼児教育アドバイザーを保育所（園）、認定こども園、幼稚園の研修に職員を派遣するなど、質の高い教育・保育の提供を進めていきます。

(3) 幼・保・小連携に関する方針

- ・現状は、公立幼稚園と小学校の教職員の組織的交流や、各地域において幼稚園や保育所（園）、認定こども園と小学校とで運動会や行事、体験活動等での交流が行われています。
- ・小学校入学に際して不適應を起こさず、就学前教育と小学校教育の円滑な接続がなされるよう、幼稚園・保育所（園）・認定こども園・小学校の職員同士が一堂に会した研修会の開催や互いの教育内容や指導法等の理解を深めるための取組を推進していきます。

第6章 推進体制

1 計画の推進にあたって

本計画は、こどもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、こども及びその保護者に必要な子ども・子育て支援事業や次世代を育成するための施策を体系的に位置づけるものです。

こどもに関わるすべての分野が連携して事業を展開し、こどもと子育て家庭を多方面から総合的に支援していくことを目的としていることから、その範囲は福祉・保健・医療から教育、労働、防犯等、行政全般にわたっています。

本市で育つすべてのこどもが、他者を思いやる気持ちをもった、次世代を担うたくましい存在として成長するための環境の整備は、行政のみの取組ではなく、関係諸機関、地域の自主活動組織や市民、企業等の参画が必要であり、その意識啓発と協働に努めていく必要があります。

特に、市民自らがこどもや子育ての問題全体に目を向け、互いに助け合う意識を持ち、支え合っていくことは、地域のつながりを強め、新たなコミュニティの形成を生み出す力にもなります。また、こどもが権利の主体として、本計画の推進にも関わることが重要です。

以上のような認識のもとに、関係諸機関との連携体制、庁内の体制づくりを進め、計画を推進していきます。

2 計画の推進体制

(1) 計画の進捗管理

本計画の推進にあたっては、PDCAサイクルに沿って、浜田市保健医療福祉協議会（子ども・子育て会議）において定期的な進捗状況等の評価等を行います。

(2) 市民との協働体制

本計画に掲げる子育て支援施策が、地域に根付き継続的に展開されるためには、市民が積極的に計画の推進に関わり、こどもの成長や自立を草の根レベルから支えていく体制づくりが必要です。

保護者同士が交流・連携を強めるとともに、地域住民の関心の喚起を図り、こどもや子育てに市民やこども自身が自主的に活躍できる土壌づくりを進めます。

また、ボランティア団体やNPOと行政が連携して子育て支援の推進について検討するとともに、地域ニーズの適切な把握と対応に努め、効率的・効果的に事業を推進します。特に、本計画の対象の主体となるこども・若者の意見を取り入れながら、計画における各施策・事業等の推進を図ります。

(3) 関連諸機関との連携体制

こどもが健やかに生まれ育ち、自立を促進するためには、幼稚園、保育所（園）、認定こども園、学校等をはじめ社会福祉協議会、企業等、関連する様々な機関との連携が必要です。

市内の関係諸機関の運営に対して積極的な協力を行うとともに、それらの機関との連絡調整を図り、計画の進捗状況等に関する情報等を共有化し、事業の円滑な推進に努めます。

(4) 庁内推進体制

本計画を着実に推進していくためには、施策・事業の実施状況を適宜把握し、新たな問題点や課題への対応をはじめ、事業の評価、再検討等を行う継続的な組織体制が必要です。特に本計画は、「児童福祉」のみならず施策の総合的な展開をめざすものであるため、部署間の連絡調整や連携強化に努めます。事業の評価、再検討等に際しては、こどもの意見を聴く機会も確保し、こどもが主体的に関わることができるよう取り組みます。

資料編

参考資料 1 委員等名簿

(1) 浜田市保健医療福祉協議会委員名簿 (任期：令和6年4月1日～令和8年3月31日)

No	関係団体	職名	氏名	備考
1	浜田市医師会	会長	笠田 守	
2	浜田市社会福祉協議会	会長	中島 良二	会長
3	島根県立大学	准教授	角 能	
4	リハビリテーションカレッジ島根	教務部長	青木 耕	
5	浜田歯科医師会	会長	佐々木 良二	
6	浜田薬剤師会	顧問	川神 裕司	
7	浜田医療センター	院長	栗栖 泰郎	
8	浜田市民生児童委員協議会	会長	佐々木 喜弘	副会長
9	浜田市保育連盟	会長	山崎 央輝	
10	浜田市手をつなぐ育成会	会長	室崎 富恵	
11	浜田市高齢者クラブ連合会	事務局長	布施 賢司	
12	浜田保健所	所長	中本 稔	
13	浜田警察署	生活安全課長	岡本 幸二	
14	浜田児童相談所	所長	長谷川 美穂	
15	浜田市校長会	会長	宇野 正一	
16	浜田地域協議会	委員	宮木 竜一	
17	金城地域協議会	委員	丸田 保恵	
18	旭地域協議会	委員	岡本 貞人	
19	弥栄地域協議会	委員	三浦 寿紀	
20	三隅地域協議会	委員	富金原 美和子	

(2) 浜田市子ども・子育て支援専門部会員名簿 (任期：令和6年2月1日～令和7年3月31日)

No	関係団体	職名	氏名	備考
1	浜田市医師会	さわだクリニック院長	澤田 宏志	
2	浜田歯科医師会	パール歯科院長	佐々木 良二	
3	浜田市社会福祉協議会	地域福祉課長	田邨 真紀夫	部会長
4	浜田市民生児童委員協議会	主任児童委員代表	三上 良匡	
5	浜田市保育連盟	会長	山崎 央輝	
6	認定こども園代表	日脚保育園園長	三上 弓子	
7	浜田市校長会	会長	西村 淳	～令和6年3月31日
			宇野 正一	令和6年4月1日～
8	浜田市立浜田幼稚園	園長	玉木 敦子	
9	保育所保護者会代表	おぐに保育園保護者会会長	山口 祐弥	～令和6年3月31日
			田中 彰啓	令和6年4月1日～
10	浜田市PTA連合会	会長	湯浅 弘一	
11	浜田市立浜田幼稚園PTA	会長	小松原 香江	～令和6年3月31日
			金子 友紀子	令和6年4月1日～
12	しまね子育て子育て支援ネットワーク	NPO法人浜田おやこ劇場理事	島田 美奈	
13	つながるネット西部	浜田のまちの縁側代表	栗栖 真理	副部会長
14	子育てママクラブ・プチ		小谷 知佳	
15	島根県自閉症協会	事務局長	山本 裕恵	
16	浜田商工会議所	専務理事	田村 洋二	
17	連合浜田地区会議	副議長	下岡 望	
18	浜田公共職業安定所	統括職業指導官	青木 真由美	～令和6年3月31日
			河内 加代子	令和6年9月1日～
19	浜田保健所	健康増進課長	上野 里美	～令和6年3月31日
			青笹 美香	令和6年4月1日～
20	浜田児童相談所	相談支援課長	木村 直美	
21	島根県立大学	准教授	角 能	
22	浜田地域協議会	委員	長谷川 真美	
23	金城地域協議会	会長	渡辺 学	～令和6年3月31日
		委員	山本 由美子	令和6年4月1日～
24	旭地域協議会	会長	岡山 令子	
25	弥栄地域協議会	委員	竹岡 篤志	
26	三隅地域協議会	委員	荒木 聖子	
27	はまだ協働学舎ファンタス	島根県立大学地域政策学部生	春日 歩	令和6年11月1日～

参考資料 2 協議会等規則

(1) 浜田市保健医療福祉協議会規則

浜田市保健医療福祉協議会規則

平成 17 年 12 月 22 日

規則第 241 号

改正 平成 20 年 4 月 1 日規則第 5 号

令和 6 年 3 月 29 日規則第 24 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、浜田市附属機関設置条例（平成 17 年浜田市条例第 18 号）第 3 条の規定に基づき、浜田市保健医療福祉協議会（以下「協議会」という。）の組織、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(補欠委員の任期)

第 2 条 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 3 条 協議会に会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 協議会の議事に当たり、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会)

第 5 条 協議会に、専門事項を調査審議するために専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、協議会から付託された事項及び保健、医療、福祉の各種計画に関する事項等について調査研究し協議会に報告する。

3 専門部会の委員は、当該専門事項に関して識見を有する者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

4 前 3 条の規定は、専門部会について準用する。この場合において、「委員」とあるのは「専門部会員」と、「協議会」とあるのは「専門部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、「副会長」とあるのは「副部会長」と読み替えるものとする。

(関係者の出席等)

第 6 条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第 7 条 協議会の庶務は地域福祉課において処理し、専門部会の庶務は関係主務課において処理する。

(その他)

第 8 条 この規則に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が会議に諮り定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日後又は委員の任期満了後最初に開かれる協議会の会議は、第 4 条第 1 項の規定にかかわらず、市長が招集するものとする。

附 則 (平成 20 年 4 月 1 日規則第 5 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和 6 年 3 月 29 日規則第 24 号)

この規則は、公布の日から施行する。

【参考】

浜田市附属機関設置条例（浜田市保健医療福祉協議会部分の抜粋）

1 担任事項

市長の諮問に応じ、保健医療福祉に関する基本的な計画等の策定及びその計画に基づく事業の実施に関する重要な事項を調査審議すること。

市長が行う事業の推進状況について審議し、市長に建議すること。

2 委員等の定数

識見者 2 人以内

医療関係団体代表 5 人以内

福祉関係団体代表 6 人以内

関係行政機関代表 3 人以内

学校教育関係代表 2 人以内

その他市長が特に必要と認める者 5 人以内

3 委員等の任期：2 年。ただし、再任を妨げない。

4 会議の充足数：委員の半数以上

5 表決の方法：出席委員の過半数

(2) 浜田市子ども・子育て支援専門部会設置要綱

浜田市子ども・子育て支援専門部会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第61条第1項に規定する子ども・子育て支援事業計画及びこども基本法（令和4年法律第77号）第10条第2項に規定するこども計画（以下「計画等」という。）の策定に当たり、専門的な調査及び審議を行うことを目的として、浜田市保健医療福祉協議会規則（平成17年浜田市規則第241号）第5条の規定に基づき、浜田市子ども・子育て支援専門部会（以下「専門部会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 専門部会は、計画等の策定のため、市における現状、課題等の調査及び審議を行い、浜田市保健医療福祉協議会へ報告を行うものとする。

(組織等)

第3条 専門部会は、30人以内の委員で組織する。

2 委員は、子ども・子育て・若者支援に関し優れた識見を有する者のうちから、市長が任命する。

(任期)

第4条 委員の任期は、令和7年3月31日までとする。

(部会長及び副部会長)

第5条 専門部会に部会長及び副部会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 部会長は、会務を総理し、専門部会を代表する。

3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 専門部会の会議は、部会長が招集し、部会長がその議長となる。

2 専門部会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 専門部会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 部会長は、会議の運営上必要があると認めたときは、委員以外の者を会議に出席させて、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 専門部会の庶務は、子ども・子育て支援課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、部会長が会議に諮り定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 5 年 6 月 13 日から施行する。
この要綱は、令和 6 年 11 月 8 日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要綱の施行の日後最初に開かれる専門部会の会議は、第 6 条第 1 項の規定にかかわ
らず、市長が招集するものとする。
(この要綱の失効)
- 3 この要綱は、令和 7 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

浜田市こども計画

発行年月:令和 7 年 3 月

発行・編集:浜田市健康福祉部子ども・子育て支援課
〒697-8501 島根県浜田市殿町1番地
TEL:0855-25-9331
